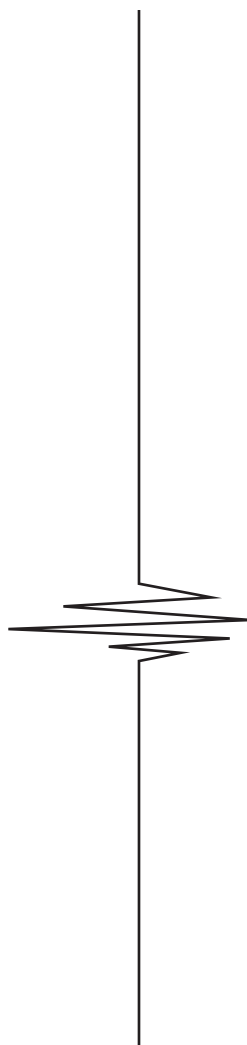
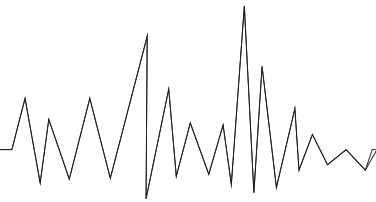


# 宮城県歯科医師会の 大規模災害に対する取り組み

東日本大震災発生以前





## 1 大規模災害対策プロジェクト委員会の立ち上げ

平成18年度宮城県歯科医師会事業計画の重点事業の1つとして、近い将来起こると想定されている宮城県沖大地震に備えて、公益法人として対応できる災害対策体制作り、マニュアル作成を目的に「大規模災害対策の強化」を掲げ、プロジェクト委員会を設置した。

## 2 プロジェクト委員会開催状況

平成18年度（9回）

平成19年度（8回）

平成20年度（3回）

## 3 プロジェクト委員会での協議事項

- (1) 平成18年度事業計画の具体的に取り組むべき課題について
- (2) 取り組むべき課題の進捗状況について
- (3) 対応マニュアルについて（目次ごと原稿担当割り当て）
- (4) 宮城県との協定書案について
- (5) 緊急時宮城県歯科医師会役員連絡網について
- (6) 宮城県の出前講演会について
- (7) 平成19年度大規模災害対策プロジェクト事業計画案について
- (8) 対応マニュアルの進捗状況について
- (9) 対応マニュアル（大規模災害対応マニュアル、身元確認マニュアル）の校正について
- (10) 出勤時の身分証明のための三点セット（身分証、腕章、帽子）の調製について
- (11) 災害対策訓練実施（身元確認実習）について
- (12) 災害策本部規程（案）と大規模災害対応マニュアルとの整合性について
- (13) 大規模災害時の東北大学大学院への要望等について
- (14) 一斉連絡応答システムについて
- (15) 災害対策本部規則（案）と大規模災害対策運営細則（案）について
- (16) 平成20年度9・1宮城県総合防災訓練について
- (17) 災害出勤時着用のビブス調製について

## 4 マニュアル作成、配布について

「大規模災害対応マニュアル」「身元確認マニュアル」を作成し、宮城県警察本部、協力歯科医、宮歯会員へ送付する。（平成19年6月15日）

## 5 災害時の歯科医療救護に関する協定書等の締結について

- (1) 大規模事故、災害等の発生時における多数死体の検視並びに身元確認に関する覚書  
ア 宮城県警察本部、宮城県医師会（昭和61年11月26日）
- (2) 災害時の歯科医療救護に関する協定  
ア 宮城県（平成19年3月30日）  
イ 社団法人宮城県歯科技工士会（平成19年4月19日）  
ウ 宮城県歯科衛生士会（平成19年4月19日）



- エ 東北新潟歯科用品商協同組合宮城県支部（平成19年4月19日）
- (3) 災害時の身元確認に関する協定
  - ア 宮城海上保安部（平成20年12月19日）
- (4) 緊急通行車両関係
  - ア 宮城県警へ緊急通行車両等事前届出（平成19年10月18日）
  - イ 緊急通行車両等事前届出済証交付（平成19年10月24日）
  - ウ 対象車両：本会公用車、巡回診療車

## 6 大規模災害対策本部の設置

- (1) 第122回通常代議員会（平成20年6月21日）において、社団法人宮城県歯科医師会大規模災害対策本部規則策定が承認される。
- (2) 会議開催関係
  - ア 平成20年度第1回大規模災害対策本部会議（平成20年6月23日）
    - (ア) 協議
      - ① 岩手・宮城内陸地震災害被災者への対応について
      - ② 見舞いのため、日本歯科医師会役員来館への対応について
      - ③ 平成20年度9・1宮城県総合防災訓練について
    - イ 平成20年度第2回大規模災害対策本部会議（平成20年7月3日）
      - (ア) 協議
        - ① 今後の避難所における救護活動について
        - ② 日本歯科医師会からの見舞金について
        - ③ 情報網の整備について
      - ウ 平成20年度第3回大規模災害対策本部会議（平成20年8月21日）
        - (ア) 協議
          - ① 平成20年度9・1宮城県総合防災訓練への対応について
          - ② 一斉連絡応答システムについて
          - ③ 緊急地震速報受信装置について
      - エ 平成21年度第1回大規模災害対策本部会議（平成21年4月27日）
        - (ア) 協議
          - ① 「災害時の歯科医療救護に関する協定」の手順・手続きについて
          - ② 身元確認研修会への対応について
          - ③ 平成21年度9・1宮城県総合防災訓練参加への対応について
          - ④ 一斉連絡応答システムの更新について
          - ⑤ マニュアルの再点検について
      - オ 平成21年度第2回大規模災害対策本部会議（平成21年8月4日）
        - (ア) 協議
          - ① 警察歯科医会総会および身元確認研修会について
          - ② 9・1宮城県総合防災訓練参加への対応について
          - ③ 新型インフルエンザに対する対応について



カ 平成21年度第3回大規模災害対策本部会議（平成21年9月1日）

（ア）協議

- ① 9月1日防災訓練の結果について
- ② 9月1日防災訓練の結果に基づく本部としての活動内容について
- ③ 9月1日防災訓練の総括および、今後の防災訓練について

キ 平成22年度第1回大規模災害対策本部会議（平成22年6月18日）

（ア）協議

- ① 平成22年度9・1宮城県総合防災訓練参加への対応について
- ② 宮城県歯科医師会独自の防災訓練（一斉連絡応答システムも含めて）について
- ③ マニュアルの再点検について
- ④ 身元確認研修会について

ク 第2回大規模災害対策本部会議（平成22年7月15日）

（ア）協議

- ① 9・1宮城県総合防災訓練参加への対応について
- ② 第4回身元確認研修会について
- ③ マニュアルの再点検について

ケ 第3回大規模災害対策本部会議（平成22年9月8日）

（ア）協議

- ① 9月1日防災訓練の結果について
- ② 9月1日防災訓練の総括および、今後の防災訓練について

## 7 身元確認研修会の実施

（1）第1回身元確認研修会

日 時：平成20年2月11日（月・祝日）宮城県歯科医師会館 5階講堂

内 容：「現状報告、講演、実習（検死作業、情報収集作業、照合作業）、講評」

講 師：日本大学歯学部法医学教室教授 小室歳信 先生

福島県歯科医師会常務理事 印南知弘 先生

参加者：合計145名

（2）第2回身元確認研修会（警察歯科医会総会と併催）

日 時：平成20年7月27日（日）宮城県歯科医師会館 5階講堂

内 容：「講演、実習（検死作業、情報収集作業、照合作業）、講評」

講 師：日本大学歯学部法医学教室教授 小室歳信 先生

前福島県歯科医師会常務理事 印南知弘 先生

参加者：合計112名

（3）第3回身元確認研修会（警察歯科医会総会と併催）

日 時：平成21年8月9日（日）宮城県歯科医師会館 5階講堂

内 容：「講演、実習（検死作業、情報収集作業、照合作業）、講評」

講 師：日本大学歯学部法医学教室教授 小室歳信 先生

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部身元確認班班長 江澤敏光 先生

参加者：合計116名



(4) 第4回身元確認研修会

日 時：平成22年11月21日（日）宮城県歯科医師会館 5階講堂

内 容：「講演、実習（検死作業、情報収集作業、照合作業）、講評」

講 師：元福島県歯科医師会常務理事 印南知弘 先生

宮城県歯科医師会大規模災害対策本部身元確認班班長 江澤敏光 先生

参加者：合計110名

## 8 9・1宮城県総合防災訓練関係

(1) 平成19年度9・1総合防災訓練に参加

「地震災害を想定した応急対策訓練」

平成19年9月1日（土）9：00-12：40

場 所：多賀城市 陸上自衛隊多賀城駐屯地

(2) 平成20年度9・1総合防災訓練に参加

平成20年9月1日（月）9：00-12：40

場 所：美里町・南郷総合支所周辺施設

参加者：歯科医師7名、歯科衛生士2名、事務局4名

(3) 平成21年度9・1総合防災訓練に参加

平成21年9月1日（火）9：00-12：10

場 所：登米市 長沼フットピア公園内（長沼艇庫）

参加者：歯科医師6名、歯科衛生士1名、事務局3名

(4) 平成22年度9・1総合防災訓練に参加

平成22年9月1日（水）9：00-12：40

場 所：栗原市全域 主会場「サン・スポーツランド栗駒」

参加者：歯科医師5名、歯科衛生士1名、事務局2名

## 9 宮城県歯科医師会館消防訓練実施

(1) 平成18年度

ア 日 時 平成18年12月5日（火）16時

イ 参加者 宮歯事務局職員、学院事務局教務・職員及び学院生、  
国保事務局職員、仙歯事務局職員 計94名

(2) 平成19年度

ア 日 時 平成19年11月29日（木）16時

イ 参加者 宮歯事務局職員、協同組合事務局職員、学院事務局教務・職員及び学院生、国保事務局職員、  
仙歯事務局職員 計89名

(3) 平成20年度

ア 日 時 平成20年12月3日（水）16時

イ 参加者 宮歯事務局職員、協同組合事務局職員、学院事務局教務・職員及び学院生、国保事務局職員、  
仙歯事務局職員 計94名



(4) 平成21年度

ア 日 時 平成21年12月11日（金）16時

イ 参加者 宮歯事務局職員、協同組合事務局職員、学院事務局教務・職員及び学院生、国保事務局職員、  
仙歯事務局職員 計78名

(5) 平成22年度

ア 日 時 平成22年9月1日（水）16時

イ 参加者 宮歯事務局職員、協同組合事務局職員、学院事務局教務・職員及び学院生、国保事務局職員、  
仙歯事務局職員 計139名

## 10 身分証明3点セットの調整

(1) 腕章（130本）

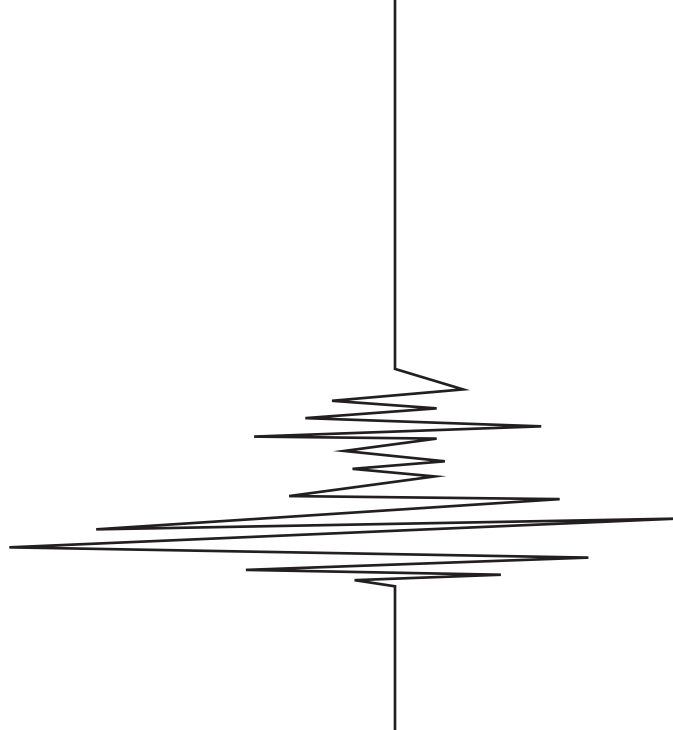
(2) 帽子（50本）

(3) 身分証（事務局で順次作成し実習修了者へ交付）

(4) ビブスH20.8/5納品（「歯科医師」：15本、「歯科衛生士」：15本、  
「社団法人宮城県歯科医師会」：20本）

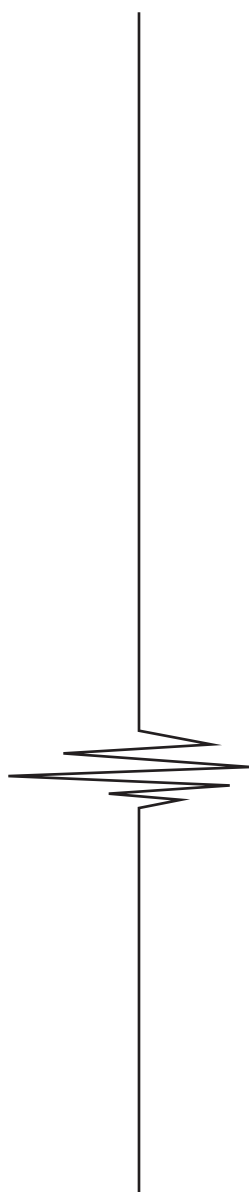
## 11 防災グッズ袋、用品の配布

- ・大地震の時の心得、日頃の対策（チェックリスト）等を混載し、防災グッズ袋（名入りファイル）を宮歯  
会員へ配布（平成20年4月1日）



**東日本大震災**

# 宮城県歯科医師会東日本大震災対策本部の活動





# 総務情報班報告

大規模災害対策本部 総務情報班 副長 佐藤 修久  
総務情報班 副長 及川 徳洋

## 平成23年3月11日(金)午後2時46分巨大地震発生

平成23年3月11日(金)午後2時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9.0(修正値)の巨大地震があった。1923年に日本で近代的な地震観測が始まって以来国内最大。震源地は牡鹿半島の東南東130キロ付近、震源の深さは約24キロ。

各地の震度は9頁(宮城県内の被害状況)を参照

### <想像を絶する被害>

大規模な津波、土砂崩れ、建物崩壊、火災等被害は大規模かつ広範囲にわたった。

～ライフラインの寸断、生活関連状況～

- ◇ 鉄 道；JR東日本は新幹線、在来線を運休。仙台市営地下鉄全面運休
- ◇ 飛行機；仙台空港が津波で冠水し欠航
- ◇ 高速道；東北自動車道が全面通行止め
- ◇ 電 気；宮城県ではほぼ全域停電(137万9730戸)
- ◇ ガ ス；ガスの製造工場が津波で床上浸水し市ガスの供給停止(約36万戸)
- ◇ 水 道；各地で断水
- ◇ 固定電話；不通～岩手・宮城で127万8400回線
- ◇ ガソリン・灯油；太平洋岸の精製・出荷基地が軒並み被災し供給不足の深刻化

～人的被害(平成23年11月30日現在)～

- ◇ 死者 9,472人、行方不明 1,913人(宮城県HPより)

(人的被害は全国の被害者総数の約6割に相当)

～住家被害(平成23年10月20日現在)～

- ◇ 全壊 76,078棟、半壊 92,234棟

(住家被害は全国の被害総数の約56%に相当)

～避難状況(平成23年10月20日現在)～

- ◇ 避難所数 19施設(4市町)

- ◇ 避難者数 268人

- ◆ ピーク時(3月14日) 避難所数 1,183施設、避難者数 320,885人





## 震災発生直後、宮城県歯科医師会館では

宮歯会館内職員、宮城高等衛生士学院の生徒全員が近くの肴町公園に避難。けが人もなく全員の無事を確認した。「宮城県歯科医師会館消防規程」に基づき、会館勤務者及び生徒は、毎年避難訓練を実施しており、このことがけが人もなく迅速な避難行動につながったと思われる。

宮歯会館の被害状況は次の通りであった。外壁が一部落下（右写真）、正面玄関のガラスが一部破損、各階の事務室・廊下等に大きな亀裂、5階廊下が一部陥没。



ライフラインは、水道は通水していたが、電気とガスは不通。災害時優先電話の一回線を除く固定電話、パソコンとも使用できない状態であった。災害時優先電話は、メタル回線なので停電時も機能した。そのため、特に初動の停電時における対外的連絡には有効であった。しかし、本会のみを設置していたので支部間の連絡には使用できず少なくとも本会と支部間は繋いでおく必要があると感じた。飲料水に関しては、水道が止まらなかったことに加え、飲料自動販売機は災害対応型であった為不足することはなかった。

平成19年に交わした防災協定により、東北新潟歯科用品商協同組合宮城県支部から提供を受けていた飲料水、非常食、ヘルメット、懐中電灯、ラジオ、電池をまとめた災害パックが4セット備蓄されていた。停電時、会館内は日中でも暗く、また地下の様子を見に行くのに懐中電灯が役立った。また、情報を得る為にラジオが有効だった。しかし、想定外の被害で会館内につめていた役員や事務職員の食料確保に難儀した。その中、山形県歯科医師会から食料の支援が行われた。これは非常に本部活動の支えとなり、平素から隣県と協定を結んでおくことは有効であると思われた。

### <安否確認の難しさ>

宮歯会館の停電が解消し、固定電話が開通したのは震災3日目の3月13日であった（会員アンケートでもこの頃は8割弱が停電していた）。まだこの時点では、固定インターネットの利用が出来ず、利用可能となったのは震災4日目（3月14日）であった。これでようやく大規模災害対策本部から「一斉メール配信」を開始することになり各支部に安否状況の確認を行った。

各支部会長の電子メールアドレスや会員情報等、随時更新されてゆく情報については紙媒体での保存が難しく、停電が解消し、ネットワークを利用できるようになるまでは全く動けない状況であった。このバックアップ体制については、紙媒体での保存についても検討が必要である。

情報資産とも言える電子データの外部保存や、バックアップ体制、会員情報の保存方法については、今後検討が必要である。

外部保存については、今回のような大規模な広範囲にわたる災害では、同じ建物、同じ地域にデータを保存しても消失してしまう事が考えられる事から、もっと離れた場所に保存をしなければならない。隣県の歯科医師会相互間でのデータの保管や、日歯主導で各歯科医師会のデータの保管等是非検討していくことが必要と思われる。

安否確認は、県内11支部会の役員（会長・専務）に大規模災害対策本部から一斉メール配信を行い、各支部にてまとめて報告してらうシステムを構築していた。支部によっては、津波により壊滅的な被害を受け、会員安否状況の把握が困難を極めたのはいうまでもない。他の支部でも、ライフラインの寸断、交通網の悪化等様々



な理由で情報を確保できなかったと思われる。

各支部会連絡網については長時間の通信不能のため、まず壊滅状態にある支部会員の中から連絡を受けた会員より、そこから各支部役員への連絡網を確立。

その後、各支部も宮歯と同じく各班が確立し連絡が容易になった。

安否確認は 3月16日で53.9%（システム稼動から3日後）

3月21日で89.7%（日歯への初回報告）

会員から無事という連絡が入らなかつたり、会員が移動していたり、電話が通じなかつたりということで、なかなか安否確認が進まなかつたが、震災から10日くらいで連絡の無い会員の自宅に直接電話をかけ、多くの会員の無事を確認することができた。

最終的に全会員の安否を確認できたのは4月26日であった。日歯に対する連絡の遅延は特に不明者情報の確認に慎重を期したためである。

#### 宮城県歯科医師会会員安否状況

会員数	1,147名
無 事	1,141名
死 亡	6名

携帯電話のメールは、繋がりにくかつたが通信手段として比較的有効であつた。しかし、会員全ての安否確認となると、こちらからあるいは支部からの通信が出来ないと全く意味をなさないし、歯科医師会が全ての会員にメールにて確認を行うのは非常に困難である。会員一人一人が自分から歯科医師会へ状況を知らせる体制の方が有効と思われる（県歯会へあるいは各支部へ）。またそれは平時から訓練しないと緊急時のみでは機能しないであろう。今後、特に有事においては本部から個人会員への連絡ではなく、個人会員から支部会本部への連絡を徹底させるべきである。また、災害に対応したマニュアルの作成と会員への情宣活動の徹底をはかるべきと考える。

## 総務情報班～震災直後の対応について

### <行政（県）や大学との情報確保>

震災当日、宮城県警察本部鑑識課から電話にて鑑識依頼があつた。

震災翌日、宮城県警察本部鑑識課伊東隊長、宮城県健康推進課鈴木課長補佐が来館し身元確認のための歯科医師派遣要請があつた。

震災3日目、東北大学の小関教授が来館。東北大学から支援できる旨話があり、支援者名簿の提出をお願いした。

固定電話が開通してからは、FAXによる通信が可能となつた。（FAXに関しては、主に行政とのやり取りに利用し、会員へは使用しなかつた。）

### <日本歯科医師会関連>

日歯に対する報告書の提出を最初は3時間おき、後に1日1回行う。

日歯に対する連絡方法に関しては、日歯でメーリングリストを開設。他県の情報がこのメーリングリストを



通して入ってくるため大変参考にもなり励ましにもなった。

日歯に対し、1回目の支援物資要請。この作業も2回目からは医療救護班に引き継ぐ。

### <救援物資関係>

被災後すぐに会館内の歯科用品備蓄の確認を行った。

災害時の医療救護活動に関する協定書に従い、歯科商工会に対し災害援助物資の保管の確認と運搬、さらに医療救護への協力を要請した。ガソリン不足の為に出来る範囲での協力をする事と決定。ガソリン事情が次第に回復してきたことに伴い、その後は協定書に従い行動する予定となった。

歯科用品商協同組合に対し現在在庫している歯科用品のうち、口腔清掃用品を中心に全て搬入するように指示した。その時点で、各支部からの支援物資並びに避難所からの要望等は把握済み。

全国展開の各メーカーへ支援物資の依頼をした。ジーシーが被災4日目に4トン車で到着。歯科関係用品以外にも支援物資多数あり、被災地初期対応に非常に貢献大であった。その後、全国各地より支援物資が搬入され、1階口腔保健センターにて援助物資の保管及び管理を開始した。しかし、その一方、支援物資が当初運送会社支社止めになったため、受け取りの行程が必要となり人員が多く割かれた。

救急要請のある各支部への支援物資の供給開始。交通手段が足かせとなるがなんとか供給続行。この部門も後に医療救護班へ引き継いだ。

全国各地よりの義援金、支援金、見舞金は会計課に集約し、そこで管理並びに簡易的な御礼を担当した。ネックとなったのは、ガソリン不足と交通事情である。

宮城県内のガソリンスタンドの稼働状況は、3月16日で2.8%、3月22日で11.0%であった。ほとんどが緊急車両のみ対応ということでガソリン不足は顕著であった。また、高速道路や被災地への交通制限、一般車両の通行禁止等緊急指定がないと通行できない等も大きく影響した。

3月17日、「一斉メール配信」にて救援物資について宮歯会館に各支部から取りにきて頂くように連絡。各支部で動ける会員に来て頂くという手段をとった。その後、本会関係の車両に緊急指定を取り、燃料を確保して対応した。

### <各支部会関係>

各支部会員の被害状況確認は2回に分けて調査。ほぼ半数の会員が何らかの被害を受けていると判明。1ヶ月後の大きな余震に対する被害状況も情報収集した。

被災した会員には、生活の一時金として宮歯共済の一部を審査なしで給付するよう会員救援班に提案した。

### <衛生士学院、宮歯国保組合、仙歯関係>

関連団体の修理箇所を全て点検し、危険箇所の特定を行う。

学院の協議会開催。行事日程の変更、卒業式の簡素化、入学式の延期等を決定。

学院生、並びに新入学生の安否確認は、死者等なし。自宅流出が在校生、新入生合わせて数多くの報告を受けた。入学辞退はなく、それぞれの生徒に対する入学金、授業料の減免は個別に学院が対応した。

建設会社との打ち合わせにはそれぞれの事務方の代表が参加した。

宮歯国保組合、仙歯事務所の移転も検討し、宮歯国保組合は一時事務室を2階に変更した。

### <技工士会、衛生士会との対応>

災害時の医療救護活動に関する協定書に従い、医療救護活動に関して参加準備要請。3月22日現在、稼働可能



な技工所を会員に周知した。

### <事務職員の休日出勤の割り振り>

事務職員もライフラインが断たれ、自分の生活もままならない中、頑張っている状況。震災以来、4月24日までは休日を返上し、土日でも半数出勤体制を維持して対応にあたった。

### <会館の炊き出し用食料の確保>

山形県歯科医師会のご厚意により、震災から2週間職員及び役員の昼食は確保され職務に専念することができた。

### <その他>

宮歯大規模災害対策本部でメーリングリストを立ち上げた。

各班がどのような活動をしているのかが分かり、横のつながりが出来たことは評価される。大規模災害対策本部会議では、各班が集まるので情報交換等行えたが、詳細が分かりにくかったりタイムラグが生じていた。メーリングリストの立ち上げによりスピーディに相互の情報交換が行える体制を確立できた。しかし、立ち上げたのが震災後1ヶ月を経過してからであった。もう少し早い段階で活用できればより各班の迅速な情報収集につながったと思われる。

宮歯ホームページに「東日本大震災における宮城県歯科医師会の活動報告」をアップし、震災発生直後からの各班の活動状況を公開。(3月11日～8月)

これは、宮歯の会員だけでなく誰でも見られるページにしていたので、一般の方々や他の都道府県歯会に対し活動状況の情報提供には有効であったと思われる。

## 3月11日から1ヶ月間の記録

平成23年3月11日(金)

- 14時46分 大震災発生
- 宮歯会館内職員及び学院生徒全員肴町公園に避難。けが人も無く全員の無事を確認。
- 宮歯会館の被害状況
  - ・ ライフラインは水道は通水していたが電気、ガスは不通
  - ・ 災害時有線電話は使用できる状況であったため、対外的連絡がスムーズに行われた。
  - ・ 宮歯会館1階の外壁の一部が剥がれ歩道に落下している
  - ・ 正面玄関のガラスの一部破損
  - ・ 各階の事務室、廊下に大きな亀裂
  - ・ 5階廊下に一部陥没部分が発生
- 15時 半澤副会長が来館し、職員、学生全員帰宅を指示
- 16時 職員、学生全員帰宅
- 宮城県警察本部鑑識課から電話にて鑑識依頼

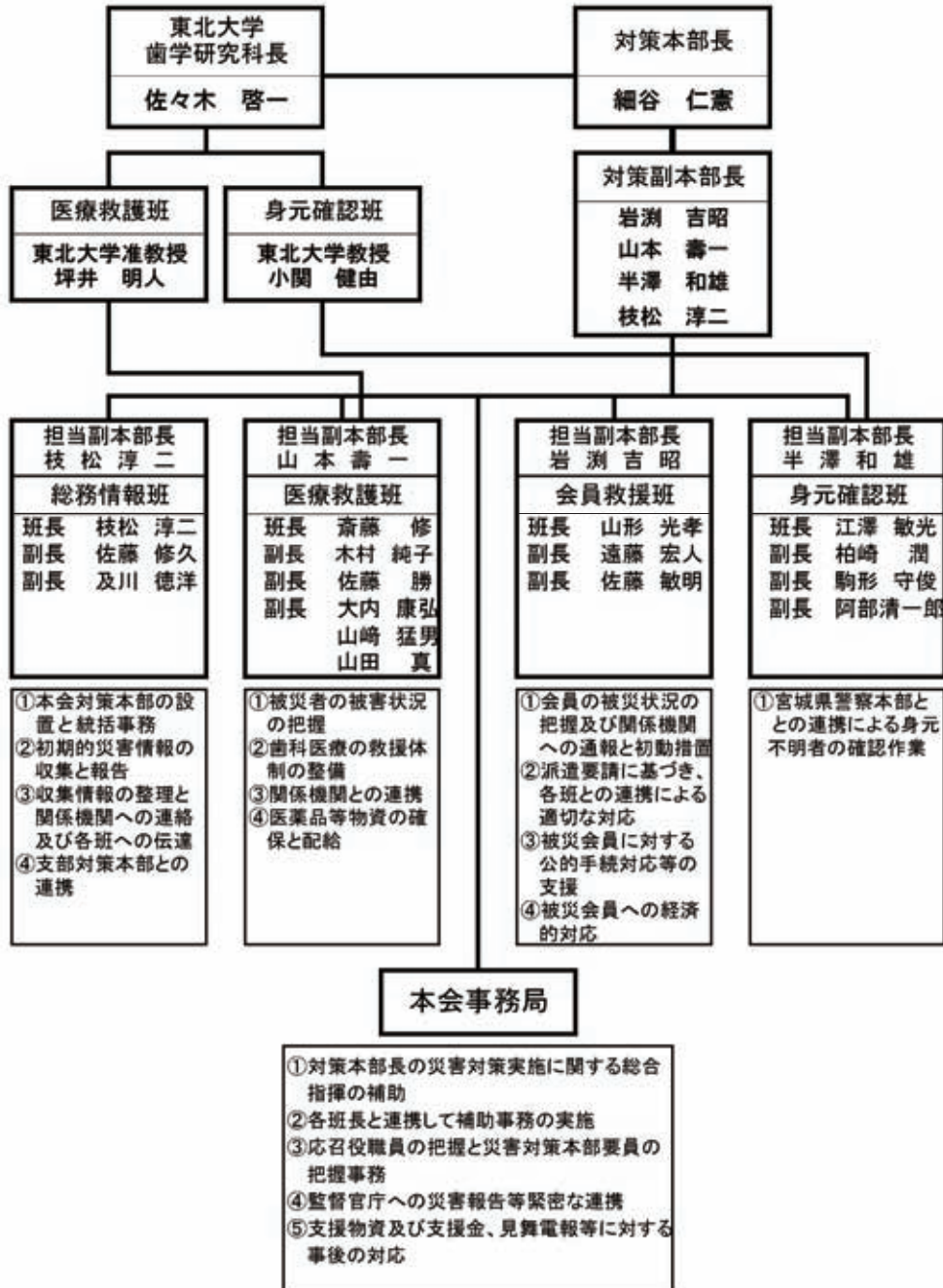
3月12日(土)

- 第1回大規模災害対策本部会議開催(事前に大規模災害対策本部を設置していたので、東日本大震災の対策本部への移行はスムーズに行われた。)



宮城県歯科医師会大規模災害対策本部

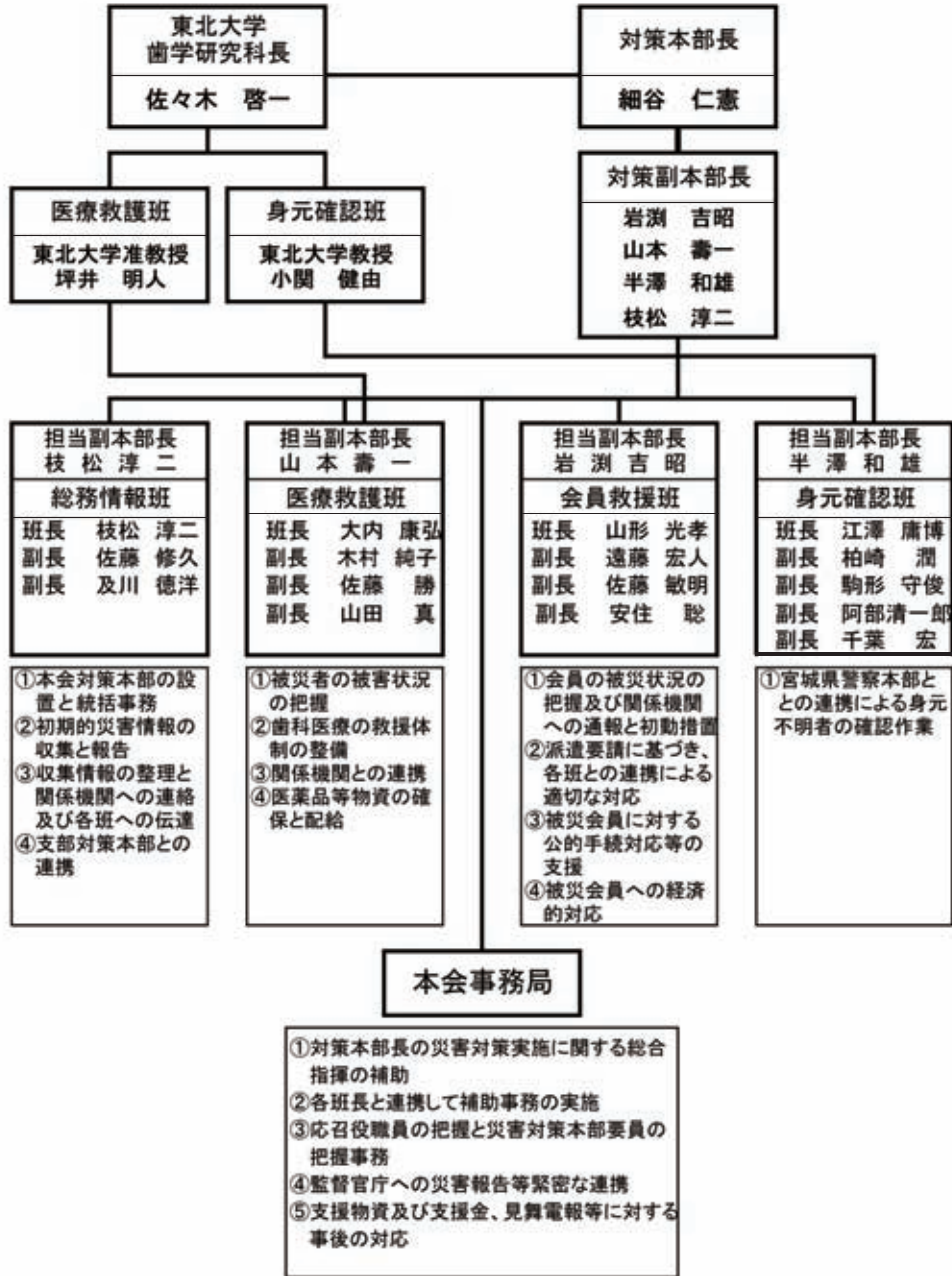
平成23年4月現在





## 宮城県歯科医師会大規模災害対策本部

平成23年12月現在



- 宮城県警察本部鑑識課伊東隊長来館、身元確認のための歯科医師派遣要請
- 宮城県健康推進課鈴木課長補佐来館、宮城県災害対策本部を設置した件と身元確認のための歯科医師派遣要請の件

3月13日(日)

- 東北大学小関教授来館。東北大学から支援できる旨話あり名簿提出を依頼
- 宮城県災害対策本部に対し、身元確認に係る自衛隊仙台病院からの歯科医師派遣及び宮城県歯科医師会に



おける検討会議への歯科部長の派遣依頼

- 宮歯会館の停電が解消、一般固定電話も開通

#### 3月14日(月)

- 第2回大規模災害対策本部会議開催
- 東北大学より歯科医師応援者名簿（30人）受領
- 細谷会長、岩渕副会長が利府グランディ21を訪問
- 宮歯会館の固定インターネットが開通し、大規模災害対策本部から「一斉メール配信」を開始（各支部に安否状況の確認をおこなった）

#### 3月15日(火)

- 第3回大規模災害対策本部会議開催
- 細谷会長が名取市増田体育館を訪問

#### 3月16日(水)

- 第4回大規模災害対策本部会議開催
- 細谷会長が名取市宮城県高等看護学校、石巻市総合体育館、旧飯野川高校を訪問
- 会員の安否確認～53.9%の会員の無事を確認

#### 3月17日(木)

- 第5回大規模災害対策本部会議開催
- 理事会開催
- 細谷会長が角田市旧角田女子高を訪問
- 細谷会長が角田市総合保健福祉センター、丸森町役場を訪問し支援物資を届けた
- 会館内の支援物資は車両、燃料の関係で輸送手段がなかった。そのため各支部で動ける会員に来て頂くという手段をとった

#### 3月18日(金)

- 岩渕副会長が気仙沼市を訪問し、気仙沼支部金澤会長に支援物資を届けた
- 災害対策本部において、身元確認の今後の対応について協議

#### 3月19日(土)

- 塩釜歯科医師会、大崎歯科医師会に対し身元確認のための会員派遣要請
- 細谷会長が山本副会長らとともに旧石巻青果市場を訪問。石巻高等学校の避難所に支援物資を届けた
- 災害対策本部において、身分確認の対応等について協議
- 医療救護班打合せ会議
- 会員安否状況～会員数1,147名中863名の無事を確認

#### 3月20日(日)

- 休日歯科診療医院 各地区1医院（石巻・登米を除く）



- 登米市歯科医師会に対し身元確認のための会員派遣要請を行う
- 日本歯科医師会から24日に救援物資4t車と4t車の3分の1の物資が到着予定との連絡あり
- 身元確認班打合せ会議
- 会員安否状況～会員数1,147名中902名の無事確認、1名死亡
- 歯科医院の稼働状況～仙台支部296医院
- 日本歯科医師会から身元確認のための歯科医師派遣20名の名簿提示

#### 3月21日(月)

- 救援物資の受入れと各被災地区への発送
- 災害対策本部において身元確認の対応等について協議
- 宮城県歯科医師会の巡回歯科診療車が南三陸町へ出動
- 会員の安否状況～会員数1,147名中 無事1,029名、死亡1名、不明117名

#### 3月22日(火)

- 救援物資の受入れと各被災地区への発送
- 日本歯科医師会から派遣された身元確認作業のための先生方が到着し合同打合せ会を行う
- 各支部診療可能な歯科医院の情報をTVテロップにて流す
- 宮歯会館の建物応急危険度判定調査報告書によると「2、要注意」と判定。使用制限はあるが使用可能となった。
- 宮城県歯科技工士の協力で稼働可能な技工所の一覧表をまとめ会員周知。
- 会員の安否状況～会員数1,147名中 無事1,129名、死亡1名、不明17名

#### 3月23日(水)

- 救援物資の受入れと各被災地域への発送
- 歯科医療救護活動、口腔保健活動、避難所の方への口腔ケアを開始（石巻市～門脇中、青葉中、石巻赤十字病院、蛇田中）
- 医療救護班打合せ会議開催
- 会員の安否状況～会員数1,147名中 無事1,132名、死亡1名、不明14名

#### 3月24日(木)

- 会員の安否状況～会員数1,147名中 無事1,137名、死亡3名、不明7名
- 細谷会長からの励まし、震災への宮歯の姿勢を宮歯HPに動画配信

#### 3月25日(金)

- 日本歯科医師会から支援物資6t到着  
第1グループ→石巻地区、大崎地区に配送  
第2グループ→塩釜地区、岩沼地区、柴田地区、角田地区に配送

#### 3月26日(土)

- 稼働可能診療所調査報告書（3月26日現在）





診療所数 1,005件 稼働診療所数373件（稼働率37.1%）  
稼働不可能診療所数57件  
不明 575件

○宮歯会館復旧のための第一期工事が始まる

#### 3月27日(日)

○半澤副会長、佐藤（修）常務理事が気仙沼支部へ支援物資配送と現場訪問

#### 3月29日(火)

○会員の安否状況～会員数1,147名中 無事1,141名、死亡4名、不明2名

#### 3月31日(木)

- 日本学校歯科医会から約1tの支援物資搬入
- 日本歯科医師会から4tの支援物資搬入

#### 4月3日(日)

- 広島県歯科医師会から巡回歯科診療車到着
- 栃木県歯科医師会から巡回歯科診療車到着

#### 4月4日(月)

- 南三陸町に広島県の巡回歯科診療車出動
- 山元町に栃木県の巡回歯科診療車出動

#### 4月5日(火)

- 救援物資を宮歯事務職員により石巻市、塩釜市、岩沼市に届けた
- 歯科診療所稼働状況（4月5日現在）

診療所数 1,005件 稼働診療所数 706件（稼働率70.2%）  
非稼働・不明数 299件

柴田・角田・大崎・登米・栗原～100%稼働

白石～95.0%、岩沼～84.5%、塩釜～76.7%、仙台～61.8%、石巻～38.5%、  
気仙沼～12.9%

#### 4月6日(水)

- 救援物資を宮歯事務職員により気仙沼市、南三陸町、登米市、大崎市に届けた

#### 4月8日(金)

- 日本歯科医師会から大久保会長、村上専務理事、柳川常務理事、日本歯科医師連盟から高木会長、事務局から宮崎係長が災害視察のため宮城県に来県。気仙沼市視察を行った
- 日本歯科医師会災害視察団と本会災害対策本部との合同意見交換会を開催



4月9日(土)

- 日本歯科医師会視察団が南三陸町、石巻市、仙台市、名取市、亶理町、山元町を視察。細谷会長、岩淵副会長、佐藤（修）常務理事が説明のため同行

4月11日(月)

- 4月11日まで受付分の罹災状況報告書をまとめた。  
回収率70%、診療所か自宅が罹災したのは48.5%であった。

## 宮歯会館関係

3月11日(金)

- 震災発生直後、宮城県歯科医師会館では、宮歯会館内職員や宮城高等歯科衛生士学院の生徒全員が近くの肴町公園に避難。けが人もなく全員の無事を確認した。

3月12日(土)

- 会館内部の被害状況確認を行い、危険箇所を特定した。立入禁止箇所への対応は、がれきの撤去と危険区域への立入禁止の明示を行った。一般市民並びに事務職員に二次的被害を与えないよう危険地区を隔離、閉鎖した。

宮歯会館の被害状況は次のとおりであった。外壁が一部落下、正面玄関のガラスが一部破損、各階の事務室・廊下等に大きな亀裂、5階廊下が陥没。

ライフラインは、水道は通水していたが、電気とガスは不通。固定電話、パソコンとも使用不可の状態であった。



3月13日(日)

- 宮歯会館内電気が通じる。固定電話が開通した。

3月14日(月)

- 固定インターネットの利用が可能となり、大規模災害対策本部から一斉メール配信を開始した。

3月15日(火)

- 建設会社による本格的な詳細検査を行った。

調査結果は以下のとおりであった。「当該建物は柱、梁、壁などの主架構には殆ど損傷はないが、廊下の一部で床が陥没していること、および階段裏のモルタルが今後の余震などで剥落する可能性があることから、応急危険度判定を参考に[2.要注意]と判断される。これにより、当該建物は一部補修が完了するまでは使用制限が





必要となるが、建物としては使用可能と考えられる。」

当会館は修理・補強等の対応で十分耐えうるとの報告を受けて立入禁止箇所への対応も行う。損保会社の被害状況視察にも立会い損保会社としての見解を聴取。

建設会社との会館修復の打ち合わせを毎週行い、補修箇所・工期の暫定的な確定。第1期会館修復工事開始。第1期工事の承認を常務理事会・理事会において事後承認となった理由

- 1) 被災直後でも会館使用を断行しなければならなかった為
- 2) 本会事務職員並びに外を歩く市民の安全を第一に考えた為
- 3) 4月より学院の新生、在校生の授業が始まるため、早急な工事に着手する必要がある為
- 4) 簡易診断並びに詳細検査において、当会館が修理・補強により今後起こりうる震災に十分耐えられることが分かった為
- 5) 今後、会務に必要な会議の場を確保する必要がある為

3月26日より、衛生士学院を中心とした第一期工事に着手。これは必要最小限の工事で、本格的な工事は学院夏休み期間中に行う。

宮園国保組合、仙歯事務所移転検討。国保は現在2階の会議室4に仮事務所を構える。

6月28日(火)より第2期工事を開始。

- 会館修復への対応が早かったため二次的な災害を発生させる事なくその後の活動が順調に遂行できた。

## 日本歯科医師会関係

### 東日本大震災における日本歯科医師会の動き

#### 1. 日本歯科医師会災害対策本部の設置及び協議内容について

平成23年3月12日

社団法人日本歯科医師会


会長 大久保 満男

##### 東北地方太平洋沖地震（仮称）災害対策本部の設置について

昨日3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（仮称）に対して、会館への連絡がついた昨日午後5時30分に、私から災害対策本部の設置を指示し、会館にいた役員を中心に情報収集に、常に私と連絡を取り合い、全力を尽くしてまいりました。そして、本日午前10時、私の会館到着時をもって、第1回会議を開催し、現在も続いております。連盟からも堤会長と役員の方、さらに本会災害対策委員長・浅野東京都会長も出席しております。

最も被害の甚大な、岩手県・箱崎会長、宮城県・細谷会長、福島県・金子会長は共に新幹線不通により地元に戻ることができず、本会議に出席し、地元との情報収集に全力をつくしておりますが、きわめて残念なことに、連絡がほとんど着かない状況にあります。

特に今回の津波の被害を見れば、会員の被害がないとは到底考えられず、何とか安否の情報を得るために、今も10名を超す役員が電話で連絡をつけようと努力しております。



今朝早く、岩手県・宮城県・福島県・栃木県の各県警より、各歯科医師会に身元不明死者の確認作業に対する出動要請が発せられました。

また、昨夜より、本会と自衛隊との連絡がとれ、各県知事の要請があり次第、自衛隊歯科チームが出動態勢に、さらに日本法歯科医学会も本会の要請があり次第、同じく出動態勢に入っております。

今後、あらゆる状況に応じた支援体制を、日歯の「大規模災害時行動計画」に沿いながら、しかし、現実に対応した柔軟で積極的な対策を実施していきますので、なにとぞご理解とご支援をお願い申し上げます。

しかし、今回の地震は、我々の従来の想定をはるかに超えた巨大地震であり、対策の届かない局面も出てくるのが予想されはしますが、しかし何とか本会の英知を集結して、被害者の救援に努めてまいります。

被災されたすべての皆様方に心からお見舞いを申し上げ、また命を失われた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、その身元確認に全力を尽くしてまいります。

本会といたしましては、各都道府県および日本歯科医師連盟との連携はもちろん、関係行政との連携を図り、全力を挙げてまいりますとともに、今後各都道府県歯科医師会に協力をお願いすることがありますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、会長として、国民はもとより、会員・ご家族・スタッフの皆様のご無事をただひたすら願っております。

#### 災害対策本部第1回会議協議内容（平成23年3月12日）

被災地の会員、歯科医師会の被災状況の早急な把握に努めるとともに、今後、迅速かつ正確な情報収集を行うことなどを確認した。

#### 災害対策本部第2回会議協議内容（平成23年3月13日）

被災地区の会員の状況の把握や、義援金口座の開設、遺体検案への対応、被災地への物資輸送の調整等について協議した。

#### 災害対策本部第3回会議協議内容（平成23年3月15日）

岩手、宮城、福島各県歯科医師会に当座の見舞金として1千万円ずつ送金することを決めた他、▽保険診療・緊急受診等への対応▽身元確認作業への現状と今後の方向、出動者の保険加入、器材不足、緊急通行車両確認標章への対応▽病院歯科や歯科診療所の稼働状況と復旧対策の確認▽避難所における歯科保健対策▽メーリングリストの設置—などについて協議した。

#### 災害対策本部第4回会議協議内容（平成23年3月17日）

歯科医療対策として、会員診療所の復興支援を行うこと、病院歯科・地域の口腔保健センターとの連携強化を図ることを確認した。

#### 災害対策本部第5回会議協議内容（平成23年3月23日）

被災地の態勢支援及び避難所での歯科保健医療対策に向けて、現地の要望等に応じて歯科診療車を派遣することなどを確認した。

#### 災害対策本部第6回会議協議内容（平成23年3月30日）

地域歯科医療の復興支援として、仮設歯科診療所の設置などを細川律夫厚労大臣に要望することを決定した。



#### 災害対策本部第7回会議協議内容（平成23年4月13日）

大久保満男会長、村上恵一専務理事、柳川忠廣常務理事が高木幹正・日本歯科医師連盟会長とともに4月7日（木）～10日（日）の4日間、被災が甚大である岩手、宮城、福島各県を訪ね、会員及び被災地の被害状況を確認することと併せて、被災地会員等と意見交換し状況把握に努めたことを報告した。



#### 災害対策本部第8回会議協議内容（平成23年4月20日）

被災者への効果的な支援を図るべく、日本財団と被災地や避難所等に係る情報交換などで協力関係を結んだことを報告した。

#### 災害対策本部第9回会議協議内容（平成23年4月27日）

被災地の歯科医療の確保に向けて、標準的仮設歯科診療所のモデル案を作成していくことを確認した。政府が4月22日、平成23年度第一次補正予算を閣議決定したことを受けての対応だ。

#### 災害対策本部第10回会議協議内容（平成23年5月11日）

被災した岩手県、宮城県、福島県歯科医師会の会長及び専務理事を交えて、各県の被災状況の報告を受けるとともに、身元確認や避難所等での歯科治療・口腔ケア、仮設歯科診療所の設置、歯科診療車などについて意見交換を行った。

#### 災害対策本部第11回会議協議内容（平成23年5月24日）

被災者への支援物資の効果的な提供方法について、今後も継続して審議していくことを確認した。支援物資が交通事情等により被災者・避難所に行き届いていないところがあることに鑑み、きめ細かく、効果的に物資を運搬・提供するための方法を検討していく。

#### 歯みがきポーチで被災者支援 は と とどけるプロジェクト



歯みがきポーチを説明する日歯倉治常務理事



## 2. 移動診療車の派遣状況（平成23年10月18日現在）

派遣先 宮城県 台数（10月18日時点） 1台

派遣期間	行先県	提供元	台数
5月2日～8月26日	宮城県	京都府歯科医師会	1台
4月7日～5月9日	宮城県	徳島県歯科医師会	1台
4月3日～6月末	宮城県	栃木県	1台
4月1日～	宮城県	広島県歯科医師会	1台

## 3. 歯科医療従事者の派遣状況（平成23年7月23日派遣終了）

歯科医療従事者の派遣状況（延べ人数）

	宮城県
歯科医師	940名
歯科衛生士	405名
歯科技工士	3名
その他	11名
合計	1,359名

## 4. ご遺体の身元確認の出動要請について

身元確認作業への派遣状況（平成23年7月末派遣終了）

	宮城県
日歯派遣分	延べ 760
自県活動分	延べ 734
合計数	延べ 1,494

## 5. 被災地への支援物資送付について

被災地への支援物資送付について（第一便）平成23年3月24日

日本歯科医師会は本日、被災者の口腔環境の維持・向上を図るべく、被災地である岩手、宮城、福島各県歯科医師会に緊急支援物資の第一便として、オーラルケア製品や歯科診療用器材等を輸送した。

被災地への支援物資送付について（第一～三便）

日本歯科医師会は3月30日、被災地の岩手、宮城、福島各県歯科医師会にオーラルケア製品や歯科診療用器材等の緊急支援物資の第二便を、内閣府災害対策の政府調達トラックにより輸送した。また、31日には第三便として医薬品を送付した。



### 被災地への支援物資送付について（第一～四便）

日本歯科医師会は宮城、福島各県歯科医師会の要望を受け4月28日（木）、支援物資の第4便を両県歯科医師会に発送した。

### 被災地への支援物資送付について

日本歯科医師会は宮城、福島各県歯科医師会の要望を受け5月24日（火）、支援物資を両県歯科医師会に発送した。

## 社会保険関係等

震災直後から医療保険に関する文書が度々歯科医師会に入ってきた。会員へは宮歯ホームページ（会員ページ）と各支部の会長にメールやファックス等を通じて周知を行った。支部によりライフラインの復旧状況やインターネット等の復旧状況に違いがあるため、すべての会員に同じタイミングでの周知は難しい状況であった。

7月からは、被災者に対しても原則的に保険証の提示を求めること、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となったが、これは阪神淡路大震災の2～3ヶ月でそのようになった状況と比較すると時期が遅く、自治体への被害の大きさが伺える。

以下は、会員に周知した文書の概要である。

- 3月16日、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」ということで東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額の支払が困難な者の取扱いについて当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について5月末日まで支払を猶予する内容について会員へ周知を行う。
- 3月28日、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による高齢受給者証の特例等について」ということで地震の被害により、保険者が自己負担割合の記載を更新した高齢受給者証を被保険者等に交付できない場合があるので、当面有効なものとして取り扱うことができること。被災者が被保険者証を紛失等して医療機関等に提示できない場合氏名、生年月日、住所、事業所名を申し立てる事で受診できることを周知。
- 3月31日、「文書保存に係る取扱いについて（医療分野）」という内容で、震災により診療録等を滅失した場合の取扱いと診療録等の保存場所に係る取扱いを周知。
- 4月1日、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて」という内容を周知。
- 4月10日、「平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へのお知らせ」ということで院内掲示用文書の周知。
- 4月15日、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る医療機関での受診・窓口負担



について」ということで、被保険者証なしでも保険診療が可能であること、被災者の方は窓口での一部負担金等の支払が不要であること、保険者が特定できない場合の取扱い等の周知。

- 5月2日、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」ということで平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において原則として通常通り被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとする件の周知。
- 5月2日、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」ということで平成23年7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ窓口での一部負担金等の支払を免除することを周知。
- 8月25日、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について」ということで平成23年8月請求分まで毎回の猶予届の提出が免除されていた歯科医療機関につき平成23年9月請求分以降は請求省令どおり猶予届を毎月診査支払機関に届け出る取扱いとなる件周知。
- 9月8日、「東日本大震災に関連する診療報酬の取扱いについて」ということでクラウン・ブリッジ維持管理料に関する内容の周知。

## 総務情報班総括

全てスムーズにいったとはいえないが、この悪条件のもと初動の対応はどうか達成できた。今回一番感じた事は、物事の大小にかかわらず現場に決断の下せる人が詰めているということが、災害時には特に不可欠であること、また、支援物資も情報もスピードとの戦いであって時が過ぎてしまえば価値のないものになってしまうということを痛感させられた。

### 1、震災活動を振り返って

#### 1-1 評価できる点

- \* 初動並びに情報収集において多少の遅延等は見られたが、概ねその目的は達成できた。
- \* 東日本大震災対策本部立ち上げの際、事前に大規模災害対策本部を設置していたため移行がスムーズに行われた。
- \* 役員、事務職員もライフラインを寸断される等、被災者だったにも拘わらず、献身的に活動してくれたため震災対応がスムーズに行われた。
- \* 会館修復への対応が早かったため、二次的な災害を発生させる事なくその後の活動が順調に遂行できた。
- \* 災害時優先電話を設置していたため、特に初動の停電時における対外的連絡がスムーズに行われた。

#### 1-2 評価できなかった（問題があった）点

- \* 本会館も含め災害を受け、修復、ガソリン、食料確保に時間が割かれ、本来の本部活動に支障をきたした。
- \* 大規模災害対応マニュアルの地震被害想定を遥かに越えていたため、想定していたマニュアル対応では適用しきれないところがあった。
- \* 大規模災害対応マニュアルに、地区歯科医師会災害対策本部の立ち上げが決定していたにも係わらず、被害





が甚大で立ち上げが遅く情報伝達、情報収集に時間がかかった。

- \* 各班並びに歯科関連業者を一同に介した総合会議が開催できず、連携の取れた総合的な復旧作業ができなかった。
- \* 県並びに関係団体と事前に協定を締結していたにも係わらず、災害の混乱でうまく機能させる事ができなかった。
- \* 各班の独自性を尊重し過ぎ、総務情報班として総合的に各班を掌握する視点に欠けていた。
- \* 館内備蓄にもう少し配慮しておれば、もっと復旧作業が円滑に運べたと思われる。
- \* 災害時優先電話を設置していたにも係わらず各支部への連絡がうまくいかず、安否確認、被害状況、診療所稼働状況等を把握するのに時間がかかり過ぎた。
- \* 安否確認、被害状況報告においてマニュアルの徹底が各会員になされておらず、その後の情報収集に支障をきたした。

## 2、日歯の支援活動に対して

### 2-1 評価できる点

- \* 日歯と被災3県との間にメーリングリストを即座に開設してもらい、被災県を孤立させる事なく他県の情報が楽に入手でき、大変助かった。
- \* 関係省庁への働きかけが迅速で、被災県復旧への指針となった。
- \* 支援物資への対応が早く、各被災支部会への支援物資発送のプランが容易に立てられた。

### 2-2 評価できない点

- \* 初動において情報収集に力点を置くのは理解できるが、3時間おきの報告は過酷過ぎ、あらゆる作業の足かせになった。
- \* 支援物資への対応は評価できるが、被災地においての支援物資の優先順位は想定できる訳であるから、それだけでもスピード感を持って発送してもらいたかった。


## 3、今後、見直した方がよい点

各班として何を解消すればスムーズな対応が出来たと思うか

- \* ガソリン、食料の確保と備蓄
- \* 絶えず最悪の災害時を想定した訓練と対応の準備
- \* 改訂マニュアルを通した各会員への情宣活動の徹底
- \* 県の歯科専用窓口の設置
- \* 緊急連絡網の整備・確立、特に双方向の災害時優先電話の設置

## 4、今後の大規模災害被災都道府県歯科医師会に伝えたい事

- \* 平時の大規模災害対策本部の設置を勧める。本部立ち上げの時間短縮と役員の認識、自覚が違ってくる。
- \* 今回は山形県歯科医師会より宮歯へ食料の支援が行われた。平素より隣県との話し合いを行い、協定に近いものは結んでおくべきと思われる。
- \* 今回は宮歯のデータが無事で済んだが、火事等も想定して歯科医師会相互でのデータの保管を検討しておいたほうがよいと思われる。
- \* 今回は、被災を受けながらもどうにか会館が機能したが、会館が機能不全になることも想定した防災計画



(本部の移転設置)を考慮すべきと思われる。

- \* 災害に対応したマニュアルの作成と、会員への情宣活動の徹底をはかるべきと考える。
- \* 常に最悪を想定した防災計画の立案と訓練を実施すべきと考える。
- \* 災害時優先電話は、メタル回線なので停電中も機能する。最低、本会与支部間は繋いでおく必要がある。
- \* 安否確認、被害状況確認等に時間を割かれた。本部から個人会員への連絡ではなく、個人会員から本部への連絡を徹底させるべきである。
- \* 本部立ち上げに時間を労した支部に事務職員の派遣を行ったがかなり有効だった。

## 5、県、国、日歯に対する要望事項について

### ～県への要望～

- \* 様々な災害対策会議に歯科医師会代表の参加も認めてもらいたい。
- \* 「歯と口の健康づくり推進条例」を担当する部署（歯科関係専門担当部署）の設置をお願いしたい。
- \* 県には今回の災害教訓を通し、是非歯科医師の技官の配置をお願いしたい。

### ～国への要望～

- \* 特にガソリンの備蓄に関して有事の場合以外は備蓄からの対応は出来ないと聞くが、災害はまさに有事に近い状態であるので検討してもらいたい。

### ～日歯への要望～

- \* 現在、日歯が要望されている24年度制度、予算に関する要望の〈災害時優先電話の活用〉が災害救助機関の業種等に郡市区歯科医師会まで確実に入れるようお願いしたい。
- \* 日歯主導で各歯科医師会のデータの相互保管を是非進めて頂きたい



# 医療救護班報告

大規模災害対策本部 医療救護班 班長 大内 康弘

## 医療救護班報告について

- ・これまで各班がどのような活動をしてきたのか
- ・どういう対応が足りなかったのか
- ・今後何を必要とするのか（どう対応していくのか）
- ・今回の震災で何を学びとったのか（教訓にすること）

## 医療救護班の活動について

### ○初動での感想

3月11日震災発生2日後、医療救護活動の打合せを行うために斎藤修先生（前班長）木村純子先生（副長）、佐藤 勝先生（副長）、大内康弘（現班長）が集まったのだが、何をしようにも情報がなくそれよりも先に身元確認に出務しなければならない状況で、非常に混乱した中の活動スタートとなった。さらに、被害の大きさ、刻々と変わる現状に対応できずすべてのことが後手後手になってしまい会員の先生方には非常に御迷惑をかけてしまったというのが初動における感想である。

しかしながら、そういった混乱のなかにも関わらず自身の診療所の復旧も後回しにしてお手伝いいただいた会員の先生方のおかげで、何とか被災のひどかった沿岸部に物資を搬送できたことは非常にありがたく、そのような先生方がいたことを忘れてはいけないことだと思う。こんな状況の中であつという間に3月は過ぎ、このような感じで始まった医療救護活動だったがこれが4ヶ月以上も続くとはその時点では想像もつかなかった。

### ○医療救護活動の実際

震災発生後翌週から大崎歯科医師会歯科医療救護チームが石巻に出動し、また東北大学歯学部チームが3週間にわたり多くのチームを歯科医療救護活動に割り当ていただき崩壊した地域の歯科医療を支えた。その他、歯科医師会においても医療救護チーム、物資搬送、状況確認チームが活動を行い多くの先生方の協力の元、初期における歯科医療救護活動を行った。しかし、ほぼボランティアという中で長期にわたり歯科医療救護活動を行うことは宮城県内の先生方だけでは無理であること。被害が少ないとはいえ、出務される先生方においても直接的、間接的に被災者であることを考慮し、4月11日から厚労省、日歯、宮城県に対して医療救護チーム派遣の要請を出し、歯科救護活動に協力してもらうようにした。それに対して医療救護班は毎日午後6時過ぎには会館に来て、医療救護活動チームに支援物資の配給や整理を行った。

そして、各県から派遣されるチームに対して4月10日以降8月末日まで夕方5時30分から9時すぎにかけて毎週日曜日にはその週に出務するチームに対する説明会を行い、土曜日にはその週に出務したチームからの報告会を行い、医療救護活動をサポートしてきた。万全な体制から行うことができたとは決して言えない状況から、ここまで続けることができたのは協力していただいた先生方、および本会事務局の協力があったからに他ならない。医療救護班行動予定表（図1）

医療救護にあたっていただいた先生方には報告書を出していただき、その内容を蓄積して次のチームへの引

き継ぎを行った。歯科医療救護報告書(図2) また、この報告書をもとに災害救助法の助成申請のための資料を作成することになった。

(図1)

### 医療救護班 行動予定

(G5)

社団法人宮城県歯科医師会  
大規模災害対策本部  
医療救護班

#### 医療救護 物資派遣・人員派遣について G5

**移動診療車**  
**広島県より** 南三陸ハイサイドアリーナ ボータブルと併用で使用中  
**栃木県より** 山元町 会員 註原先生、新野先生が使用中

**徳島** 8日 万石満 9日～11日→宮野府歯科医師会チームで引き継ぎ→18日から鶴見大学チーム  
 18日に石巻歯科医師会口腔保健センター開設に移動予定 伸介大野洋井先生  
 5月2日以降徳島県移動診療車は稼働予定  
**宮野府** 5月2日より 宮城県入り

**宮城県巡回診療車** 南三陸町役場 平越の森

**茨城県** ○  
 11日から 神奈川歯科大学歯学部 3チーム (キングのボータブルを持って行ってもらう)  
 18日から 北海道歯科大学歯学部 3チーム  
 25日から 長野県チーム 松本歯科大学チーム  
 5月2日より 大分県、静岡県、兵庫県チーム

**茨城県チーム連絡先**  
**茨城県歯科医師会** 篠田代美昭先生(歯科医師) (携帯電話 090-2610-0223)  
 茨城県～本吉地区の担当  
**阿部光孝先生(歯科医師)** (携帯電話 030-7938-9847)  
 南三陸～志津川地区の担当

**茨城県市保健福祉部健康推進課** 阿部純子さん(歯科衛生士)  
 電話: 0226-21-1212

**茨城県歯科医師会** 会長 金澤 洋先生 診療所 0226-24-1155  
 携帯 090-3843-0553

**茨城県避難所の状況**

市町村	避難所	住所	電話	避難人数
4月23日				
茨城県小千代町	茨城県避難所2-1		0226-82-9999	139
茨城県中津町	茨城県避難所4-1		0226-82-9999	65
大田原町	茨城県避難所2丁目3-35		0226-82-4800	8

(図2)

### 市町村関係

#### 歯科医療救護報告書(日報)

報告日: 平成23年 月 日( )

宮城県知事 村井嘉浩 様、

社団法人宮城県歯科医師会 会長 様にお寄せ、

災害時の歯科医療救護に関する所定書に基づき、集計は、以下のとおりです。

月 日の集計:		
(1) 診療所集計 (市、町、村)		
(2) 集団診療		
<input type="checkbox"/> 出診場所 <input type="checkbox"/> 診療所内・人 間 (口内1名) <input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)
<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)	<input type="checkbox"/> 診療所外(校、部、TP、ネット)

(3) 出診場所の状況  
 ・連絡状況

○取組上の注意

1 この報告書は、市町村等に送付いたします。

2 この報告書は、集計の提出15時まで、報告いたします。



### ○3月27日石巻医療救護活動の様子

3月27日に現地の様子を確認、物資の配布および、医療救護活動を行うため石巻市（渡波、鹿妻）に活動を行った。石巻は早期に大崎歯科医師会が大崎市・石巻市に対して要請を行い、交通手段等に支障が出ないように準備をし、仮設の診療所を中学校内に設置したところである。

初めに石巻日赤病院を訪れ、打合せのち日赤のチームと一緒に渡波、鹿妻地区に移動した。市街地のところから既に津波の傷跡が見られ、沿岸部に近づくに従ってその様子は非常に目を覆うものがあった。



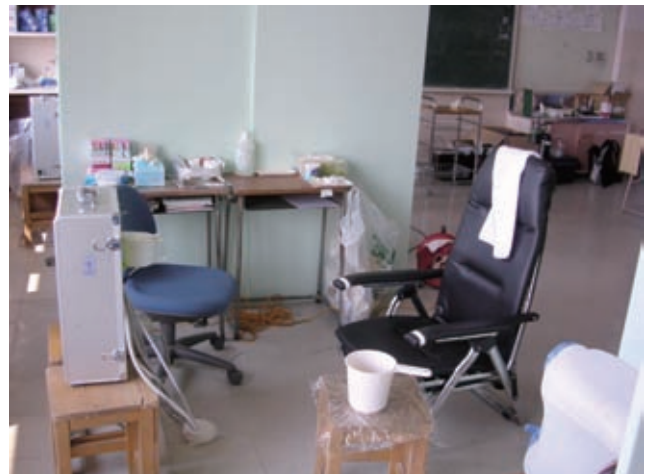
避難所となっている小学校体育館ではインフラも全く復旧しておらず、非常に劣悪な環境の中避難された住民の方々が身を寄せ合うように避難生活を送っていた。

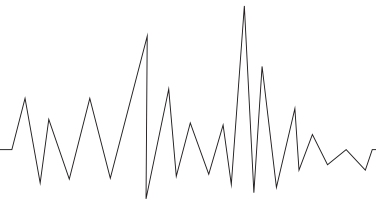


避難所に行ってはみたもののどのようなことをしたらよいのかも手探りで、水も出ない、トイレもろくに使えない、ふろにも入れないという状況での口腔ケア活動は、ただただ話を聞いて歯ブラシを渡すということしかできなかった。

大崎歯科医師会が仮設の診療所を設置したところは高台にある中学校だったため津波の被害は免れたところだったが、それでも多くの避難住民の方が避難していた。

ポータブルユニットを設置し、椅子をおき応急的な処置にはなるがこれがあることによりどれだけの人が救われたかと思うと災害時には支部という小さな単位での活動により助けあうことが必要であると教えられた。





○県外からの支援

県外から来て頂いた先生方は次の通り

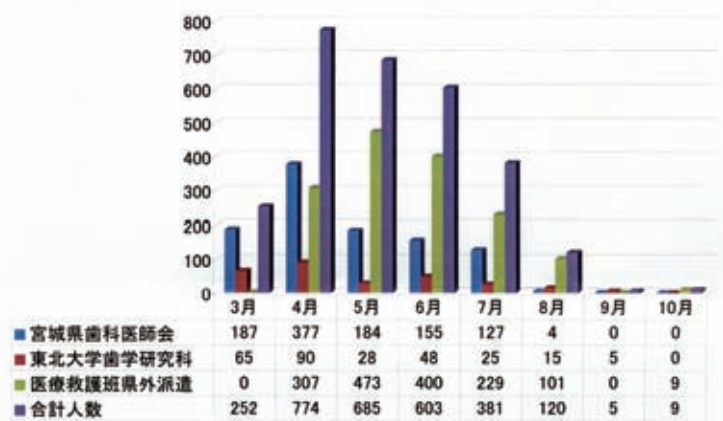
**全国からの支援** (県歯科医師会関係 全国21歯科医師会 大学関係13校)

期 間	医師会・大学名
4月11日～4月17日	神奈川県歯科医師会3チーム・京都府歯科医師会・北海道医療大学・札幌医科大学
4月18日～4月24日	北海道歯科医師会3チーム・北海道医療大学・鶴見大学
4月25日～5月1日	長野県歯科医師会・松本歯科大学2チーム・北海道医療大学・日本歯科大学付属病院
5月2日～5月8日	大分県・静岡県・兵庫県歯科医師会、北海道医療大学・日本歯科大学付属病院
5月9日～5月15日	愛媛・滋賀・兵庫県歯科医師会、北海道医療大学・日本歯科大学付属病院
5月16日～5月22日	埼玉・福岡・福井県歯科医師会、北海道医療大学・日本歯科大学付属病院
5月23日～5月29日	奈良・高知・山梨県歯科医師会、奈良・高知・山梨軒歯科衛生士会、北海道大学・明海大学歯学部、神奈川県歯科衛生士会
5月30日～6月5日	江戸川区・世田谷区歯科医師会・東京都歯科衛生士会・明海大学歯学部・愛知県歯科衛生士会・東京医科歯科大学
6月6日～6月12日	神奈川県歯科医師会2チーム・神奈川県歯科衛生士会、日本大学歯学部付属病院・松本歯科大学
6月13日～6月19日	岡山県歯科医師会・岡山県歯科衛生士会・石川県歯科衛生士会、静岡県歯科衛生士会、日本大松戸歯・東京都歯科衛生士会、松本歯科大学、東北大、東松島市鳴瀬歯科診療所
6月20日～6月26日	京都府歯科医師会・京都府歯科衛生士会、東京医科歯科大、兵庫県歯科衛生士会
6月27日～7月3日	神奈川歯科大、三重県歯科医師会、北海道歯科衛生士会・群馬県歯科衛生士会、東北大学
7月4日～7月10日	三重県歯科衛生士会、北海道歯科衛生士会、群馬県歯科衛生士会、福岡歯科大・福岡医療短大、三重県歯科衛生士会、東京都歯科衛生士会
7月11日～7月17日	九州大学・福岡県歯科衛生士会、調布市歯科医師会・東京都歯科衛生士会
7月18日～7月24日	鹿児島大学、鹿児島県歯科衛生士会、調布市歯科医師会・東京都歯科衛生士会
7月25日～7月31日	調布市歯科医師会・東京都歯科衛生士会、茨城県歯科衛生士会・大阪府歯科衛生士会

これに加え、8月の1ヶ月間は兵庫県歯科医師会の御厚意により兵庫県チームが石巻地区で活動を継続していただいた。

3月から9月までの宮城県歯科医師会へ協力していただき報告書の上がってきているものを集計した、歯科医師、歯科衛生士の派遣人数の推移である。出務した延べ人数は2764人となっている。しかしながら、ここには歯科医師会を通さずに活動を行っている先生の分は入っておらず、また、報告書のな

医療救護 月別 派遣人数

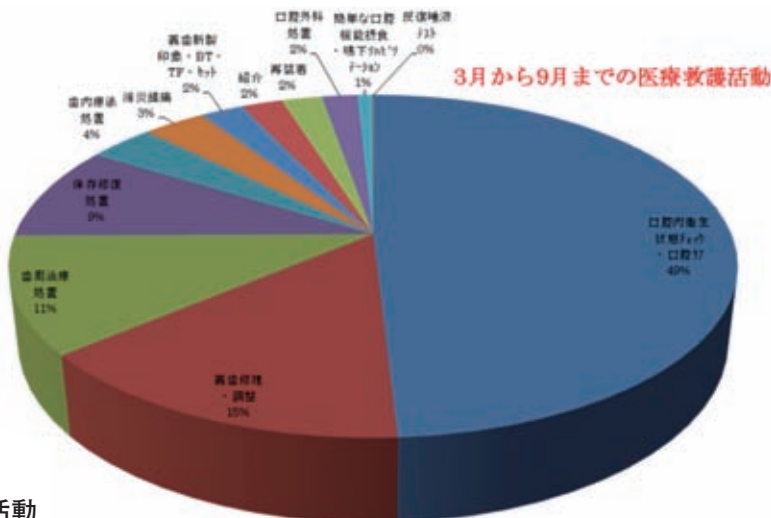




い物に関しては集計していないので、これの1.5倍くらいの人数は何らかの活動を行っているものと推測される。

報告書に合せて集計した活動の内訳である。やはり口腔内衛生状態のチェック、口腔ケアが半数近く占めているが、義歯調整も多くなっている。避難生活を送る人が多く長期化したため、医療救護活動も長くなり、その要求が多岐にわたり出されそれに応えていることがうかがえる。

歯科医療救護活動の内訳（3月～9月まで）

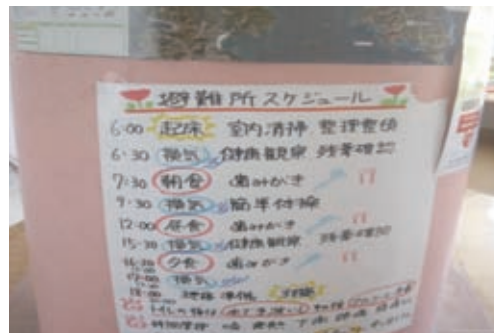


○震災100日後気仙沼市唐桑での口腔ケア活動

6月19日曜日、気仙沼市唐桑地区の唐桑さんさん館、第一高松園、唐桑公民館・体育館、唐桑小学校、中井公民館、鮎立老人憩いの家、小原木中学校に歯科医師2名歯科衛生士2名で口腔ケア活動を行う。ここは、5月中旬まで全国から派遣されたチームが医療救護活動を行っていたところである。

朝7時30分に仙台を出発し初めに唐桑さんさん館に入る。さんさん館の向かい側には仮設住宅群が立ち並びその脇のテニスコートでは普通にテニスの練習を行っていた。さんさん館では情報等がボードに貼りだされ、また、一日のスケジュールが張り出されていた。避難住民はおらず、歯ブラシ、歯磨き剤は箱積みしてあった。

避難所のボード。気仙沼市からのお知らせが貼ってある。また避難所スケジュールの中にはしっかりと 歯みがき！の文字が見える。以前に歯科の支援が入り指導があった証拠になるのだろう。



避難所のお菓子置き場……必要だがこんなところもある。こういうところでは衛生指導、口腔ケアの重要性を伝えなければならない。避難所の中はとても綺麗にしてある。

避難所には支援物資として届けられた服が大人、子供用に分けて並べてあった。右は唐桑さんさん館前の仮設住宅群。玄関前のアプローチもあり、エアコンも設置してある。……が隣との間仕切りは薄そうである。まだこの時点では暑さ、寒さ対策はされておらず、エアコンも一基だけという状態だった。



この後第一高松園に移動。避難所となっていると思行ったが知的障害者の入所施設であった。施設入居者50名デイケア10名ほどの利用者がおり、希望者40名ほどに口腔ケアを行った。口腔内チェックと、ブラッシング、義歯の清掃を行う。歯石が付いているものの比較的口腔内の状況はよく、義歯も思ったよりきれいに使っていた。地元の施設協力歯科医師である佐藤晶先生とはよく連携が取れているという。今後も継続して地元歯科医師と連携、訪問していきたい。

（この段落は上記の文脈で補完された）



口腔内チェック、歯磨きの様子  
問題のある方には施設の担当者に状況を伝え受診を促す。

### ▲小原木中学校での活動

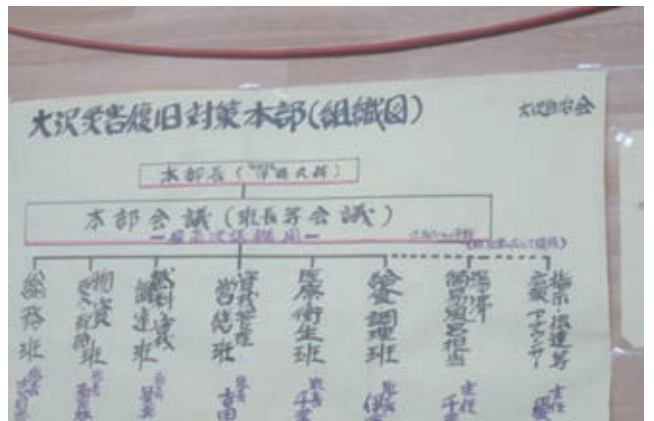
避難者の数は多いみたいだが、やはり昼は不在のことが多いみたいである。

大きな体育館、避難所のようにダンボールできっちり区切られている状態ではないみたいで、仮設住宅までの移住はもう少しかかりそうだが、組織図が貼ってありかなりしっかりとした対応がしてある。ここではお菓子が食べ放題という状況にはしておらず、飲み物もお茶やタンクのボトルが用意してあった。

組織図がしっかりと貼ってある。

また、別の建物が用意してあり、食事の用意をしていて、野菜、果物等の食材もありバランスの良い食事をみんなで作っているようだった。ここは、部落ごと丸々同じ避難所に避難しているという感じで、お互いがみんな顔見知りといったところで、避難所内もきれいに整理してあった。

ところが、避難所によっては次の写真のようにおにぎり、パン、お菓子、飲み物が無造作に置かれいつでも食べることができる状態の所もあった。このような







食生活が続くと、子どもはむし歯が増え、大人は歯周病が悪化することは容易に想像ができる。



○南三陸復興市 歯科ブース展開

日時 平成23年8月28日 日曜日 9時30分～15時

南三陸町では復興市が月末に開催されるようになり第5回目、ベイサイドアリーナ前の特設テントにて、歯科健診、歯磨き指導を展開した。



参加者

- |          |      |       |       |     |     |      |
|----------|------|-------|-------|-----|-----|------|
| 宮城県歯科医師会 | 大内康弘 | 阿部公喜  | 小野寺勉  | 菅野健 | 折居宏 | 熊谷俊也 |
| 松本歯科大学   | 笠原浩  | 河瀬聡一郎 |       |     |     |      |
| 東北大学     | 猪狩和子 | 高橋温   | 伊藤あゆみ | 橋本恵 |     |      |



宮城県歯科衛生士会 奥谷房子 和田初穂 高橋利恵 小松睦子 佐藤省子  
 熊本市歯科衛生士 伊形 治美  
 熊本市8020推進員 金田順子 坂口美穂子 古川直枝  
 南三陸社会福祉協議会歯科衛生士 三浦夕  
 仙台市宮城野区家庭健康課 狩野美幸  
 宮城県歯科医師会事務局 根本昭子

8月26日金曜日 19時～ 歯科スタッフ打合せ 宮歯会館 その後懇親会  
 8月27日土曜日 15時～ 物品搬入・事前打ち合わせ  
 8月28日日曜日 8時～9時 集合・会場設営 オリエンテーション  
 10時～15時 受付開始 希望する住民約250名に活動を行う  
 活動内容 歯科健診 歯科相談 歯磨き指導 唾液PHテスト  
 唾液腺マッサージ 健口体操 を行う  
 15時20分～ 南三陸災害ラジオに 金田、河瀬、大内、奥谷が出演  
 今回の活動、南三陸への支援の経過について話をした  
 16時30分 解散



コーナー準備中



尾上部屋がちゃんこ屋を出店 把瑠都関と



健診の様子



- 健診においてはある程度意識の高い人が来所するためか、子どもの歯に関しては非常に悪い状態の子は見られなかった。
- 応援で南三陸入りした人や、周辺の市町から復興市に来た人も健診を受けてもらった。  
やはり、歯科に関心を持ってもらうためにはこのようなところでの地道な活動と住民に対するアピールが必要であると感じた。
- 熊本市8020健康づくりの会西支部は、本年4月に子供達が楽しみながら継続した歯みがきが出来るように制作した「歯みがきソング～未来へGo Go!～」のCDを、南三陸町の小学校、中学校、保育所、幼稚園および宮城県歯科医師会、歯科衛生士会などに当日贈呈した。
- 熊本市の8020健康づくりの会の8020推進員はよく勉強されていて、非常に感心した。  
宮城県においても100名を超える8020推進員はいるので、もっと活用できればと思う。
- 今後の宮城県における口腔ケア事業の展開  
今後は仮設住宅および施設等において、避難者に対して口腔ケア活動を展開していく予定である。これまでも地域歯科保健が十分な状態で展開しておらず、むし歯数においても全国と比較して悪い状況にある宮城県においてはこの震災によりまた昔の状態に戻っていることが危惧される。歯周病に関しても同じことがいえるので、これを機会に口腔ケア活動、啓発を行い少しでも住民に歯の大切さを知らせることが必要である。
- 宮城県震災復興基金事業

歯科口腔保健支援事業について(震災復興基金事業) 震災復興基金事業は全体として5年間継続

平成23年8月 宮城県保健福祉部健康推進課

**1 事業の概要**

(1) 事業内容  
 応急仮設住宅等の入居者に対して、集会所等を会場に、口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として、歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健指導、歯科口腔保健相談を実施する。  
     ① 歯科口腔保健指導(講話、口腔ケア・口腔衛生指導)  
     ② 歯科口腔保健相談(希望者に対する個別相談)

(2) 対象者  
 仮設住宅等に入居する被災者(主に高齢者) 1回あたり30名から50名を見込む  
23年度から27年度までの事業

(3) 事業期間 施設等の活動は考えていない 仮設住宅の集会所をメインとする  
 平成23年10月から平成24年3月まで 民間のものも含む

(4) 事業主体 Dr. 22,000円 DH 7,120円(健康推進課)  
 公益法人 1回の会場に対する総予算は58,000円

(5) 補助対象経費 時間等の詳細については歯科医師会と市町村の調整による  
 市町村からの要望により、公益法人が当該事業を実施するのに必要な経費  
 (人件費、旅費、医療品費、事務費について、予算の範囲内)

(6) 補助率 10/10 58,000円の範囲内であれば歯ブラシ、口腔ケアツールの費用は医薬品より支出、通信費、コピー費は事務費として支出

**2 平成23年度事業の概要** 対象は宮城県全域。22,050戸の仮設住宅を予定。

(1) 事業費 6,693千円 およそ115回の活動をするだけの費用が補助される。

(2) 実施内容(案)

歯と口の健康セミナー(1回当たり 150分程度)  
 歯科医師1人+歯科衛生士2人の1チームで実施

イ 歯科医師による講話(40分)  
 口腔ケアと全身疾患との関連性、口腔ケアの大切さについて

ロ 指導①【口腔ケア】(50分)  
 ①(一般成人向け)正しいブラッシングと口腔ケア方法について 基本は歯科医師・歯科衛生士2名  
 成人に適した歯ブラシ、歯間ブラシの選び方 助手については検討(県)  
 歯ブラシを使用した正しいブラッシング  
 歯間ブラシ、舌ブラシを使用した口腔ケア

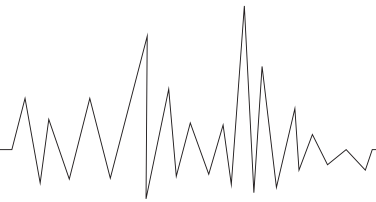
②(高齢者向け)義歯の清掃方法と口腔ケア方法について 大学の先生、衛生士に依頼するの  
 義歯ブラシ、義歯洗浄剤を使用した正しい清掃方法 も可能。歯科医師会で雇いあげる  
 舌ブラシを使用した口腔ケア ということになればよいとのこと

ハ 指導②【口腔体操】(30分)  
 口腔機能維持のための体操 他県からの応援の活動についても

ニ 歯科口腔保健相談(30分) 同様  
 希望者に対する個別相談

**健康推進課 要請中の確認事項**

○仮設の集会所以外での活動はどうか?  
 ○Dr. DHの組み合わせ、助手、事務局員の活動はどうか?



○宮城県歯科医師会 口腔ケア事業

平成23年9月 宮城県歯科医師会大規模災害対策本部医療救護班

① 事業内容

宮城県全域における被災者に対して口腔健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔健康指導、健康相談を行う。

その他活動は歯科医師の裁量による。

② 対象者

宮城県内における仮設住宅、老健施設、障害者施設等に入居する被災者。

全年齢対象に実施する。各ライフステージに合わせて指導を行う

③ 事業期間

23年度および24年度

④ 事業費

9,600千円 2年度にわたる

健康指導・健康相談は原則として各支部歯科医師会会員で行う。

状況によってはこの限りではない。

歯科医師1名 歯科衛生士1~2名で行う。

1回の出務費用 Dr 15,000円 DH 5,000円×2 予備費5,000円 総額3万円

延べ回数320回とする。

⑤ 報告

本会作成の報告書に活動内容を記載し、提出することで費用を算出し支払うこととする。

⑥ 県事業（震災復興基金事業）との関係

本会の事業は、県の復興基金事業において活動が制限される部分についてカバーし、口腔ケア事業が県内で円滑に行われるように調整を行う。震災復興基金事業で出来るだけ活動できるようにする。

震災復興基金事業・歯科口腔保健支援事業に関しては平成23年8月宮城県保健福祉部健康推進課から発表されたものを参照のこと。

歯科保健口腔ケア事業 計画書まとめ H23.10.31現在

市町名	回数	1回単価	総額
石巻市	20	58,000	¥1,160,000
気仙沼市	10	58,000	¥580,000
名取市	3	58,000	¥174,000
岩沼市	1	58,000	¥58,000
東松島市	20	58,000	¥1,160,000
亘理町	5	58,000	¥290,000
山元町	1	58,000	¥58,000
女川町	20	58,000	¥1,160,000
南三陸町	6	58,000	¥348,000
合計	86	58,000	¥4,988,000

今後の調整により場所、回数の変更がある予定。



## お口の中を清潔に保ちましょう。

慣れない環境の中では、抵抗力が弱まり、むし歯や歯周病、口内炎などが起こりやすくなります。

特に、高齢の方では、**口の中の汚れが原因で誤嚥性肺炎が起こる**恐れがあります。  
お口の中を清潔に保つため、次のことに注意しましょう。

### ○夜、寝る前には歯みがきをしましょう。

夜間は唾液の分泌が減るため、歯周病菌やむし歯菌がお口の中で増えやすい環境になります。

### ○入れ歯もお手入れしましょう。

食後は、歯ブラシで丁寧に磨きましょう。入れ歯洗浄剤も効果的です。

### ○よく嚙んで食べましょう。

唾液が十分に分泌され、口の中の汚れや細菌を洗い流します。

### ○水分を十分にとりましょう。

### ○うがい薬も口の中を清潔に保つために効果があります。

### 子どもたちは次のことにも注意しましょう

### ○きちんと生活のリズムを整えましょう

### ○甘いおやつやお菓子のだらだら食いはやめましょう。



### ○気になる場所があれば、かかりつけの歯科医院に診てもらいましょう。

歯のこと、診療所のことわからないことがあれば宮城県歯科医師会 までご連絡ください。  
電話 022-222-5960

宮城県歯科医師会



○ 今回の震災に対応して足りなかったところ、今後の対応と教訓

地域保健に関しては今回の震災でこれまでの平時の歯科保健の粗さが目立つ格好になってしまった。この辺の所を考え、分析していけば今後の対応や、今回の震災における教訓というものがおのずと見えてくるのではないかと思う。

☆相互の連携と協調

まず、今回の震災に対応して、足りなかったところは今までの相互の連携がうまく取れていなかったところに尽きる。行政、歯科医師会各支部、関係機関の平時の連携、歯科保健が円滑に進んでいけばこのような混乱を長期にわたり引きずることはなかったのではないかと思う。しかし、今回の震災においては行政の庁舎、医院それぞれの拠点となるべく建物も被災しうまく機能が出来なかったことも事実である。それらのことを踏まえ今後、復旧・復興にあたりどのように再構築していくかを検討していかなくてはならない。

☆平時の歯科保健活動。

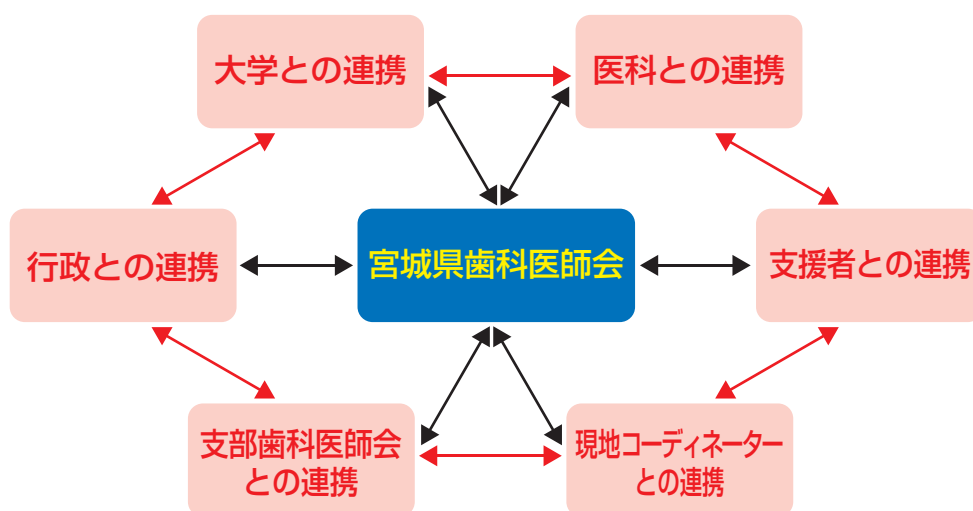
平時の歯科保健活動の展開もまた横のつながりがなければ発展はしない。モデル事業としていろいろなことを行い、データも出してはいるがモデル事業で終わってしまってその先の展開がなされていないことのほうが多かった。今後はしっかりと計画を立てていくことが必要である。

☆災害時歯科医療コーディネーターの設置（歯科医療コーディネーター）

災害時に関してだけということに限らず、歯科医療コーディネーターを設置しておくことが必要であると考ええる。災害時には当然その人物が指揮を執ることになるが、その周りにも数人張り付いて調整会議を行いその指揮のもと活動を行うこととなる。コーディネーターは各機関に設置することとし、行政、大学、歯科医師会（各支部も個別に）、それぞれにコーディネーターを置くことで横の連携、連絡を取れる体制づくりをしなければならない。今回の場合、医療救護においては本会と大学に関しては担当が一人ずつ決まり連絡をすることでなんとか進むことができたが、行政からの連絡は非常に遅く、県災害対策本部からの情報もうまく伝えてもらうことはできなかった。このコーディネーターは被災の中心地にも配置が必要で現場での指揮も執ることとなる。

### 今回の震災に対応して

それぞれにコーディネーターが必要



このそれぞれに人の、仲間が必要



## 歯科医療救護支援物資の対応

医療救護班 副長 物資担当 木村 純子

震災後、災害時歯科医療救護活動のために日本歯科医師会と打ち合わせを行い、支援物資の要請を行った。日本歯科医師会が物資の集約窓口になり、全国の都道府県歯科医師会及び歯科商工会・メーカーへ支援要請を行って下さり、3月25日より5回に渡って大量の支援物資を頂いた。この支援物資は支部歯科医師会やボランティア歯科医師及び医療救護班チームによって、避難所や施設での歯科救護医療・口腔ケア等に使用し被災者に配布された。医療救護班と学術委員は3ヵ月間、毎日支援物資の配給と整理を行い、医療チームへの説明会・報告会を5ヵ月間行った。

しかし被災した地域が非常に広域であったため、多くの歯科医療救護チームが広範囲の避難所で活動を行う必要があり、支援物資や歯科医療器材が不足する事態にも陥った。そのため、宮城県の会員及び全国の歯科医師・歯科大学にも追加支援要請を何度も行った結果、多くの温かい支援物資を頂いた。

日本歯科医師会及び全国の歯科医師会・歯科医師・大学・歯科商工会・メーカー等歯科関係者に深く感謝を申し上げる。

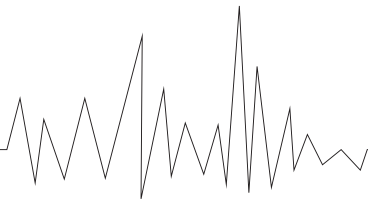
### 医療救護物資準備の問題点及び反省点

問題点としては、歯科救護医療の物資は多岐に渡るため、義歯修理・新製、歯内療法、外科、歯周治療、充填等の多くの器具・材料を準備するのは、何もない所からスタートしなければならない被災県にとっては非常に困難であった。巡回・在宅診療のように診療毎に器材を取りまとめて準備する必要があったが、不足している器材を何とか揃えようとしても非常に難しい状況であり、準備できないことも多かった。医療救護チームの多くの歯科医師の様々な要望に答えるのは、災害時には無理であることを理解する必要があると思われたが、理解してもらえないことも多く苦情も寄せられた。被災してしまうと何も出来ない状況になってしまうため、災害発生以前にこのような治療器材の準備をしておく必要性があったと痛感した。

また、毎日医療救護活動チームに不足している物資を補充しなければならないため、物資全体の種類と在庫数を常に把握している責任者がいないと、何処にどの位何があるのかが分からなくなり、物資を的確に準備できなくなる。毎日全国から支援物資が届くため膨大な数を管理し準備するのは、その責任と負担がかなり大きかった。複数の責任者でチームを作り、物資・器材をリストアップして情報の共有をしながら管理する必要があったと思われた。

災害時には情報が混乱して責任者に直接届かないことがあり、要望された物資・器材が準備できず苦情が生じてしまうこともあった。また、準備した物資・器材が別の所に届いたり、行方不明になってしまったりと相当の混乱がみられた。災害時ではどのようなことが起こるが予測がつかないため、平時の何倍も確認して事を進めなければならないと思われた。

このことを踏まえて、情報の共有と支援物資の準備をすることが重要であったが、災害時の混乱の中ではそのように出来なかったことが多く、深く反省している。今回の震災を通して、平時にこそ災害を前提にした徹底した準備をきちんとしておかなければならない事を痛感している。



## 全国の歯科医師からの支援物資数

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	71,022本	義歯ケース	12,866個	アレンフラール	13,800カプセル
歯ブラシ (子供)	13,958本	口腔ジェル	1,592個	カロナール	1,400錠
義歯ブラシ	2,639本	ミラー	2,710本	ケフラール	2,000錠
スポンジブラシ	3,928本	グローブ	2,141箱	ケンタン	1,000錠
歯間ブラシ・フロス	1,226個	マスク	1,521箱	サワシリン	11,500錠
デンタルリンス	7,808本	ガウン	1,256着	フロモックス	3,380錠
アズレン含嗽用散	3,100包	ディスポエプロン	13,165枚	ボルタレン	4,610錠
歯磨剤 (大人)	8,625個	紙コップ (100個入)	1,007袋	ロキソニン	4,115錠
歯磨剤 (子供)	3,044個	アセトアミノフェン	2,300錠	ロブ	10,000錠
義歯洗浄剤	7,957箱	アニルメ細粒	2,400包		
義歯安定剤	6,874個	アモキシシリンカプセル	5,000カプセル		

## 日本歯科医師会からの支援物資数 (第1～5便合計)

品名	合計	品名	合計	品名	合計
カートリッジ注射器	11本	5%ヒピテン	22本	研磨ポイント類	30箱
ペンライト	10本	テトラサイクリン軟膏	90個	歯磨剤	18,886個
ディスポマスク (50入)	2,762箱	アズノールうがい液	3,330本	ティッシュペーパー	1,270個
紙エプロン (100枚)	120箱	リステリン洗口液	1,860本	義歯安定剤	70個
紙コップ (100個)	538袋	ガムデンタルリンス	8,591本	ジェル歯磨き	1,000個
ロールワッチ	207袋	歯ブラシ (子供)	28,778本	ペリオフィール	160本
キャビトン	10個	歯ブラシ (大人)	58,139本	ペリオクリン	100本
ユージノールセメント	16組	ディスポ手袋	1,051箱	ミラー&ホルダー	30本
即重レジン	16組	ペーパータオル	113個	歯ブラシキャップ	1,080個
小筆	12本	ウェットティッシュ	2,610個	キシリトールガム	180個
合着用セメント	32組	義歯保管ケース	1,794個	小児用歯ふきシート	500枚
歯科用注射針 (100入)	20箱	義歯ブラシ	272本	保湿剤	500個
スポンジブラシ	10,100本	義歯洗浄剤	3,378個	マイクロモーター	5台
綿花 (500g)	32個	舌ブラシ	300本		
キシロカインカートリッジ	14箱	歯間ブラシ	6,540本		
JG (25ml)	23個	デンタルフロス	1,570個		
消毒用アルコール	1,470本	歯科用ミラー (ディスポ)	2,150本		
ウエルパス	250本	歯科用ピンセット (ディスポ)	629本		





各支部歯科医師会では、医療救護物資を避難所での歯科医療救護活動や口腔ケアを行うために使用した。この物資数より、宮城県歯科医師会会員が膨大な数の医療救護活動を行ったことが分かる。

### 支部歯科医師会への物資出庫数

#### 仙台歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ（大人）	12,912本	義歯ケース	988個	マスク	99箱
歯ブラシ（子供）	5,682本	保湿ジェル	55個	ガウン	123着
義歯ブラシ	226本	ウェルパス	82本	ディスポエプロン	173枚
スポンジブラシ	158本	手指消毒液	28本	ウェットティッシュ	307個
歯間ブラシ・フロス	29個	生理食塩水	10本	紙コップ（100）	116袋
デンタルリンス	434本	ヒビテン	10本	ポケットティッシュ	500個
ネオステリングリーン	61本	ミラー	2,680本	タオル	300枚
イソジンガーグル	108本	ピンセット	170本	即重レジン	11個
歯磨剤（大人）	1,475個	探針	50本	セメント	20個
歯磨剤（子供）	382個	ワッテ・ガーゼ	9袋	リベース・コンディショナー	4箱
義歯洗浄剤	663箱	トレー	149枚		
義歯安定剤	573個	グローブ	285箱		

#### 塩釜歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ（大人）	10,060本	ウェルパス	102本	セメント	2個
歯ブラシ（子供）	4,100本	手指消毒液	35本	リベース・コンディショナー	2箱
スポンジブラシ	3,750本	ミラー	201本	コロナール	5,130錠
デンタルリンス	288本	グローブ	207箱	クラビット	300錠
イソジンガーグル	101本	マスク	511箱	サワシリン	2,400錠
歯磨剤（大人）	4,181個	ウェットティッシュ	153個	ジスロマック	300錠
歯磨剤（子供）	698個	ディスポエプロン	800枚	ペリオクリン	10箱
義歯洗浄剤	199箱	紙コップ（100）	15袋	メイアクトMS錠	1,000錠
義歯ケース	1,330個	ティッシュペーパー	38個	ロキソニン	1,000錠



医療救護物資の準備

### 岩沼歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	11,312本	ミラー	370本	レジン充填・ボンディング	2個
歯ブラシ (子供)	756本	ピンセット	130本	カロナール	300包
スポンジブラシ	30本	ワッテ・ガーゼ	35袋	キシロカインカートリッジ	11箱
デンタルリンス	36本	グローブM	27箱	クラビット	100錠
イソジンガーグル	50本	デスポエプロン	4,100枚	ケフラル	2,240カプセル
歯磨剤 (大人)	3,930個	ウェットティッシュ	29個	サワシリン	200錠
歯磨剤 (子供)	164個	紙コップ (100)	211袋	ジスロマック	60錠
義歯洗浄剤	263箱	ペーパータオル	22束	デスポ注射針(100)	6箱
義歯ケース	286個	印象材・石膏	8個	ペリオフィール	20個
オキシドール	6本	セメント (粉・液)	2個	メリアクトMS錠	300錠
消毒用アルコール	15本	即重レジン・リベース	4箱	ロキソニン	500錠
手指消毒液	52本	ティッシュコンディショナー	2箱	電池	30個
ヒビテン	20本	バキュームチップ	20個	水	24本

### 柴田郡歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	600本	保湿ジェル	50個	カロナール	200錠
歯ブラシ (子供)	300本	ウェルパス	16本	キシロカインカートリッジ	2箱
スポンジブラシ	1,000本	ミラー	200本	ジスロマック	240錠
デンタルリンス	71本	グローブS	21箱	フロモックス	600錠
歯磨剤	25個	マスク	10箱	メリアクトMS錠	420錠
義歯洗浄剤	79箱	デスポエプロン	300枚	メリアクト細粒	120包
義歯安定剤	74個	紙コップ (100)	10袋	ロキソニン	600錠
義歯ケース	440個	義歯修理セット	10セット		

### 白石歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	418本	デンタルリンス	4本	グローブ	6箱
歯ブラシ (子供)	30本	歯磨剤	39個	マスク	16箱
スポンジブラシ	10本	義歯洗浄剤	20箱		

### 角田歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	3,580本	義歯洗浄剤	50箱	義歯ケース	30個
歯ブラシ (子供)	33本	義歯安定剤	10個	ウェットティッシュ	12個



## 石巻歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	24,600本	探針・エキスカ	23本	サワシリン	200錠
歯ブラシ (子供)	2,490本	ワッテ・ガーゼ	12袋	ジスロマック	120錠
義歯ブラシ	168本	グローブ	72箱	フロモックス	500錠
デンタルリンス	2,154本	マスク	157箱	ロキソニン	100錠
イソジンガーグル	201本	ディスポエプロン	500枚	ガスボンベ	96本
歯磨剤	8,700個	ウェットティッシュ	16個	カセットコンロ	8台
義歯洗浄剤	821箱	紙コップ (100)	10袋	カレー・ごはん	28食
義歯安定剤	651個	ダイヤモンドバー	12本	電池	20個
義歯ケース	2,440個	ボンディング	2個	乳児オムツ・ドライミルク	4袋/缶
ウェルパス	90本	リベース・即重レジン	6箱	ひざかけ	10枚
手指消毒液	120本	カロナール	400包	ロウソク	30本
ミラー	128本	クラビット	50錠		
ピンセット	63本	ケフラール	230カプセル		

## 大崎歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	4,360本	ウェルパス	250本	タオル	100枚
歯ブラシ (子供)	880本	オキシドール	30本	カロナール	500錠
義歯ブラシ	210本	ミラー	600本	キシロカインカートリッジ	10箱
スポンジブラシ	150本	探針	100本	クラビット	500錠
歯間ブラシ・フロス	100個	ロールワッテ	13袋	サワシリン	500錠
デンタルリンス	588本	グローブ	216箱	ジスロマック	480錠
歯磨剤 (大人)	546個	マスク	132箱	ディスポ注射針 (100)	10箱
義歯洗浄剤	460箱	ディスポエプロン	500枚	フロモックス	500錠
義歯安定剤	456個	パーパータオル・ティッシュ	45個	メイアクトMS錠	500錠
義歯ケース	1,080個	紙コップ (100)	22袋	ロキソニン	500錠

## 登米市歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	2,036本	ミラー	200本	ケフラール	500カプセル
義歯ブラシ	70本	ピンセット	20本	セフゾン	60包
スポンジブラシ	250本	マスク	33箱	ロキソニン	200錠
歯磨剤 (大人)	49個	ディスポエプロン	700枚	軍手	120組
義歯ケース	200個	紙コップ (100)	33袋	水	48本
消毒用アルコール	10本	カロナール	200錠		
手指消毒液	14本	クラビット	100錠		



### 栗原市歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	1,090本	手指消毒液	5本	即重レジン	3個
歯ブラシ (子供)	240本	ミラー	50本	キシロカインカートリッジ	2箱
スポンジブラシ	100本	グローブ	6箱	ジスロマック	60錠
デンタルリンス	50本	マスク	30箱	フロモックス	100錠
歯磨剤	102個	ディスポエプロン	500枚	ロキソニン	100錠
義歯ケース	100個	ウェットティッシュ	50個		
オキシドール	5本	紙コップ (100)	10袋		

### 気仙沼歯科医師会

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	24,152本	ワッテ・ガーゼ	10袋	持針器	5個
歯ブラシ (子供)	4,840本	トレイ	38枚	CRレジン	3本
義歯ブラシ	196本	グローブ	269箱	即重レジン・コンディショナー	6箱
スポンジブラシ	621本	マスク	368箱	抜歯鉗子	24本
歯間ブラシ・フロス	480個	ディスポエプロン	441枚	フロモックス	540錠
デンタルリンス	176本	ウェットティッシュ	111個	ヘーベル	24本
ネオステリングリーン	23本	紙コップ (100)	153袋	リーマー	30本
イソジンガーグル	100本	タオル	500枚	リベース	9箱
歯磨剤 (大人)	592個	懐中電灯	17個	アレンフラール	1,200カプセル
歯磨剤 (子供)	171個	カイロ	60個	カロナール	850錠
義歯洗浄剤	814箱	ガスボンベ	157本	キシロカインカートリッジ	5箱
義歯安定剤	300個	カセットコンロ	31台	ケフラール	175カプセル
義歯ケース	180個	ガム	160個	サワシリン	200錠
消毒用アルコール	18本	電池 (単1)	70個	ジスロマック	120錠
手指消毒液	76本	乳児オムツ・ドライミルク	16袋/缶	ボルタレン	1,100錠
ヒビテン	26本	ひざかけ	100枚	ポントール	1,000カプセル
ミラー	560本	水	180本	ロキソニン	1,400錠
ピンセット	188本	ロウソク	60本	ロブ	1,000錠



全国から支援に来て頂いた医療救護チームへの物資出庫数

(出務した延べ人数・2764名)

品名	合計	品名	合計	品名	合計
歯ブラシ (大人)	10,314本	トレイ	200枚	メリアクトMS錠	1,000錠
歯ブラシ (子供)	2,309本	グローブ	98箱	レフトーゼ	500錠
義歯ブラシ	1,387本	マスク	32箱	ロキソニン	4,162錠
スポンジブラシ	1,717本	ディスポエプロン	6,010枚	ガム	438個
歯間ブラシ・フロス	4,096個	ウェットティッシュ	1,263個	キャビトン	6個
デンタルリンス	4,353本	紙コップ (100)	185袋	持針器	7個
イソジंगाーゲル	289本	ペーパータオル	42束	セメント (粉・液)	10個
アズレン含嗽用散	564包	ティッシュペーパー	65個	即重レジン (液・粉)	6個
歯磨剤 (大人)	4,513個	タオル	20枚	ダイヤモンドバー	50本
歯磨剤 (子供)	1,883個	アレンフラール	220カプセル	ティッシュコンディショナー	6個
義歯洗浄剤	1,710箱	カロナル	487錠	ディスポーパー	6個
義歯安定剤	1,023個	クラビット	300錠	粘膜調整材	6個
義歯ケース	2,773個	ケナログ	104個	リベース	10個
保湿ジェル	423個	ケフラール	300錠	バキューム	57個
オキシドール	12本	サワシリン	500錠	抜歯鉗子	23本
消毒用アルコール	73本	ジスロマック	940錠	ファイル	19本
手指消毒液	35本	セファクロル	1,330包	ヘーベル	15本
ヒビテン	59本	注射筒	10本	ポイント	50箱
ミラー	3,690本	ディスポ注射針 (100)	3箱	ボンディング	10個
ピンセット	1,883本	テトラサイクリン・プロステロン	10本	ラウンドバー	40個
探針	1,226本	フロモックス	890錠	リーマー	49本
ワッテ・ロールワッテ	73袋	ペリオクリン・ペリオフィール	150個		
ガーゼ	133袋	ボルタレン	1,220錠		



医療チームの救護物資準備



苦しい時こそこの笑顔



# 会員救援班報告

大規模災害対策本部 会員救援班 班長 山形 光孝

## 1. 宮齒共済金の給付について

従来の宮齒共済規則は（表1）の内容であり、今回のような甚大かつ広域に発生した災害に対し、対応が困難であった。そのため、特別措置を講じ被災会員に可及的に公平に共済金を給付するために、各行政で発行する罹災証明書（表2）に基づく被災区分（表3）を採用し、各々の区分に対する給付額を決定することとした。

給付額については原資となる積立金にも限りがあるため、今後の共済制度の存続をも考慮し決定した。

表1 宮齒共済規則

第3条 共済金は次のとおり給付する。

(3) 会員災害の場合

一、家屋半壊・半焼以上の場合	50万円
二、家屋半壊・半焼～3分の1以上	25万円
三、附属物の損壊	5万円

上記以外の細則等はない

表2 宮齒共済規則特別措置

被災区分を、罹災証明書に示す4区分とし、給付額を下記の通りとする

(i) 家屋全壊、全焼、流出の場合	50万円
(ii) 家屋大規模半壊の場合	40万円
(iii) 家屋半壊の場合	25万円
(iv) 家屋一部損壊の場合	10万円

また、特別措置の付帯事項として

- (1) 「家屋」とは本来「住居」を示すが、今回の震災においては家屋（住居）あるいは診療所のどちらか被害の大きい方に給付する。
- (2) 複数の会員が同一物件を指定している場合、その所有者、借受人、若しくはそれに準ずる会員のみに給付する。
- (3) 申請方法について宮齒共済金給付申請書（表4）に各市町村の発行する罹災証明書の写し（表5）を添付し申請する。
- (4) 罹災証明書の発行の遅れている地域については、支部会長の発行する証明書を申請書（表6）に添付し申請する。

を付し、給付基準を明確にするとともに、給付の迅速化をはかった。



表3 罹災証明書の被災区分

**表3**  
**東北地方太平洋沖地震「り災証明書」の発行について**

**1 り災証明書とは**  
「り災証明書」は、市が被災者からの申請により住家の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の基準となるものです。  
※住家とは、実際に居住に用いられている建物のことをいいます。

**2 建物の被害区分（内閣府の指針による区分）**

被害区分	被害の状況
全壊	・建物の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める割合が70%以上 ・建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が50%以上 ・津波で一階まで浸水した場合
大規模半壊	・建物の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める割合が50%以上70%未満 ・建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が40%以上50%未満 ・津波で床上1m以上浸水した場合
半壊	・建物の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める割合が20%以上50%未満 ・建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が20%以上40%未満 ・津波で床上浸水した場合
半壊に至らない（一部損壊）	・建物の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ面積に占める割合が1%以上20%未満 ・建物の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める割合が1%以上20%未満 ・津波で床下浸水の場合

**3 被害状況の申請**  
・申請により被害状況調査を行います。  
・建物に被害がある方は税務課固定資産税係、各総合支所住民サービス課へ申請下さい。

**4 申請締切日**  
平成23年5月2日（月）まで申請してください。

**5 被害状況調査の実施時期**  
申請受付後に随時調査に入ります。

表4 宮歯共済金給付申請書

**東日本大震災に対する宮歯共済金給付申請書**

社団法人宮城県歯科医師会  
会長 細谷 仁 憲 殿  
平成 年 月 日

宮城県歯科医師会共済金給付について下記のように申請します。

支 部	
会 員 氏 名	印
診 療 所 住 所	〒 TEL ( )
自 宅 住 所	〒 TEL ( )

申請物件	診療所	自宅	申請額
罹災状況	全壊・全壊・流失	500,000円	円
	大規模半壊	400,000円	
	半壊	250,000円	
	一部損壊	100,000円	

《給付金受取方法》

銀行振込	銀行 信 金 組	支店	普通預金	口座番号
	フリガナ		当座預金	
	口座名義			

<銀行振込にて受取ができない場合のみ>

現金書留	送付先	① 上記の 診療所 ・ 自宅へ 送付
		② 指定住所（診療所・自宅）で受取が不可能な場合
		〒 (お届け先)
		TEL ( )

**⑤宮歯共済金給付申請に関して罹災証明書(写)の添付が必要です。同封の返信封筒でご返送下さい。印鑑を紛失された先生はサインで結構です。**

表5 罹災証明書

第2号-②様式

証明番号	証第	号
------	----	---

平成23年 月 日

**り 災 証 明 書**

申請者住所	仙台市
申請者氏名	

り災場所	仙台市 (アパート等の場合、名称)
所在地番	仙台市
り災住家等	住家(持家)
り災日時及びり災理由	平成23年3月11日(金) 14時46分頃 理由: 東北地方太平洋沖地震による
被害の程度	全壊
摘 要	
注 意 事 項	・この証明は、家屋に被害を受けたものに限られ、災害救助の一環として本市が確認できるり災程度について証明するものです。 ・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

仙台市 区長 印

表6 支部会長証明書

平成23年 月 日

支 部

申請会員氏名 印

申請物件(診療所・自宅)

住所:

**罹 災 証 明 書**

支部長証明書

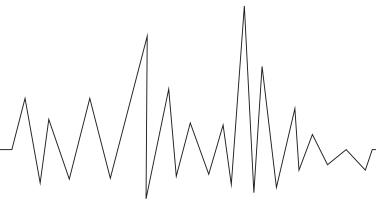
上記会員はこのたびの東日本大震災において申請書通り被災したことを証明いたします。

平成23年 月 日

支 部

支部長 印

※後日送付していただく罹災証明書の内容によっては、給付金の調整(増減)がある場合がございますのでご了承下さい。



実際には4月5日の会員周知により、半壊・半焼以上の被災を被られた会員に対しては、共済金の緊急給付として、25万円の給付を行った。結果、19名の会員から申請があり給付を行った。5月17日の会員周知で特別措置による共済金の給付を開始した。月別の受付件数については（表7）の通りであり、5、6月の申請件数は多く次第に減少するが、さみだれ式に現在もなお申請が続いている。これは、行政による罹災証明書発行の遅れや、不服申し立てに時間を要しているためと考えられる。

罹災証明書未発効のため申請できない会員はその限りではないが、日歯福祉共済金の締切日の12月22日をもって宮歯共済金申請受付の最終締切日とした。

表7 宮歯災害給付金の受付状況

平成23年11月21日現在

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
受付数	171	154	86	51	55	42	23	582

共済金の支部別給付状況については（表8）の通り11月21日現在、合計では、会員の半数を超える582件の申請があり、総支給額1億3千8百万円を超えている。

表8 宮歯災害共済金の給付状況

平成23年11月21日現在

(円)

No.	支部	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
		件数 決済金額	件数 決済金額	件数 決済金額	件数 決済金額	
1	仙台	19 9,500,000	33 13,200,000	130 32,500,000	122 12,200,000	304 67,400,000
		2 1,000,000	22 8,800,000	8 2,000,000	24 2,400,000	56 14,200,000
3	岩沼	9 4,500,000	0 0	6 1,500,000	16 1,600,000	31 7,600,000
		0 0	0 0	3 750,000	11 1,100,000	14 1,850,000
5	白石	1 500,000	0 0	2 500,000	5 500,000	8 1,500,000
		0 0	0 0	0 0	3 300,000	3 300,000
6	角田	0 0	0 0	0 0	3 300,000	3 300,000
		27 13,500,000	17 6,800,000	5 1,250,000	15 1,500,000	64 23,050,000
8	大崎	3 1,500,000	1 400,000	8 2,000,000	26 2,600,000	38 6,500,000
		0 0	1 400,000	1 250,000	12 1,200,000	14 1,850,000
10	栗原	0 0	1 400,000	1 250,000	17 1,700,000	19 2,350,000
		18 9,000,000	4 1,600,000	5 1,250,000	4 400,000	31 12,250,000
合計		79 39,500,000	79 31,600,000	169 42,250,000	255 25,500,000	582 138,850,000





特別措置で対応したことで、罹災証明書により、その被災区分が判明するため、判定が容易となりスムーズな給付が行えた。また、多数の会員より感謝の意を手紙や電話でいただいた。限られた人員で大量の事務処理と会員対応を強いられた事務職員や、毎週定期的に班会議を開催し疲労困憊の関係役員にとっては、気持の癒しと、力添えを頂いたように思う。

問題点として、

(1) 被災当初、被災地におもむき共済金を手渡し出来なかった

今回のようにライフライン、通信、交通網が寸断され、またガソリンも手に入らない期間が長かったこと、また、会員の身元確認も定かでなく、支部会の機能も失われているところもあり、いたしかたなかったところもあるが心残りである。

(2) 給付時期のおくれ

共済規則の改定に時間を要したこと、罹災証明書の発行のおくれ、行政によっては、診療所の罹災証明書の発行がなされないところがあった。また、その申請数の多さゆえ、事務処理が困難だったことなどが挙げられる。「迅速な対応」と「間違いのない対応」の狭間で後者が優先されたのかもしれない。

〔個別の協議案件〕

- ・ 指定物件とは？の問い合わせと指定物件以外で申請が可能なかどうかの問い合わせ。
- ・ 親子・兄弟・夫婦で申請が可能なかの問合せ。
- ・ 申請時期はいつまでか？
- ・ 罹災証明書がない場合は支部長印が必要だが事務局でいただいてほしいとの要望。
- ・ 住宅の罹災証明書は発行出来るが診療所には発行出来ませんと断られた地区町村が一部あった。K市役所は電話で了解を得られず文書で発行依頼のお願いをした。
- ・ 勤務医の先生は申請の対象になりえるかどうかの質問。
- ・ 死亡された先生の申請は可能なのか？
- ・ 指定物件でない所に住んでいる場合は申請可能なのか？
- ・ 指定物件の変更届けを出していない場合は申請ができるのか？
- ・ 勤務医である為自分は宮歯負担金を負担せず、管理者が負担している際の申請は可能か？
- ・ 法人名義の口座へ振込みの依頼があり可能か？
- ・ 同一物件で2人の申請が可能か？
- ・ 同じ敷地内に自宅が2棟ありどの罹災証明書で申請が可能なのか？
- ・ 同じ敷地内に親子別々の住まいがあり別々に申請可能か？

## 2. 見舞金について

今回の震災にあたり、日歯等より総額2億5千6百万円を超える見舞金・義援金等の支援を頂いた。用途については、会員・支部会への給付、災害復旧費用に使用される。会員給付については第128回通常代議員会で(表9)のような決定がされ、半壊以上の被災会員には宮歯共済金と同時に給付することとした(表10)。11月21日現在で328名の会員に1億200万円の給付が行われた。



表9 宮城県歯科医師会 第128回通常代議員会 平成23年6月25日

第18号議案

東日本大震災に係る見舞金給付の件

1 災害見舞金の給付について

罹災証明書に基づき宮歯共済金の給付申請があった被災会員に対し、以下の災害見舞金を給付する。

- (1) 家屋全壊の場合 50万円
- (2) 家屋大規模半壊・半壊の場合 25万円

上記については、宮歯共済金に上乘せし同時に給付する。

表10 会員への給付 平成23年11月21日現在

被災区分	金額	件数	合計 (円)
全壊	50万円	80 ※	40,000,000
大規模半壊	25万円	79	19,750,000
半壊	25万円	169	42,250,000
一部損壊	5万円		
上記4区分以外	5万円		
合計		328	102,000,000

※宮歯共済未加入会員1名を含む

従来の共済規則にあった、附属物の損壊に対する5万円の給付が、特別措置から外れていることを会員から指摘があり、検討した結果、見舞金から5万円を給付することとし、その給付対象は、罹災証明書の4区分にいたらなかった全会員とした。また顧問弁護士より、一部損壊の会員にも見舞金を給付すべきとの助言があり、同額の5万円を給付することとした。

給付時期については、宮歯共済金の申請しめ切り以後ということで1月か2月を予定している。また、支部会においても、支部会費の減免や見舞金の給付等で支出の多いことを懸念し、約500万円を目安として、各支部会員の会費減免人数をふまえ給付することとした(表11)。

表11 東日本大震災に係る支部見舞金

基準日:平成23年11月30日現在

支部	会費減免			算定金額 基礎数×金額 22,500円	支部見舞金 ※最低金額5万円 ※千円単位切り上げ
	全額減免者数 (基礎数:1)	半額減免者数 (基礎数:人数×0.5)	会費減免 基礎数		
仙台	53	66 (132)	119	2,677,500 円	2,678,000 円
塩釜	23	4.5 (9)	27.5	618,750 円	619,000 円
岩沼	9	3 (6)	12	270,000 円	270,000 円
柴田	0	1.5 (3)	1.5	33,750 円	50,000 円
白石	1	1 (2)	2	45,000 円	50,000 円
角田	0	0 (0)	0	0 円	50,000 円
石巻	44	2.5 (5)	46.5	1,046,250 円	1,047,000 円
大崎	4	3.5 (7)	7.5	168,750 円	169,000 円
登米	1	0.5 (1)	1.5	33,750 円	50,000 円
栗原	1	0.5 (1)	1.5	33,750 円	50,000 円
気仙沼	23	2.5 (5)	25.5	573,750 円	574,000 円
	159	85.5 (171)	244.5	5,501,250 円	5,607,000 円

※予算算定総額 5,500,000円 ÷ (会費減免基礎数) 244.5 = 22,494.8 ≒ 22,500円



見舞金の使途は、会員・支部会への給付のほか、仮設住宅等における口腔ケアや口腔衛生指導、仮設歯科診療所の管理運営費に不足分が出た場合など被災地の歯科医療復旧費としての使用にあてられる。今後、中長期的視点から一般会計とは切り離し災害復旧基金のようなものを創設して運用されることが望ましいと考える。

### 3. 日歯福祉共済金の給付について

日歯福祉共済金は、日歯福祉共済規則の、第3節火災共済金、第4節災害共済金規定で指定物件が全焼・全壊した場合のみ各々800万円の給付がなされると謳われている（表12）。

阪神淡路大震災発災のおり、日歯では福祉共済金の給付に関し、特別措置での対応がなされており、今回も前例にならい、要望書（表13）を提出し、特別措置による処遇を請願した。その結果、6月2日に開催された第168回日歯臨時代議員会（表14）で、給付区分の拡大、申請の簡略化などが了承された。

表12 社団法人日本歯科医師会 福祉共済規則

第3節 火災共済金	
（支給要件及び支給額）	
<b>第26条</b>	火災共済金は、 <u>指定物件が全焼した場合に支給</u> する。その額は <u>800万円</u> とする。
<b>第27条</b>	指定物件が同時に全焼した場合は、いずれか1物件に共済金を支給する。
<b>第28条</b>	火災共済の指定物件が鉄筋または鉄骨コンクリート建造物であって、その内部が全部被災した場合には、火災共済金の支給については、全焼とみなす。
第4節 災害共済金	
（支給要件及び支給額）	
<b>第29条</b>	災害共済金は、 <u>指定物件が全壊又は流出した場合に支給</u> する。その額は <u>800万円</u> とする。
（火災共済金に関する規定の準備）	
<b>第30条</b>	第27条及び第28条の規定は、災害共済金に準用する。

宮歯より提出した日歯福祉共済制度に係る要望書の要旨は以下の3点である

- 1、「兵庫県南部地震被災会員に対する特別措置と同様に、診療所及び自宅の両物件に対する給付を行う等の特別措置」について
- 2、「公的機関の発行する被災証明書を県歯科医師会会長の証明書をもって代用すること」について
- 3、「全焼または全壊に至らないが、診療所の損壊、浸水等により長期にわたり診療が困難な会員に対する特別措置」について



表13 東日本大震災に伴う日歯福祉共済制度に係る要望書の提出について

社宮歯発第 22 号  
平成23年 4月13日

社団法人日本歯科医師会  
会長 大久保 満 男 様

社団法人宮城県歯科医師会  
会長 細谷 仁 憲

### 東日本大震災に伴う日歯福祉共済制度に係る要望書の提出について

この度の東日本大震災に際し、貴会から物心両面にわたって多くのご支援を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

今回の震災は、規模、被害ともにこれまでの想定をはるかに超えた私共が未だかつて経験したことのない大地震と大津波であり、本会の多数の会員が診療所並びに自宅を流失する等の大被害を受けております。

被災した会員は、生活の回復と診療所の復旧に向けて、劣悪な避難生活の中から立ち上がろうとしております。

このような状況の被災した会員を支援するため、日歯福祉共済制度の運用に際して、下記の特別措置を実施されるよう強く要望いたします。

#### 記

1. 福祉共済規則では、火災共済金・災害共済金の支給要件及び支給額は、指定した物件（自宅及び診療所）の全焼、全壊または流失した場合に、いずれか1物件に800万円を支給すると規定されております。

今回の震災で被害を受けた会員の多くは、診療所と共に自宅も流失する等の被害を受けていることから、神戸大震災の時と同様に、診療所及び自宅の両物件に対する給付を行う等の特別措置を実施されるよう強く要望いたします。

2. 福祉共済規則施行細則に規定される火災共済金・災害共済金の請求手続きにおいて、貴会より既に添付書類の簡略化の通知を受けております。

しかしながら、請求手続きの必要書類となる公的機関の発行する被災証明書に関して、被災地域市町村の一部の行政機関では壊滅的な被害を受け業務が停止しており、被災証明書が発行される時期は予定されておられません。

被災した会員の復旧には共済金の早期支払いが不可欠であることから、公的機関の発行する被災証明書を県歯科医師会会長の証明書をもって代用できるよう強く要望いたします。

3. 福祉共済規則の災害共済金は、指定物件が全壊または流失した場合に支給すると規定されております。今回の震災においては地震の被害のほか津波の被害も甚大に被り、診療所が全壊または流失した会員以外でも、診療所の損壊や浸水により、いまだに診療開始のめどすら立たない会員が多数おります。被災会員は、惨憺たる状況下で、診療報酬もないなか、再出発の為の新たな投資を迫られています。このように診療所の損壊、浸水等により全焼または全壊に至らないが、長期にわたり診療が困難な会員に対する特別措置を実施されるよう強く要望いたします。



表14 日本歯科医師会 第168回臨時代議員会 平成23年6月2日

第5回議案 東日本大震災被災会員に係る福祉共済金支給に関する特別措置について

1. 指定物件の被災程度が全壊・流出・全焼に及ばない場合の支給について  
 指定物件の被災程度が全壊・流出・全焼の場合は規則に基づき800万円を支給  
 指定物件の被災程度が大規模半壊の場合は、全壊とみなし、800万円を支給  
 指定物件の被災程度が半壊・半焼の場合は、見舞金として200万円を支給
2. 二物件目の支給について  
 指定物件の被災程度が半壊・半焼以上の場合は、見舞金として一律100万円を支給

11月21日現在の給付状況は266件、14億9千8百万円となっている（表15）。

表15 日歯福祉共済金の給付状況 平成23年11月21日現在 (千円)

被災区分・被災状況	金額	件数	合計
全壊	800 万円	74	592,000
大規模半壊	800 万円	70	566,000
半壊	200 万円	122	244,000
2 物件目	100 万円	96	96,000
合計		362	1,498,000

従来であれば、全壊のみの給付であったが特別措置の対応がなされたため大規模半壊、半壊、2件目物件など新たに合計すると9億円の給付を受けることが可能となった。日歯共済金は宮歯共済と比較すると金額が多く大変ありがたいものであった。

問題点として

- (1) 全壊と大規模半壊の同額支給はいかがなものか、また、半壊の場合でも津波の被害の有無により損害額に大きな違いがあったようである。難しいことでもあるが、今後、災害の種類、状況等を踏まえた給付額の検討が必要と思われる。
- (2) 申請においては、記入事項の多さ、被災物件の図面記入、写真添付、支部長印等煩雑であるとの会員からのクレームがあった（表16、17、18、19）。県歯会長印の入った簡略な申請書に罹災証明の添付程度でよろしいのではないかとと思われるが、今後検討願いたいところである。





## 4. 会費減免について

4月23日に開催された第127回宮歯通常代議員会（表20）において宮歯会費と宮歯会館会費が、診療所もしくは自宅が全壊・全焼の場合平成23年度分全額免除、半壊・半焼においては半額免除とすることが了承された。また168回日歯臨時代議員会（表21）では、会費の減免、福祉共済負担金、年金拠出金の延納が認められた。

表20 宮城県歯科医師会 第127回通常代議員会

第20号議案	
東日本大震災に係る会費減免に関する特別措置の件	
平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災された会員に対する会費等の減免措置について、以下のとおり提案するものです。	
1、減免する会費等	
①宮城県歯科医師会会費	
②宮城県歯科医師会館会費	
2、減免の基準（罹災証明書が必要）	
①診療所もしくは自宅が全壊・全焼の場合	平成23年度分 全額免除
②診療所もしくは自宅が半壊・半焼の場合	平成23年度分 1/2 免除
3、還付	
減免措置を行ったのち、既に徴収した会費がある場合は、平成23年4月に遡って還付する。	

表21 日本歯科医師会 第168回臨時代議員会

○第3回議案 東日本大震災被災会員に係る本会会員、福祉共済負担金並びに 年金拠出金の取り扱いに関する特別措置について	
1、 <u>会費</u>	
就業所の罹災程度が、罹災証明書で大規模半壊以上の場合は、平成23年度会費を全額、同半壊・半焼の場合は同会費の1/2を減免する。	
2、 <u>福祉共済負担金</u>	
就業所の罹災程度が、罹災証明書で大規模半壊以上の場合は、福祉共済金を平成23年3月分から平成25年2月分までを平成25年3月末日まで延納を認め、同半壊・半焼の場合は平成23年3月分から平成24年2月分までを平成24年3月末日まで延納を認める。	
3、 <u>年金拠出金</u>	
2、福祉共済負担金に同じ。	

会費減免措置での会費収入の減収は総額約3千8百万を超え、当初予算の約25%減少が見込まれる（表22）。

表22 会費減免による宮歯会費の減少

平成23年11月21日現在

宮歯会費			
被災区分	減免額 (円)	件数	合計 (円)
全壊・大規模半壊	157,000	158	24,806,000
半壊	78,500	169	13,266,500
合計			38,072,500

宮歯会館会費			
被災区分	減免額 (円)	件数	合計 (円)
全壊・大規模半壊	20,000	158	3,160,000
半壊	10,000	169	1,690,000
合計			4,850,000

宮歯会費 (38,072,500円) + 宮歯会館会費 (4,850,000円) = 42,922,500円

会費等の引き去り中止・還付業務は、宮歯共済金の申請受理後まとめて申請がなされれば一括して行う予定であったが、申請が長期にわたり、個別の対応は困難であったため、9月まで以前同様引き去りを行うこととなり会員にはご迷惑をおかけした。9月末日で全壊・全焼・大規模半壊の会員には6ヶ月分を還付し、半壊・半焼の会員には9月以後は引き去りを行わないこととした。

## 5. 被災会員の受入れ状況

日歯を通し、5回にわたり被災会員・スタッフの受入れ可能歯科医院(表23)についての情報提供があり、宮歯会員へ周知をはかった。17都道府県から歯科医師251名、スタッフ154名、合計405名の受入れがあった。

また宮歯でも会員に受入れの願いをしたところ歯科医師8名、スタッフ50名の受入れがあった。(表24)大変ありがたいことであったが決定件数においては県外0名、県内1名(歯科医師)と少なかったことが残念である(表25)。





表23 被災会員スタッフの受入れ状況（県外）

区分		歯科医師	歯科 衛生士	歯科 技工士	歯科助手	その他	合計
北海道		45	63	8	12	1	129
東北地区	青森県	5					5
関東地区	茨城県	21					21
	栃木県	10					10
	群馬県	2					2
	東京都	7					7
	神奈川県	57	4		1		62
信越地区	長野県	17	6				23
	新潟県	1					1
東海地区	静岡県	25					25
	三重県	13					13
近北地区	富山県	5					5
	京都府	2					2
	兵庫県	11	6	1	3	1	22
中国地区	広島県	24	38	1	8	1	72
九州地区	福岡県	1					1
	長崎県	5					5
計		251	117	10	24	3	405

表24 被災会員スタッフの受入れ状況（県内）

受入れ先		受入希望職種	
		歯科医師	スタッフ
仙台支部	青葉区	2	5
	太白区		4
	若林区		2
	宮城野区		6
	泉区		6
	黒川郡大和町		1
塩釜支部		1	8
岩沼支部			2
柴田支部			2
白石支部		1	2
石巻支部		2	3
大崎支部		1	2
登米支部			4
栗原支部		1	3
合計		8	50

表25 県内外からの被災会員・スタッフの受入れ状況

	件数	
	県内	県外
問い合わせ件数	4	5
決定件数	1	0

県外からの申し入れに対する被災会員の声（アンケート調査結果より）

- ・考えてみたい ・病院の再開が見通せない中で選択肢の1つとして考えたい
- ・他県からの気持は嬉しいがなかなか難しい
- ・他県からの気持は嬉しいが、現在他地域で再開業の準備中です

## 6. 融資・税務関係情報の会員周知

政府系金融機関である日本政策金融公庫、福祉医療機構では、補正予算成立にともない緩和される融資条件（利率、償還期間の延長、二重ローン対応など）を周知、また「中小企業向け支援対策ハンドブック」、税金の取り扱い等に関する情報の提供も行った。

### 融資・税務関係の情報提供

- ・災害復旧融資関係金融機関リストの送付（支部会長）
- ・日本政策金融公庫の「東日本大震災復興特別貸付」について
- ・災害復旧資金の概要（医療貸付）独立行政法人 福祉医療機構
- ・中小企業庁「中小企業向け支援対策ガイドブック」について
- ・東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱について
- ・平成23年東日本大震災に係る貸付の特例の改正（第2次補正予算の伴う貸付条件の更なる緩和）について 独立行政法人福祉医療機構
- ・中小・小企業向け東日本大震災関連融資制度における国の利子補給制度（ゼロ金利制度）の取扱開始について

## 7. アンケート・調査

以下のようなアンケート、調査を行い会員の被災状況の把握にあたった。また、今後の中期的支援の観点から、再開されていない会員の状況をリアルタイムで把握する必要性を感じている。

- ・被災状況調査（第1弾～第3弾）
- ・被災会員の先生からの聞き取りアンケート調査
- ・仮設歯科診療所に関するアンケート調査
- ・東日本大震災に関する調査
- ・休日、夜間救急歯科診療事業補助金の行政負担についての調査（支部会長）
- ・再開されていない会員並びに今後の状況調査



## 8. 国・県再生補助金事業への支援

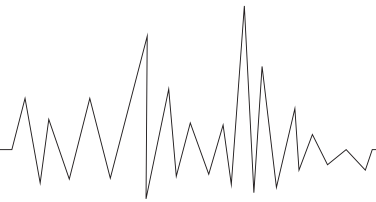
国により災害復旧助成事業として地域医療再生事業、地域医療人材確保事業、医療施設等災害復旧事業などが創設されたため、会員に対する周知をはかるため説明会を開催した。

### 説明会の開催

- (1) 地域医療再生事業補助金申請の説明会  
開催日：平成23年9月28日(水) 19:30～  
場 所：宮歯会館地下ホール  
説明者：宮城県保健福祉部医療整備課企画推進班主査 武田勇人氏
- (2) 地域医療人材確保事業の説明会  
開催日：平成23年11月11日(金) 19:30～  
場 所：宮歯視聴覚室  
説明者：宮城県保健福祉部医療整備課企画推進班主任主査 叶 光博氏
- (3) 医療施設等災害復旧費補助金に関する説明会  
開催日：平成23年12月7日(水) 19:30～  
場 所：宮歯視聴覚室  
説明者：宮城県保健福祉部医療整備課地域医療班班長 遠藤 圭氏

### 会員救援班活動報告（1月4日現在）

- 3月22日 東日本大震災に関わる従業員給与支払いの取扱についてのお知らせ（支部会長）  
22日 被災状況報告（第1弾）のご依頼（支部会長）  
28日 被災状況報告（第2弾）のご依頼（支部会長）  
雇用保険失業給付の特別措置及び、雇用調整助成金の申請（支部会長）  
災害復旧融資関係金融機関リストの送付（支部会長）  
29日 被災会員の受入れ可能診療所登録のお願い（支部会長）  
31日 **第1回会員救援班対策会議**  
協議事項  
(1) 被災会員に対する宮歯会費等の猶予・減免措置について  
(2) 被災会員に対する宮歯共済金の給付について
- 4月11日 宮歯共済金の緊急給付についてのお知らせ（支部会長）  
被災状況報告書（第3報）のご依頼（支部会長）  
持ち回り理事会→宮歯会費等の減免措置について承認
- 13日 日歯へ「東日本大震災に伴う日歯福祉共済制度に係る要望書」の提出  
18日 **第2回会員救援班対策会議**  
協議事項  
(1) 「東日本大震災における被災会員への対応」（第1報）について  
(2) 会員要望等に関するアンケートについて  
(3) 被災地へ出向いての聞き取り調査について
- 21日 第1回宮歯理事会



- 「東日本大震災における被災会員への対応（第1報）」資料提示
- 23日 第127回通常代議員会  
同上資料を協議にて提示
- 28日 日歯より「東日本大震災被災会員に関わる福祉共済規則施行細則上の特別措置について」送付  
・東日本大震災に伴う日歯福祉共済制度の対応について
- 5月2日 **第3回会員救援班対策会議**  
協議事項  
(1) 宮歯共済規則に関する特別措置について  
(2) 被災支部訪問について  
罹災証明書の分区に対する給付とする特別措置で対応することを決定
- 10日 第2回 理事会  
宮歯災害共済金給付に関する特別措置について資料提示
- 14日 **第4回会員救援班対策会議**  
協議事項  
(1) 宮歯災害共済金給付の特別措置に関する申請手続きについて  
(2) 見舞金の分配について  
(3) 復旧支援借入金に対する利子補給について
- 17日 「東日本大震災における会員救援班の対応について（第2報）」提示  
支部会長専務理事会議にて協議
- 18日 **【会員発送】**  
(1) 東日本大震災における会員救援班の対応について（第2報）  
(2) 宮歯共済金特別措置・見舞金の申請書  
(3) 東日本大震災に関わる会費等減免申請書  
(4) 仮設診療所設置に関するアンケート調査
- 23日 **第5回会員救援班対策会議**  
協議事項  
(1) 宮歯災害共済金給付、見舞金の申請状況個別案件について  
(2) 仮設診療所について  
(3) 宮歯会員の被災会員に対する見舞金の募集について
- 30日 **第6回会員救援班対策会議**  
協議事項  
(1) 宮歯災害共済金給付・見舞金の申請状況、個別案件について  
(2) ドクター、スタッフの受入れ情報について  
(3) 仮設診療所のアンケート調査結果について
- 6月1日 **【会員発送】**  
(1) 会員から会員へ、見舞金募集会報掲載  
(2) 災害復旧資金の概要（医療貸付）  
(3) 受入れ先情報
- 2日 日歯から「東日本大震災に伴う被災会員の受入れについて」のお知らせ
- 3日 日歯からの東日本大震災による被害（半壊以上）の歯科診療所の状況調査に依頼



(5月20日)に回答

6日 **第7回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 宮歯災害共済金給付、見舞金の申請状況個別案件について
- (2) 東日本大震災に伴う災害復旧融資制度一覧表について

13日 **第8回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 給付の個別案件、問合せ事項(5/23(1))について
- (2) 会員の被災状況調査について

16日 被災会員等受入れ先情報提供のお礼について(日歯へ)

20日 **第9回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 宮歯災害共済金給付の個別案件、問合せ事項について
- (2) 日本歯科医師会の災害給付金の手続きについて
- (3) 会員の被災状況について

27日 **第10回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 宮歯災害共済金給付の個別案件、問合せ事項
- (2) 附属物等損壊に関する給付について
- (3) 日学歯の会費の減免について

7月1日 **【会員発送】**

- (1) 日本政策金融公庫の「東日本大震災復興特別貸付」について(日歯5/20)
- (2) 中小企業庁「中小企業向け支援対策ガイドブック」について(日歯5/20)
- (3) 歯科医師・スタッフ求人情報のお知らせ(第2弾)
- (4) 第168回臨時代議員会における第3号議案、第4号議案、及び第5号議案の取扱いについて(日歯6/17)
- (5) 大手住宅メーカー5社との提携による紹介制度について

4日 **第11回会員救援班対策会議**

協議事項

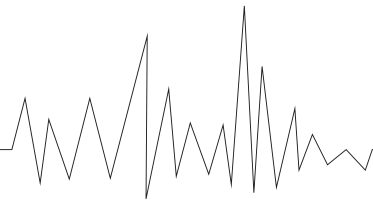
- (1) 宮歯災害共済金給付の個別案件、問合せ事項について
- (2) 附属物損壊の給付に関する見解について
- (3) 日歯の特別措置に係る手続き・東日本大震災に関する調査について
- (4) 東日本大震災の中間報告の取りまとめについて
- (5) 現状における会員救援班の問題点について
- (6) 税制支援ハンドブックの取扱いについて

6日 日本歯科医師会の特別措置に係る手続きについて①(会員救援班)

東日本大震災に関する調査②(会員救援班)

東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料の減免についてのお知らせ並びに従業員も含めた被災状況に関する調査のお願い③(宮歯国保組合)

・3部の書類を全会員に発送し、申出書により会費減免者及び日歯福祉共済負担金・年金拠出金の



延納の申出を確認。又、診療所・自宅の被災確認書に基づき日本歯科医師会福祉共済災害共済金の該当者が確認出来た。

7日 未だ再開されていない先生方の把握の為支部長宛に依頼文書を発送し47名が把握出来た。

11日 **第12回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 「助け合い見舞金」の分配について
- (2) 給付の個別案件、問合せ事項について
- (3) 附属物損壊の給付について

19日 **第13回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 日歯福祉共済災害共済金給付の手続きについて
- (2) 「助け合い見舞金」お礼文の掲載について
- (3) 宮歯災害共済金給付の個別案件、問合せ事項について
- (4) 休日・夜間救急歯科診療事業の在宅当番診療所に関する調査について
- (5) 8月の会員救援班会議の開催日について
- (6) 被災地会員の受入情報の提供について（第3弾）

20日 日本歯科医師会福祉共済災害共済金給付申請書類を該当者宛に発送開始

25日 **第14回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 家財・機器等の附属物件に対する日歯共済給付の要望について
- (2) 在宅歯科診療に関するアンケートについて
- (3) 宮歯災害共済金給付の個別案件、問合せ事項について

8月1日 **【会員発送】**

- (1) 東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて（日歯6/24）
- (2) 歯科医師・スタッフ求人情報（受入希望）のお知らせ（第3弾）

1日 **第15回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 宮歯災害共済金給付の個別案件、問合せ事項について
- (2) 再開されない会員の先生方へ質問書類（案）について
- (3) 在宅歯科診療に関するアンケートについて

22日 **第16回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 宮歯災害共済金給付の個別案件、問合せ事項について
- (2) 東日本大震災において被災された会員の現状調査について
- (3) 9月の会議開催日について

9月1日 **【会員発送】**

- (1) 歯科医師・スタッフ求人情報（受入希望）のお知らせ（第4弾）

12日 **第17回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 給付の個別案件、問合せ事項について



- (2) 宮歯会費の減免扱いについて
- (3) 附属物損壊の給付金取扱いについて

26日 **第18回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 地域医療再生事業（緊急的医療機能回復分）補助金の申請状況と説明会について
- (2) 附属物損壊並びに一部損壊の会員へ見舞金支給の対応について
- (3) 給付の個別案件について
- (4) 10月の会議開催日について

9月28日 地域医療再生事業(緊急的医療機能回復分)補助金申請の説明会開催  
出席者数→22名

10月1日 **【会員発送】**

- (1) 歯科医師・スタッフ求人情報（受入希望）のお知らせ（第5弾）
- (2) 平成23年東日本大震災に係る貸付の特例の改正（第2次補正予算に伴う貸付条件の更なる緩和）について
- (3) 中小・小規模企業向け東日本大震災関連融資制度における国の利子補給制度(ゼロ金利制度)の取り扱い開始について
- (4) 地域医療人材確保事業に関する問合せ先について

10月7日 **第19回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 東日本大震災報告書座談会（10/23開催）での要望事項について
- (2) 地域医療人材確保事業の説明会について
- (3) 台風15号の被害に対する災害共済金について
- (4) 附属物損壊の被災会員へ災害共済金での支払いについて
- (5) 会員の先生について

21日 **第20回会員救援班対策会議**

協議事項

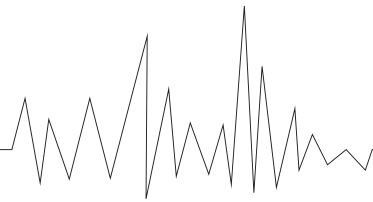
- (1) 東日本大震災報告書座談会（10/23開催）について
- (2) 東日本大震災・第7回大規模災害対策本部会議（11/1開催）について
- (3) 地域医療人材確保事業の説明会開催について
- (4) 宮歯災害共済金給付の個別案件について
- (5) 11月の会議開催日について

23日 座談会日歯より大久保会長・柳川常務理事をむかえ「東日本大震災への歯科医師会の対応について」に参加

11月1日 **【会員発送】**

- (1) 会員救援班からのお知らせ（宮歯災害給付金申請の締切日について）
- (2) 地域医療人材確保事業申請の説明会開催について
- (3) 仙台区税務署からののお知らせ  
被災された方へ「所得税の還付や軽減が受けられます」
- (4) 独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業個別融資相談会開催のご案内

11日 地域医療人材確保事業申請の説明会開催



出席者数→9名

21日 **第21回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 第三次補正予算による医療施設等災害復旧費補助金申請の説明会について
- (2) 宮歯災害共済金給付の個別案件について
- (3) 台風15号の被害会員に対する宮歯災害給付金の支給について
- (4) 社会歯科学研究会秋季研修会(11/26・27日開催)の報告資料について
- (5) 12月の会議開催日について

12月1日 **【会員発送】**

- (1) 東日本大震災の被災による第三次補正予算(案)補助金概要のお知らせ
- (2) 医療施設等災害復旧事業を実施するにあたっての留意事項について
- (3) 会員救援班からのお知らせ（宮歯災害給付金・日歯災害共済金申請の締切日、歯科医療器材の無償提供について）

7日 医療施設等災害復旧費補助金申請の説明会開催

出席者数→34名

12日 **第22回会員救援班対策会議**

協議事項

- (1) 歯科医療器材の複数希望者に対する譲渡方法について
- (2) 日歯福祉共済金災害給付申請書の受付期限について
- (3) 仮設歯科診療所開設に伴い運転資金の要請について
- (4) 一部損壊、被害なしの会員へのお見舞金給付について
- (5) 1月の会議開催日について
- (6) 宮歯災害共済金給付に関する個別案件について

1月4日 **【会員発送】**

- (1) 日本政策金融公庫の平成23年度第三次補正予算に伴う融資制度の拡充について
- (2) 会員救援班からのお知らせ（歯科医療器材の無償提供、求人情報の提供について）





## 東日本大震災 義援金・見舞金

(平成23年3月16日～平成23年12月27日)

震災直後より全国各地、各国よりさまざまな形で、義援金・見舞金が送られてきた。会員には被災状況に応じて支給した。さらに救援・救護等の活動に有効活用した。

### 《団体毎明細表》

(単位：円)

団体種別	延件数	金額
歯科医師会 日本歯科医師会・都道府県郡市歯科医師会 海外歯科医師会	50	239,727,964
個人会員	12	1,908,387
歯科関連業界関係	6	22,633,000
学会関係	4	4,500,000
金融機関関係	3	650,000
その他	2	2,000,007
<b>合計</b>	<b>77</b>	<b>271,419,358</b>

### 《月別入金状況》

(単位：円)

月	金額
平成23年3月	19,800,000
4月	7,960,000
5月	49,654,257
6月	167,500,000
7月	8,439,130
8月	1,800,000
9月	5,026,340
10月	3,400,000
11月	3,739,631
12月	4,100,000
<b>合計</b>	<b>271,419,358</b>

6/7宮城県災害対策本部へ義援金 500万円

11/24東日本大震災みやぎ子ども育英募金へ寄付金  
3,539,631円



# 身元確認班報告

大規模災害対策本部 身元確認班 班長 江澤 庸博

## 3/11東日本大震災発生

3月11日夕方県警鑑識課機動鑑識隊長の伊東警部より「明日から若林体育館にて検死を行なうので3名の検死要員を確保して欲しい」との要請があった。「手続きとしての県警から県歯科医師会へはどのようにしたらよいか」との事だったので「歯科医師会事務局に連絡して欲しい」と答えた。直ちに身元確認班の駒形、柏崎先生に携帯電話で連絡した。その後、再度伊東隊長より連絡があり「若林体育館は安全性が確保出来ないため利府グランディ21に検案場所を変更した」との連絡があった。（この時点で若林区が津波の被害にあって住民がボートで救出されていたなどの情報はなかった）その旨を駒形、柏崎両先生に携帯にて再度連絡したところ携帯電話が繋がらない状況となっていた。このため徒歩と車両で連絡することとなった。

## 検死歯科医師の構成と人数

上記3名の他に後に分かった事だが12日昼頃に名取市保健センターから岩沼支部：守篤彦先生に連絡があり、午後から名取市増田体育館にて三人体制で検死を開始した。さらにこのほかにも岩沼市から遠藤裕三先生はじめ岩沼支部会員6名が直接委嘱されている。これが宮城県歯科医師会として歯科所見の検死を開始した初日である。歯科医師合計は13日は13名、14日は23名（以後日本法医学会からの派遣歯科医師2名を含む）、15日からは佐々木啓一東北大学歯学部長の御協力により大学より35名の歯科医師の参加を頂き、総計54名体制の検死となった。この体制は3月25日まで続き、一日の最大歯科医師動員数は17日の66名がピークである。26日からは40名体制となり。29日から4月3日までは30名体制となった。4月9日からは20名体制となっている。この間、日本歯科医師会からの派遣として山形県歯科医師会より第一陣（19～22日：8～10名）、日本歯科医師会・日本歯科医学合同チーム（23～28日：20名：東京都歯、愛知県歯、長野県歯、山梨県歯、日本歯科大、日本口腔インプラント学会）、山形県歯科医師会第二陣（3/29～4/3：9～10名）、新潟県歯科医師会（4/4～4/8：6名）、広島県歯科医師会（4/9～4/13：6名）、4月14日からは山形県歯科医師会第三陣（4/14～4/18：6名）そして京都府歯科医師会（4/19～4/23：6名）に検死の応援をして頂いた。（その後の詳細は別紙参照）9月30日までの歯科医師のべ動員数はおよそ2,000名で、作成したチャートは約5,000枚となり、照合を行った件数は約1,335件となった。10月31日現在宮城県の遺体収容数は9,495遺体でそのうち身元が判明したのは約93.9%である。なお2,026人が行方不明である。一日の遺体収容数はピーク時1,000体を超えた時があったが、5月10日では一日10体前後となり7月10日以降は全県で一日1から3体程度である。10月に入ってからでは週1～2体である。検案所は気仙沼、南三陸、石巻の三カ所であり、日本歯科医師会を通して各県から2名の検死歯科医師の応援を頂いたが、この応援も7月末で終了した。現在の検死は各警察署内において宮歯警察歯科協力医のみの御協力によって行っている。

## データ検索

遺族がかかりつけ医師にカルテの提示を求めて、検案所を訪れるケースもある。その場合は遺体の全身的特徴から簡略ながらデータベース化されたデータから検索可能である。また、DNAにおいては家族関係をDNAより検索できる「VIEW」というソフトが運用されている。歯科所見については、これを検索できるソフト



(呼称名：MD-11身元確認：法医学教室出身で埼玉県開業の宮澤富雄先生作成)を東北大学大学院情報科学研究科の青木孝文教授と研究室の方々の御協力によりさらに進化させて頂き、県警鑑識課とともに収容遺体についてはすでにデータベース化されている。データベース化の具体的方法は遺体情報(チャート)の各歯をそれぞれ5分類し数値化して入力する。これとは別に歯科医師2名によってカルテに使用されている様々な保険用語や個性的な使用用語から統一された基本用語に変換して照合用紙に記入する。この作業を我々は「カルテ起こし」と称している。このカルテの記録も数字の1~5の5分類に分類して入力する。この二者をコンピュータ上で検索し、その結果は順位が付けられて打ち出される。

### 三県のデータ統合

このデータベースは9月3日に岩手、宮城、福島の子県の統合が行われた。このデータ統合の結果、過日宮城県の遺体が福島で発見された遺体と一致して身元確認にいたっている。この検索システムは日々運用検索に使用されており、ピックアップされたデータから身元確認班二名一組の歯科医師の照合によって不明遺体の身元判明率向上に貢献している。したがって宮城県の場合、歯科所見におけるカルテやX線、口腔内写真などの生前資料を持ち寄れば、現在ある不明遺体情報からスクリーニングできる状態となっている。

### 検案内容

実際の遺体の検案は鑑識課職員と検案医による着衣を別にした遺体状況の記録、顔写真を含む全身と着衣の写真撮影、指紋採取、DNAの採取を行っている。歯科領域においては歯科医師による歯科所見の記録を立体型チャートに記録し、デジタルカメラによる口腔内撮影とポータブルデジタルX線装置によるX線撮影の三種類の記録を採取している。

### 歯科所見(立体型チャート)の記録について

本県が採用している立体型のチャートは福島県歯科医師会の元常務理事であった印南知弘先生(法医学教室出身)が1985年、御巢鷹山日航機墜落事故の検案経験をもとに考案したものである。当初このチャートを我々は「福島方式」と称していたが、今回福島県が必ずしもこのチャートを使用していない場合もあったので、現在は「立体型チャート」とよんでいる。このチャートは日歯の一般的チャートと比較してその情報量は格段に多い。(資料：宮歯会報2006年12月)したがってこの様式から日歯チャートには書き起こせるが、その逆はできない。4/14現在身元確認班は県下全ての検案所の視察を行った。その結果一部の歯科医師がチャートの立体図の代わりに写真撮影をして現場にてプリントして添付する事で立体図の記入を省略していたが、実際に県警本部鑑識課にあがってきたチャートにこの写真は添付されていなかった。このように各地区からの多量の情報処理の中で資料が四散してしまうというのは過去の事例でも言われてきたことである。このような事が起こるといふ事をふまえて一枚の用紙にできるだけ客観的な情報を書き込み、集約する事が最も重要なことと思われる。

現在は遺体の口腔内デジタル写真撮影も行っているが、それでもなおチャートに所見や義歯の形態図などを書き込み記入し、全ての情報を集約する必要がある。

### 照合

照合は情報、照合用紙にまず立体チャートから1：遺体情報欄にチャート情報を転記する。2：診療録欄にカルテを後ろから(新しい方から)転記してゆく。3：一致、不一致で矛盾なし、有りを判定する。4：所見を記載する。5：総合判定をする。という手順となる。(照合、判定記載例参照)



## 遺体検死、照合についての注意点

検死、照合とも間違いを最小限にするために2名以上の歯科医師によって行うこととなっている。その際、記録にある署名は記録者だけでなく観察者の記名も必ず行なう。

## X線撮影

震災からおよそ2ヶ月が経過し、遺体の損傷がひどくなってきたため5月9日よりポータブルX線装置（10DR社：デキシコ）4台の運用を行いX線撮影を開始した。4台のうち2台は群馬県開業でデンタルX線自動照合の専門家である小菅栄子先生のご紹介により10DR社、藤井 彰社長の好意により同社から借与されたものである。3台目は日本歯科医師会が購入して宮歯に借与して頂いた機材である。4台目は徳島県歯科医師会から借用した機材である。これらの機材運用にあたっては検死の全体説明約2時間中に動画を含む説明と実習及びマニュアル配布を行った。5月9日から検死に参加して頂いている県歯からはX線装置を携行して頂くよう依頼した。（実際に持参して頂いた県は2県のみであった）機種の違いメディアに対する対応は東北大学の青木孝文教授と教室員の方々の協力のもと一台の大容量パソコンに統合データとして取り込みを行っている。

## まとめ

8月31日現在、身元確認に至った方法は人相、着衣、所持品：90.5%、歯科所見：6.9%、指紋：2.5%、DNA：0.6%である。地震発生からおよそ1年がたち死後脱落歯が多いなか、チャートのみ資料では情報不足から身元確認作業が困難になりつつある。そのような中、一枚のデンタルX線写真から身元確認が出来た例があった。今後は青木教授、小菅先生グループ等がデンタルX線写真の自動照合の技術を持っている事から生前のカルテやX線写真等の詳細な資料収集によってさらに身元確認作業が進む事が期待されている。

しかし、カルテの情報収集と整理には膨大な時間がかかり、津波による流出もあったため、今後はレセプトを利用した何らかの情報収集が望まれる。

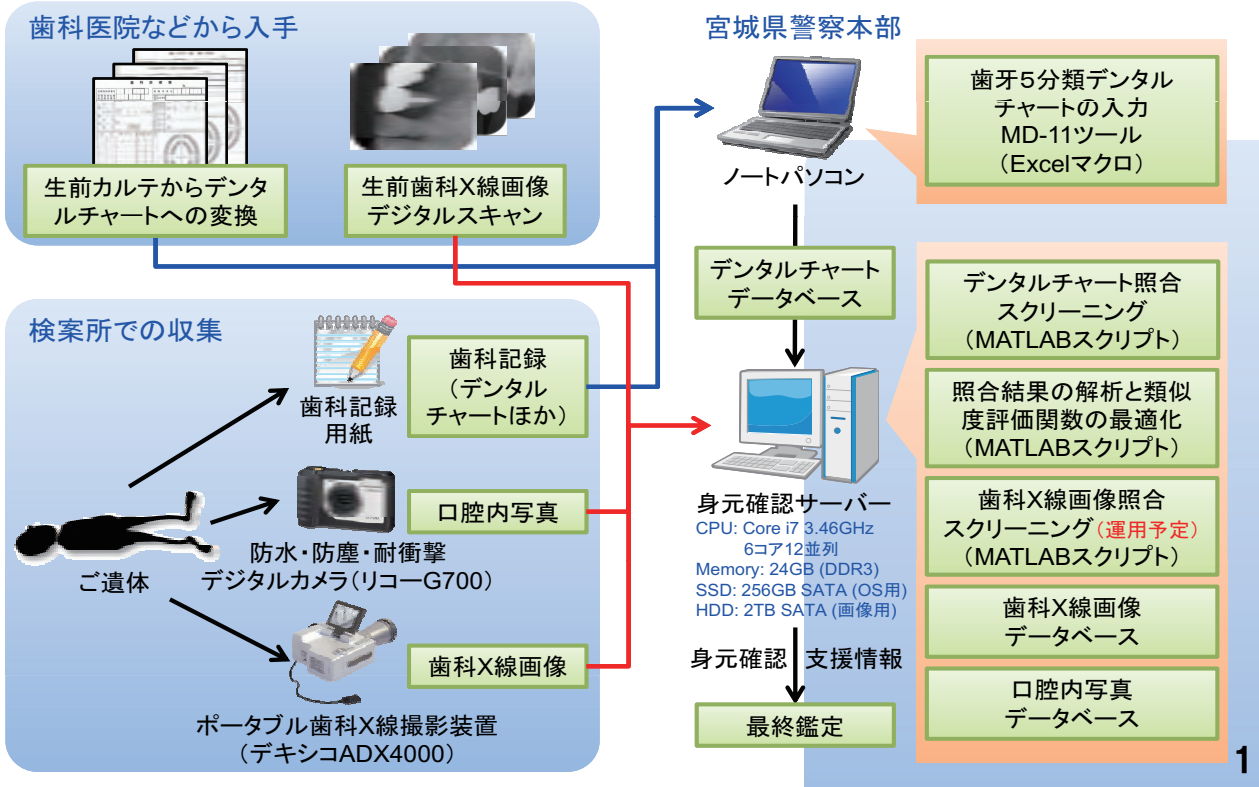
我々は今回の経験を踏まえて、今後各地で起こりうる大規模災害に対処すべく「備え」をしっかりとてゆかなければならない。そのためこの領域をより「有るべき姿」にしてゆくためには、検死に対応する実践的な教育プログラムの構築と基本的テキストの作成が望まれる。

（身元確認班：柏崎 潤、駒形守俊、阿部清一郎、千葉 宏）

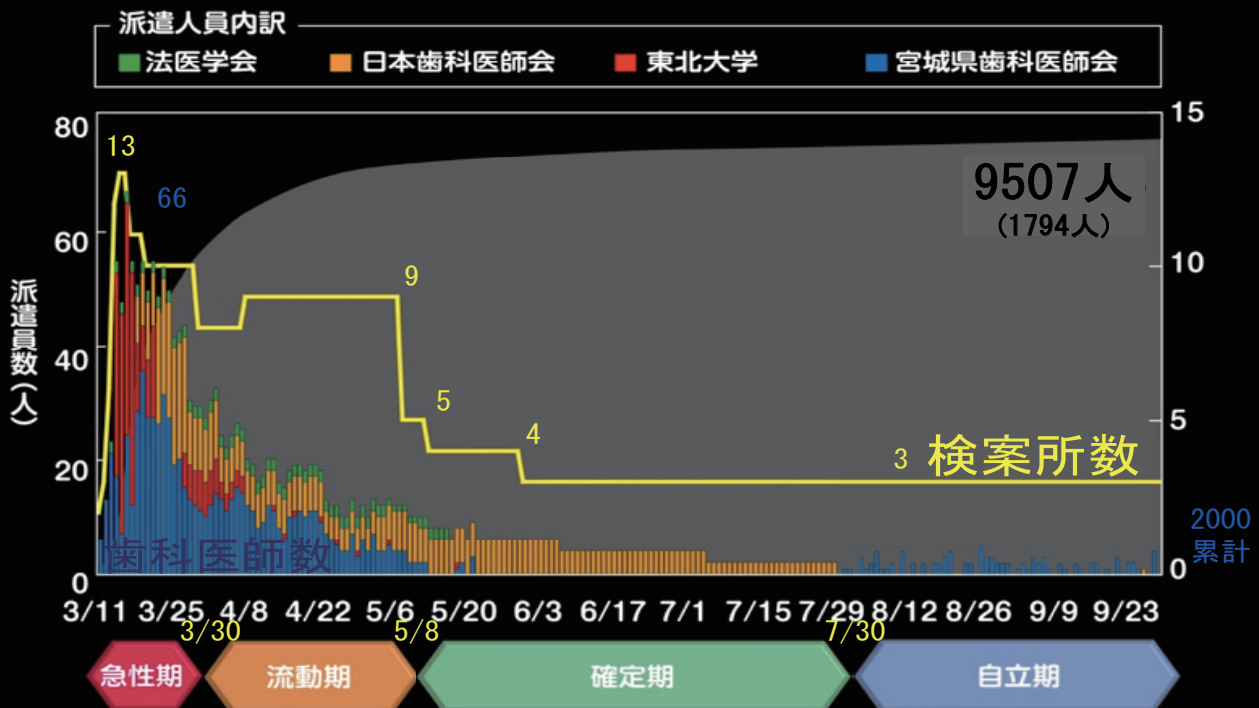
参考文献：救命－東日本大震災、医師たちの奮闘－新潮社2011.



# 宮城県における大震災身元確認支援システムの構成とワークフロー



## 歯科医師数・検案所数・遺体数



# 歯科記録用紙

番号 <u>G1</u>	場所 <u>グランドイ21</u>	日時 <u>2011年3月11日</u>	午前・午後 <u>2時46分</u>
遺体状況 <input checked="" type="checkbox"/> 上下顎有り (完全) <input type="checkbox"/> 上顎のみ <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 下顎のみ (部位 )	歯科医師 住所氏名 <u>江澤庸博</u> TEL ( ) 歯科医師 住所氏名 <u>柏崎潤</u> TEL ( ) 立合い 警察官氏名 <u>原東祐男</u>		

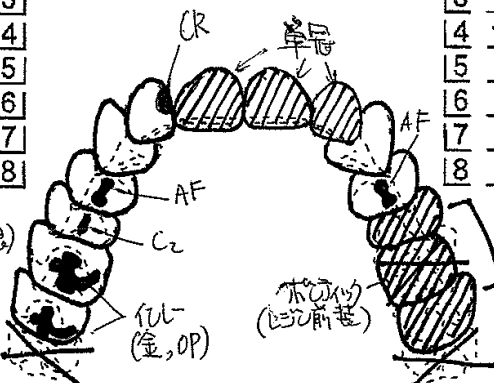
- レジン前装冠 1 |
- レジン充填(BM) 2 |
- 健全歯 3 |
- アマルガム充填(O) 4 |
- C2 (O) 5 |
- インレー(OP全) 6 |
- インレー(OP全) 7 |
- 欠損 8 |

### 口腔内状況 (永久歯列)

- レジン前装冠 1 |
- レジン前装冠 2 |
- 健全歯 3 |
- アマルガム充填(O) 4 |
- FCK 5 |
- 欠損(ブリック) Br. 6 |
- FCK (銀) 7 |
- 欠損 8 |

- 注意点**
- レジン充填 抜去か脱落か
  - 処置歯か未処置歯か
  - 齶歯か崩壊か
- 用語**
- 健全歯
  - 齶蝕歯 C
  - レジン充填 (O)
  - アマルガム充填
  - セメント充填
  - アンレー
  - インレー
  - 鑲造冠 (FCK, 3/4, 4/5)
  - 前装冠 (レジン、陶材)
  - ジャケット冠
  - 歯冠継体歯
  - 局部床整歯 (クラスプ、バー)
  - 全部床整歯

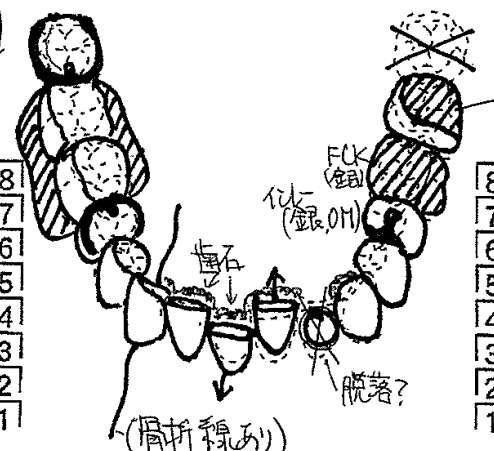
右上顎



左上顎

右下顎

- 健全歯 8 |
- 欠損(義歯) 7 |
- 欠損 6 |
- 健全歯 5 |
- 健全歯 4 |
- 健全歯 3 |
- 健全歯 2 |
- 健全歯 1 |



左下顎

- 欠損 8 |
- セメント充填? 7 |
- FCK (銀) 6 |
- インレー(OP銀) 5 |
- 健全歯 4 |
- 健全歯 3 |
- 死後脱落の疑い 2 |
- 健全歯 1 |

歯牙の有無	(有に)	(有に)
<input checked="" type="checkbox"/> 1	11	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 2	12	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 3	13	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 4	14	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 5	15	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 6	16	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 7	17	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 8	18	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 9	19	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 10	20	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 11	21	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 12	22	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 13	23	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 14	24	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 15	25	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 16	26	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 17	27	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 18	28	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 19	29	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 20	30	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 21	31	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 22	32	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 23	33	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 24	34	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 25	35	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 26	36	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 27	37	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 28	38	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 29	39	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 30	40	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 31	41	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 32	42	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 33	43	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 34	44	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 35	45	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 36	46	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 37	47	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 38	48	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 39	49	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/> 40	50	<input checked="" type="checkbox"/>

### 口腔内所見

位置、歯数異常 <input type="checkbox"/> 埋伏歯 <input checked="" type="checkbox"/> 転位歯 <input type="checkbox"/> 傾斜歯 <input type="checkbox"/> 過剰歯 <input type="checkbox"/> 捻転歯 <input type="checkbox"/> 歯間離開 <input type="checkbox"/> その他 部位 <u>III</u>	形態異常 <input type="checkbox"/> 彎曲歯 <input type="checkbox"/> 癒合歯 <input type="checkbox"/> 矮小歯 <input type="checkbox"/> 円錐歯 <input type="checkbox"/> 發育不全歯 <input type="checkbox"/> その他 部位 <u>なし</u>	咬合関係 <input checked="" type="checkbox"/> 正常または上顎前突 <input type="checkbox"/> 切端咬合 <input type="checkbox"/> 反対咬合 <input type="checkbox"/> 交叉咬合 (左・右) <input type="checkbox"/> その他・不明	口腔衛生状態 <input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 判断不可 歯石沈着 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 判断不可 <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 色素沈着 部位 <u>3, 4, 5</u>	写真撮影 <input type="checkbox"/> 未 <input checked="" type="checkbox"/> 済 整理番号 <u>001</u> 印象採得 <input checked="" type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 整理番号	X線写真撮影 <input type="checkbox"/> 未 <input checked="" type="checkbox"/> 済 整理番号 <u>X-1</u> X線写真撮影部位 計 <u>11</u> 枚 <u>87654321112345678</u> <u>(87654321112345678)</u>
--	--	---	--	---	--

その他の所見

3, 4, 5 歯倒り、舌倒りに骨折線あり。 II 唇倒り、II 舌倒りにそれぞれ半歯方駆征  
12 歯槽窩が認められ、歯肉に被われているため死後脱落と考えられる



### 歯科記録用紙

番号	場所	日時	年	月	日	午前・午後	時	分
遺体状況 <input type="checkbox"/> 上下顎有り (完全) <input type="checkbox"/> 上顎のみ <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 下顎のみ (部位 )		歯科医師 住所氏名 TEL ( )						
		歯科医師 住所氏名 TEL ( )						
		立合い 警察官氏名						

口腔内状況 (永久歯列)

1   _____	1   _____		注意点
2   _____	2   _____		<input type="checkbox"/> レジン充填
3   _____	3   _____		<input type="checkbox"/> 抜去か脱落か
4   _____	4   _____		<input type="checkbox"/> 処置歯か未処置歯か
5   _____	5   _____		<input type="checkbox"/> 齲蝕か崩壊か
6   _____	6   _____		用語
7   _____	7   _____		<input type="checkbox"/> 健全歯
8   _____	8   _____		<input type="checkbox"/> 齲蝕歯 C

右 上 顎

左 上 顎

8   _____	8   _____		<input type="checkbox"/> レジン充填 (O)
7   _____	7   _____		<input type="checkbox"/> アマルガム充填
6   _____	6   _____		<input type="checkbox"/> セメント充填
5   _____	5   _____		<input type="checkbox"/> アンレー
4   _____	4   _____		<input type="checkbox"/> インレー
3   _____	3   _____		<input type="checkbox"/> 鑄造冠
2   _____	2   _____		<input type="checkbox"/> &DAI u 1-2 u 2-3 v
1   _____	1   _____		<input type="checkbox"/> 前装冠 (レジン、陶材)

右 下 顎

左 下 顎

8   _____	8   _____	<input type="checkbox"/> ジャケット冠
7   _____	7   _____	<input type="checkbox"/> 歯冠継続歯
6   _____	6   _____	<input type="checkbox"/> 局部床義歯
5   _____	5   _____	<input type="checkbox"/> (クラスプ、バー)
4   _____	4   _____	<input type="checkbox"/> 全部床義歯

歯牙の有無 (有に✓)

<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 11
<input type="checkbox"/> 21	<input type="checkbox"/> 12
<input type="checkbox"/> 31	<input type="checkbox"/> 13
<input type="checkbox"/> 41	<input type="checkbox"/> 14
<input type="checkbox"/> 51	<input type="checkbox"/> 15
<input type="checkbox"/> 61	<input type="checkbox"/> 16
<input type="checkbox"/> 71	<input type="checkbox"/> 17
<input type="checkbox"/> 81	<input type="checkbox"/> 18
<input type="checkbox"/> 82	<input type="checkbox"/> 18
<input type="checkbox"/> 72	<input type="checkbox"/> 17
<input type="checkbox"/> 62	<input type="checkbox"/> 16
<input type="checkbox"/> 52	<input type="checkbox"/> 15
<input type="checkbox"/> 42	<input type="checkbox"/> 14
<input type="checkbox"/> 32	<input type="checkbox"/> 13
<input type="checkbox"/> 22	<input type="checkbox"/> 12
<input type="checkbox"/> 12	<input type="checkbox"/> 11

口腔内所見

位置、歯数異常 <input type="checkbox"/> 埋状歯 <input type="checkbox"/> 転位歯 <input type="checkbox"/> 傾斜歯 <input type="checkbox"/> 過剰歯 <input type="checkbox"/> 捻転歯 <input type="checkbox"/> 歯間離開 <input type="checkbox"/> その他部位	形態異常 <input type="checkbox"/> 彎曲歯 <input type="checkbox"/> 癒合歯 <input type="checkbox"/> 矮小歯 <input type="checkbox"/> 円錐歯 <input type="checkbox"/> 發育不全歯 <input type="checkbox"/> その他部位	咬合関係 <input type="checkbox"/> 正常または上顎前突 <input type="checkbox"/> 切端咬合 <input type="checkbox"/> 反対咬合 <input type="checkbox"/> 交叉咬合(左・右) <input type="checkbox"/> その他・不明	口腔衛生状態 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 判断不可	写真撮影 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 整理番号	X線写真撮影 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 整理番号  X線写真撮影部位 計 枚 8 7 6 5 4 3 2 1   1 2 3 4 5 6 7 8 8 7 6 5 4 3 2 1   1 2 3 4 5 6 7 8
			歯石沈着 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 判断不可 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 色素沈着部位	印象採得 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 整理番号	

その他の所見



## 1 2 3 歯科記録用紙

番号	場所	日時	年	月	日	午前・午後	時	分		
遺体状況 <input type="checkbox"/> 上下顎有り (完全) <b>男・女</b> <input type="checkbox"/> 上顎のみ <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 下顎のみ (部位)		歯科医師 住所氏名 歯科医師 住所氏名 立合し 審判官氏名		11					( )	( )

4

口腔内状況 (永久歯列)

右上顎

1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8

右下顎

8	8
7	7
6	6
5	5
4	4
3	3
2	2
1	1

9

5

9

注意点

- レジン充填
- 接合が脱落か
- 鉛直面か未知歯面か
- 齧齧か磨損か

用語

- 健全歯
- 齧蝕歯 C
- レジン充填 (O)
- アマルガム充填
- セメント充填
- アンレー
- オインレー
- 構造冠 (全部: 3/4, 4/5)
- 前冠冠 (レジン、陶材)
- ジャケット冠
- 歯冠補綴歯
- 局部床歯痛 (タラップ、パ)
- 全部床歯痛

歯牙の有無 (有に✓)

<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 11
<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 12
<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 13
<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 14
<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 15
<input type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 16
<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 17
<input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 18
<input type="checkbox"/> 9	<input type="checkbox"/> 19
<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 20
<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 21
<input type="checkbox"/> 12	<input type="checkbox"/> 22
<input type="checkbox"/> 13	<input type="checkbox"/> 23
<input type="checkbox"/> 14	<input type="checkbox"/> 24
<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 25
<input type="checkbox"/> 16	<input type="checkbox"/> 26
<input type="checkbox"/> 17	<input type="checkbox"/> 27
<input type="checkbox"/> 18	<input type="checkbox"/> 28
<input type="checkbox"/> 19	<input type="checkbox"/> 29
<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 30

6

口腔内所見

<input type="checkbox"/> 歯数異常 <input type="checkbox"/> 転位歯 <input type="checkbox"/> 傾斜歯 <input type="checkbox"/> 過剰歯 <input type="checkbox"/> 捻転歯 <input type="checkbox"/> 歯間離開 <input type="checkbox"/> その他 部位	<input type="checkbox"/> 形態異常 <input type="checkbox"/> 彎曲歯 <input type="checkbox"/> 癒合歯 <input type="checkbox"/> 矮小歯 <input type="checkbox"/> 円錐歯 <input type="checkbox"/> 発育不全歯 <input type="checkbox"/> その他 部位	<input type="checkbox"/> 咬合関係 <input type="checkbox"/> 正常または 上顎前突 <input type="checkbox"/> 切端咬合 <input type="checkbox"/> 反対咬合 <input type="checkbox"/> 交叉咬合 (左・右) <input type="checkbox"/> その他・不明	<input type="checkbox"/> 口腔衛生状態 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 判断不可 <input type="checkbox"/> 歯石沈着 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 判断不可 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 色素沈着 部位	写真撮影 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 整理番号  印象採得 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 整理番号	<input type="checkbox"/> X線写真撮影 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 整理番号  X線写真撮影部位 計 枚 8 7 6 5 4 3 2 1   1 2 3 4 5 6 7 8 8 7 6 5 4 3 2 1   1 2 3 4 5 6 7 8
--	---	--	---	--	---

7

その他の所見





## 簡単マニュアル：歯科記録用紙記載時の留意点

- 1 初めに遺体番号を確認する（復唱して確認する）
  - 2 場所は、（例：グランディー）と記入
  - 3 西暦 年 月 日 の記入
  - 4 遺体状況 ほとんどの場合 上下顎 あり  
（外傷で上顎・下顎自体が無い場合は、その項目をチェック）
  - 5 記録者は、歯列図のところに記載してゆく  
（とにかく遺体の前では歯列図を完成する。塗りつぶす等はあと）  
歯列図の記録をしたら筆記者が口腔内状況を歯列図を見ながら読み上げ  
観察者が口腔内を見つつ確認する
  - 6 口腔内所見の記載  
記録者が6の項目を読み上げ、観察者が口腔内を確認しつつ「なし」など  
と声をだして回答する。「位置、歯数異常」、「形態異常」のない場合は  
「その他」の所にチェックして部位のところに「なし」と記載する  
ある場合は、歯式を記入する
  - 7 その他の所見  
開口不良で咬合面が見えないときは？をつけ、「ケンゼン？」などと記載  
し、その旨をその他の欄に記載する。
  - 8 ご遺体の検死を終了したら立ち会い警察官（司法警察員）の所属、氏名を  
記入してもらい終了時間を記入。署名がないと法的に有効になりません  
—————以下の項目は記録机に戻ってから書く
  - 9 四隅にある口腔内状況の文字記載を右上にある用語を使用して行う  
欠損は「欠」、健全歯は「ケンゼン」と記入する。連続している場合も  
「〃」を使用せず同じように文字記載する
  - 10 歯牙の有無（ページ右下）忘れずチェックすること（現在歯にチェック）
  - 11 歯科医師名の所属とサイン（記録者、観察者とも記入する）
  - 12 最後に2人でチェックし完了！ 警察官に渡す  
清書の時間はなく、書いたままをコピーすることになるのでしっかりと  
記入すること。コピーしてかすれてくるのでラインは始めから終わりまで  
しっかりと書く
- \* 慣れてない人は鉛筆で記入。初めての人は口腔内所見をとり、2回目的人是筆記者です。遺族も同一会場にいるので大きな声や笑い声は控えましょう！



## 遺体情報収集機材(同一機材4セット運用中)

①チャート／②写真／③X線



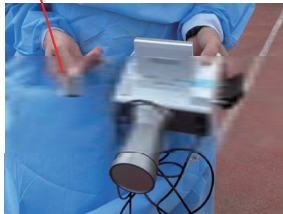
## 防水・防塵・耐衝撃カメラ (リコーG700)





# デジカメのようなX線撮影装置 (デキシコADX4000) 放射線防護 グローブ

イメージセンサー



放射線防護ガウン



汚染防止の  
スリーブ

## 照合・判定用紙

カルテ情報

歯式・図のみ ( 年 月 日 )

1号用紙のみ ( 年 月 日 )

すべて ( 年 月 日 )

X線(デンタル・パノラマ) ( 年 月 日 )

遺体番号

とカルテ

との照合

右側

左側

歯式	遺体状態	カルテ内容	一致	不一致	
				矛盾無	矛盾有
1]					
2]					
3]					
4]					
5]					
6]					
7]					
8]					
8]					
7]					
6]					
5]					
4]					
3]					
2]					
1]					

歯式	遺体状態	カルテ内容	一致	不一致	
				矛盾無	矛盾有
1]					
2]					
3]					
4]					
5]					
6]					
7]					
8]					
8]					
7]					
6]					
5]					
4]					
3]					
2]					
1]					

所見

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

総合判定

上記の結果より \_\_\_\_\_ と判定される

平成 年 月 日

歯科医師名 \_\_\_\_\_ .

立会警察官名 \_\_\_\_\_ .



## 照合・判定用紙

**カルテ情報**

歯式・図のみ ( 年 月 日 )

1号用紙のみ ( 年 月 日 )

すべて (2007年3月5日)

X線(デンタル・パノラマ) ( 年 月 日 )

遺体番号 G1 とカルテ 宮城花子 との照合

右側

左側

歯式	遺体状態	カルテ内容	一致		不一致	
			一致	矛盾無	矛盾有	矛盾有
1]	レジン前装冠	レジン前装冠	○			
2]	レジン充填(BM)	レジン充填(BML)	○			
3]	健全歯	健全歯	○			
4]	アマルガム充填(O)	アマルガム充填	○			
5]	C2	健全歯			○	
6]	インレー(OP金)	インレー(OP金)	○			
7]	インレー(OP金)	インレー(OP金)	○			
8]	欠損	欠損	○			
8]	健全歯	健全歯	○			
7]	欠損 } 義歯	欠損 } 義歯	○			
6]	欠損 } 義歯	欠損 } 義歯	○			
5]	健全歯	健全歯	○			
4]	健全歯	健全歯	○			
3]	健全歯	レジン充填(BM)				○
2]	健全歯	レジン充填(BD)				○
1]	健全歯	健全歯	○			

歯式	遺体状態	カルテ内容	一致		不一致	
			一致	矛盾無	矛盾有	矛盾有
1]	レジン前装冠	レジン充填(BM,BD)				○
2]	レジン前装冠	レジン充填(BM,BD)				○
3]	健全歯	健全歯	○			
4]	アマルガム充填(O)	アマルガム充填	○			
5]	FCK(銀)	FCK(銀)	○			
6]	欠損(ボン銀) } Br	欠損(ボン銀) } Br	○			
7]	FCK(銀)	FCK(銀)	○			
8]	欠損	欠損	○			
8]	欠損	欠損	○			
7]	セメント充填?	健全歯				○
6]	FCK(銀)	FCK(銀)	○			
5]	インレー(OM銀)	健全歯				○
4]	健全歯	健全歯	○			
3]	健全歯	健全歯	○			
2]	死後脱落の疑い	健全歯				—
1]	健全歯	健全歯	○			

**所見**

32歯中一致は24歯、不一致で矛盾無しは5歯、不一致で矛盾ありは2歯である。また判定不能は1歯である。レジン充填が、遺体で健全歯と判定される事(「矛盾あり」)はあり得る。また、左上のブリッジ部位と右下第一大臼歯、第二大臼歯の欠損も一致している。

**総合判定**

上記の結果より 同一人として矛盾しない と判定される

平成23年6月12日

歯科医師名 柏崎 潤 ・ 江澤庸博

立会警察官名 伊東哲男

# 照合・判定用紙

**カルテ**

歯式・図のみ

1号用紙のみ

すべて

X線デンタル・パノラマ

## 照合・判定用紙

遺体番号 とカルテ との照合

右側

左側

歯式	遺体状態	カルテ内容	一致		不一致	
			一致	矛盾無	矛盾有	矛盾有
1]						
2]						
3]						
4]						
5]						
6]						
7]						
8]						
8]						
7]						
6]						
5]						
4]						
3]						
2]						
1]						

歯式	遺体状態	カルテ内容	一致		不一致	
			一致	矛盾無	矛盾有	矛盾有
1]						
2]						
3]						
4]						
5]						
6]						
7]						
8]						
8]						
7]						
6]						
5]						
4]						
3]						
2]						
1]						

記録の時期を  
明確にする

共通の用語で記入

**所見**

判定理由を明記

**総合判定**

上記の結果より と判定される

平成 年 月 日

歯科医師名

立会警察官名

必ずに2名で判定



## 照合・判定用紙に使用する例文と用語

### 所見

32 歯中一致は 24 歯、不一致で矛盾無しは 5 歯、不一致で矛盾有りは 2 歯である。また判定不能は 1 歯である。レジン充填が、遺体で健全歯と判定される事（「矛盾あり」）はあり得る。また、左上のブリッジ部位と右下第一大臼歯、第二大臼歯の欠損も一致している。

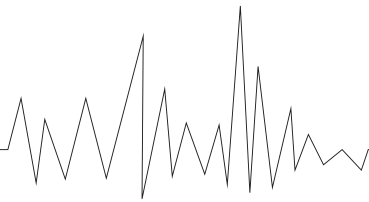
### 総合判定

上記の結果より「同一人として矛盾しない」と判定される。

### 判定に使用する用語

1. 同一人として矛盾しない（95%以上）
2. 同一人である可能性は高い（60～95%の可能性）
3. 同一人である可能性を否定できない（40～60%の可能性）
4. 同一人である可能性は低い（40%以下の可能性）
5. 同一人ではない（0%）
6. 以上の所見からは、判定不能である

（%はあくまで目安である）



## 東日本大震災身元確認対応記録

平成23年3月11日(金) 14時46分地震発生

日付	参加歯科医師人数					
	宮城県歯科医師会	東北大学	日本歯科医師会	内 訳	法医学会	合 計
3月12日 土	6					6
3月13日 日	13					13
3月14日 月	21				2	23
3月15日 火	17	35			2	54
3月16日 水	7	38			2	47
3月17日 木	24	40			2	66
3月18日 金	12	40			2	54
3月19日 土	28	12	山形県 8		2	50
3月20日 日	35	8	山形県 9		2	54
3月21日 月	27	10	山形県 10		2	49
3月22日 火	27	16	山形県 9		2	54
3月23日 水	26	0	日 歯 20	愛知県歯科医師会 4	2	48
3月24日 木	31	0	日 歯 20	長野県歯科医師会 4	2	53
3月25日 金	27	0	日 歯 20	日本歯科大学 4	2	49
3月26日 土	19	0	日 歯 20	日本口腔インプラント学会 1	2	41
3月27日 日	20	0	日 歯 20	東京都歯科医師会 4	2	42
3月28日 月	15	6	日 歯 20	山梨県歯科医師会 3	2	43
3月29日 火	13	6	山形県 9		2	30
3月30日 水	12	6	山形県 9		2	29
3月31日 木	11	7	山形県 9		2	29
<b>小 計</b>	<b>391</b>	<b>224</b>	<b>183</b>		<b>36</b>	<b>834</b>
4月1日 金	10	6	山形県 9		2	27
4月2日 土	12	6	山形県 10		2	30
4月3日 日	14	6	山形県 10		2	32
4月4日 月	13	3	新潟県 6		2	24
4月5日 火	11	3	新潟県 6		2	22
4月6日 水	13	3	新潟県 6		2	24
4月7日 木	15	3	新潟県 6		2	26
4月8日 金	14	3	新潟県 6		2	25
4月9日 土	12	0	広島県 6		2	20
4月10日 日	11	0	広島県 6		2	19
4月11日 月	8	0	広島県 6		2	16
4月12日 火	9	0	広島県 6		2	17
4月13日 水	12	0	広島県 6		2	20
4月14日 木	11	1	山形県 6		2	20



日 付	参加歯科医師人数					
	宮城県歯科医師会	東北大学	日本歯科医師会	内 訳	法医学会	合 計
4月15日 金	8	0	山形県 6		2	16
4月16日 土	6	1	山形県 6		2	15
4月17日 日	10	0	山形県 6		2	18
4月18日 月	10	1	山形県 6		2	19
4月19日 火	11	0	京都府 6		2	19
4月20日 水	10	0	京都府 6		2	18
4月21日 木	11	0	京都府 6		2	19
4月22日 金	11	0	京都府 6		2	19
4月23日 土	9	1	京都府 6		2	18
4月24日 日	7	0	岐阜県 4		2	13
4月25日 月	6	0	岐阜県 4		2	12
4月26日 火	5	1	岐阜県 4		2	12
4月27日 水	4	0	岐阜県 4		2	10
4月28日 木	4	0	岐阜県 4		2	10
4月29日 金	7	0	兵庫県 4		2	13
4月30日 土	3	1	兵庫県 4		2	10
小 計	287	39	177		60	563
5月1日 日	6	0	兵庫県 4		2	12
5月2日 月	4	0	兵庫県 4		2	10
5月3日 火	7	0	兵庫県 4		2	13
5月4日 水	4	0	栃木県 6		2	12
5月5日 木	4	0	栃木県 6		2	12
5月6日 金	5	1	栃木県 6		1	13
5月7日 土	4	0	栃木県 6	神奈川 1	1	12
5月8日 日	4	0	栃木県 6	神奈川 1	1	12
5月9日 月	4	0	静岡県 6	神奈川 1	1	12
5月10日 火	2	0	静岡県 6	神奈川 1	1	10
5月11日 水	2	0	静岡県 6	神奈川 1	1	10
5月12日 木	2	0	静岡県 6		2	10
5月13日 金	2	0	静岡県 6		2	10
5月14日 土	0	0	群馬県 6		2	8
5月15日 日	0	0	群馬県 6		2	8
5月16日 月	0	0	群馬県 6		2	8
5月17日 火	0	0	群馬県 6		2	8
5月18日 水	0	0	群馬県 6		0	6
5月19日 木	1	1	岡山県 6		0	8
5月20日 金	2	0	岡山県 6		0	8
5月21日 土	0	0	岡山県 6		0	6



日付	参加歯科医師人数					
	宮城県歯科医師会	東北大学	日本歯科医師会	内 訳	法医学会	合 計
5月22日 日	3	0	岡山県 6		0	9
5月23日 月	0	0	岡山県 6		0	6
5月24日 火	0	0	山口県 6		0	6
5月25日 水	0	0	山口県 6		0	6
5月26日 木	0	0	山口県 6		0	6
5月27日 金	0	0	山口県 6		0	6
5月28日 土	0	0	山口県 6		0	6
5月29日 日	0	0	熊本県 6		0	6
5月30日 月	0	0	熊本県 6		0	6
5月31日 火	0	0	熊本県 6		0	6
小 計	56	2	185		28	271
6月1日 水	0	0	熊本県 6		0	6
6月2日 木	0	0	熊本県 6		0	6
6月3日 金	0	0	島根県 6		0	6
6月4日 土	0	0	島根県 6		0	6
6月5日 日	0	0	島根県 6		0	6
6月6日 月	0	0	島根県 6		0	6
6月7日 火	0	0	島根県 6		0	6
6月8日 水	0	0	大分県 4		0	4
6月9日 木	0	0	大分県 4		0	4
6月10日 金	0	0	大分県 4		0	4
6月11日 土	0	0	大分県 4		0	4
6月12日 日	0	0	大分県 4		0	4
6月13日 月	0	0	福岡県 4		0	4
6月14日 火	0	0	福岡県 4		0	4
6月15日 水	0	0	福岡県 4		0	4
6月16日 木	0	0	福岡県 4		0	4
6月17日 金	0	0	福岡県 4		0	4
6月18日 土	0	0	宮崎県 4		0	4
6月19日 日	0	0	宮崎県 4		0	4
6月20日 月	0	0	宮崎県 4		0	4
6月21日 火	0	0	宮崎県 4		0	4
6月22日 水	0	0	宮崎県 4		0	4
6月23日 木	0	0	和歌山県 4		0	4
6月24日 金	0	0	和歌山県 4		0	4
6月25日 土	0	0	和歌山県 4		0	4
6月26日 日	0	0	沖縄県 4		0	4
6月27日 月	0	0	沖縄県 4		0	4





日 付	参加歯科医師人数					
	宮城県歯科医師会	東北大学	日本歯科医師会	内 訳	法医学会	合 計
6月28日 火	0	0	沖縄県 4		0	4
6月29日 水	0	0	沖縄県 4		0	4
6月30日 木	0	0	沖縄県 4		0	4
小 計	0	0	134		0	134
7月1日 金	0	0	鹿児島県 4		0	4
7月2日 土	0	0	鹿児島県 4		0	4
7月3日 日	0	0	鹿児島県 4		0	4
7月4日 月	0	0	鹿児島県 4		0	4
7月5日 火	0	0	鹿児島県 4		0	4
7月6日 水	0	0	秋田県 2		0	2
7月7日 木	0	0	秋田県 2		0	2
7月8日 金	0	0	秋田県 2		0	2
7月9日 土	0	0	秋田県 2		0	2
7月10日 日	0	0	秋田県 2		0	2
7月11日 月	0	0	栃木県 2		0	2
7月12日 火	0	0	栃木県 2		0	2
7月13日 水	0	0	栃木県 2		0	2
7月14日 木	0	0	栃木県 2		0	2
7月15日 金	0	0	栃木県 2		0	2
7月16日 土	0	0	神奈川県 2		0	2
7月17日 日	0	0	神奈川県 2		0	2
7月18日 月	0	0	神奈川県 2		0	2
7月19日 火	0	0	神奈川県 2		0	2
7月20日 水	0	0	神奈川県 2		0	2
7月21日 木	0	0	埼玉県 2		0	2
7月22日 金	0	0	埼玉県 2		0	2
7月23日 土	0	0	埼玉県 2		0	2
7月24日 日	0	0	埼玉県 2		0	2
7月25日 月	0	0	埼玉県 2		0	2
7月26日 火	0	0	青森県 2		0	2
7月27日 水	0	0	青森県 2		0	2
7月28日 木	0	0	青森県 2		0	2
7月29日 金	0	0	青森県 2		0	2
7月30日 土	0	0	青森県 2		0	2
小 計	0	0	70		0	70
8月1日 月	1	0	0		0	1
8月2日 火	1	0	0		0	1
8月4日 木	3	0	0		0	3



日 付	参加歯科医師人数					合 計
	宮城県歯科医師会	東北大学	日本歯科医師会	内 訳	法医学会	
8月5日 金	1	0	0		0	1
8月6日 土	2	0	0		0	2
8月7日 日	4	0	0		0	4
8月8日 月	1	0	0		0	1
8月9日 火	1	0	0		0	1
8月10日 水	2	0	0		0	2
8月12日 金	4	0	0		0	4
8月14日 日	2	0	0		0	2
8月16日 火	2	0	0		0	2
8月18日 木	2	0	0		0	2
8月19日 金	2	0	0		0	2
8月20日 土	3	0	0		0	3
8月21日 日	4	0	0		0	4
8月24日 水	2	0	0		0	2
8月25日 木	2	0	0		0	2
8月27日 土	5	0	0		0	5
8月28日 日	3	0	0		0	3
8月29日 月	3	0	0		0	3
8月30日 火	2	0	0		0	2
8月31日 水	2	0	0		0	2
小 計	54	0	0		0	54
9月1日 木	2	0	0		0	2
9月3日 土	1	0	0		0	1
9月4日 日	2	0	0		0	2
9月5日 月	1	0	0		0	1
9月6日 火	3	0	0		0	3
9月7日 水	2	0	0		0	2
9月8日 木	3	0	0		0	3
9月9日 金	1	0	0		0	1
9月11日 日	2	0	0		0	2
9月12日 月	1	0	0		0	1
9月14日 水	2	0	0		0	2
9月15日 木	1	0	0		0	1
9月17日 土	2	0	0		0	2
9月18日 日	2	0	0		0	2
9月20日 火	1	0	0		0	1
9月22日 木	3	0	0		0	3
9月24日 土	2	0	0		0	2



日 付	参加歯科医師人数					合 計
	宮城県歯科医師会	東北大学	日本歯科医師会	内 訳	法医学会	
9月25日 日	2	0	0		0	2
9月26日 月	1	0	0		0	1
9月29日 木	4	0	0		0	4
<b>小 計</b>	<b>38</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		<b>0</b>	<b>38</b>
10月1日 土	1	0	0		0	1
10月3日 月	2	0	0		0	2
10月5日 水	2	0	0		0	2
10月6日 木	2	0	0		0	2
10月13日 木	2	0	0		0	2
10月19日 水	1	0	0		0	1
10月20日 木	2	0	0		0	2
10月25日 火	0	1	0		0	1
<b>小 計</b>	<b>12</b>	<b>1</b>	<b>0</b>		<b>0</b>	<b>13</b>
11月5日 土	1	0	0		0	1
11月6日 日	2	0	0		0	2
11月10日 木	2	0	0		0	2
11月14日 月	1	0	0		0	1
11月15日 火	0	1	0		0	1
11月22日 火	1	0	0		0	1
<b>小 計</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>0</b>		<b>0</b>	<b>8</b>
<b>累 計</b>	<b>845</b>	<b>267</b>	<b>749</b>		<b>124</b>	<b>1,985</b>



# 仮設歯科診療所設置について

仮設歯科診療所運営委員会 委員長 佐藤 勝

3月11日の大震災の後、急性期、亜急性期を経た災害時歯科医療対応においては、災害救助法で対応される医療救護活動と保険診療による歯科治療活動が混在するフェーズが存在した。このフェーズにおいては、医療救護活動と歯科保険診療との取り扱いの差が問題となる。すなわち、救急処置等においても保険証の提示や一部負担金、療養担当規則上の問題のみならず、保険医療機関として医療行為を行うための施設の問題が保険診療と医療救護活動との差異として表面化してくる。混乱したフェーズがいずれ安定したフェーズに移行した先では医療救護活動は保険診療へと移行していくのだが、前述のように医療救護活動では曖昧であった、治療を行う場所（保険医療施設）や診療所への移動の問題、そして一部負担金の問題等が医療保険による医療行為では患者の負担として表面化するため、患者負担のない災害救助法による応急的対応を長期で期待する体質が地域に定着してしまう傾向がある。こうなると災害救助法による長期の医療救護活動は地域歯科保険診療再興の妨げになるという見解も聴かれるようになる。

このような問題を早期に解消し、正常な地域歯科保険診療へと円滑に移行するための手段として、仮設歯科診療所の設置は公設私設を問わず大きな意義をもつと思われ、災害から可及的早期にその設置が求められることは言うまでもない。

今回、宮城県における公的仮設歯科診療所の設置についてその経過とともに問題点を総括してみた。今後の参考になれば幸甚である。

## 仮設歯科診療所設置までの経過

### 3月震災より4月まで

仮設の仮設（設置基準について医療整備課 医務班 村上班長と交渉）ポータブルユニット・往診バスでの仮設診療所扱いについて確認および交渉。

診療バス、ポータブルユニットの手配を日歯に依頼（診療バスは当県の1台と広島県、栃木県、徳島県より1台ずつ拝借、栃木県のバス返却後は京都府より拝借）

### 4月

往診バス、ポータブルユニットの配置（歌津地区、志津川地区、山元地区、石巻地区）

23日： 代議員会（各支部長に仮設歯科診療所事業の概要を説明）この時点で公的仮設と私的仮設の峻別が必要となってくる。

### 5月

仮設歯科診療所に係る業務担当が県の医療整備課地域医療班に決定。

2日： 一次補正予算案国会通過（仮設歯科診療事業費を含む）

11日： 日本歯科医師会において被災三県を中心に仮設歯科診療所設置についての説明が行われた。細谷



会長、枝松専務出席。

- 同11日：細谷会長より管理担当者が決定している地域優先で先行指示、合わせて被災を受けた60件程度の被災歯科診療所（会員）に直接連絡して仮設事業協力の確認が会長より提案される。これに対し、直接の確認よりも地区歯科医師会の意向を尊重すべきとの意見もあり、統一見解が得られないまま、個別連絡を行わずに経過する。
- 18日頃：宮城県医師会と仮設診療所の進捗について情報交換。また、岩手・福島の進捗状況が情報として入る。
- 25日：日本歯科医師会において被災三県における2回目の仮設歯科診療所設置についての会議が開催された。細谷会長と佐藤（勝）が出席。宮城県の進捗が一番遅いことが判明。県行政の対応において各県に微妙な差があることがわかった。
- 31日：被災現場より岩手に比して対応が遅いとお叱りの連絡を受けるも、県では設置要領等が国から提示されるまでは対応できないという返事。

## 6月

設置要領が提示されるも要領上の規制が多くその対応に時間がかかるという医療整備課の回答。

先行3地区を歌津、志津川、女川に決定し、建物の提供をアメリカズに依頼。建物の予算を浮かすことにより、国庫金を設備充実に充てる方針で交渉開始。

この時点での仮設歯科診療所設置予定場所は、気仙沼地区4カ所（市街地2カ所、歌津地区、志津川地区）石巻地区3カ所（雄勝地区、女川地区、東松島地区）亘理地区1カ所（山元）の計8カ所。石巻市街地は地域の診療所復帰が認められたため仮設歯科診療所設置予定地域から外した。

- 2日：医療整備課を訪問、仮設歯科診療所の設置場所、歯科器材納入業者との随意契約を含めた県の弾力的対応を要望する。（山本副会長、山田委員、佐藤（勝））
- 7日：県より仮設歯科診療所の設置について規制が多く苦慮しているという報告
- 9日：アメリカズとの面談（医療整備課も出席）アメリカズによる建物（プレハブ）の提供はほぼ約束された。
- 21日：仮設歯科診療所進捗の問い合わせに対し県より県議会での予算通過待ちという回答。
- 23日：先行3地区の市町村と懇談のため出張。（南三陸町及び女川町）仮設歯科診療所事業について懇談。  
山本副会長、山田委員、佐藤（勝）阿部公喜先生 小野寺勉先生  
石巻歯科医師会泉谷会長 鈴木副会長 木村裕先生


## 7月

アメリカズの援助申請および確認に時間を要していることから仮設歯科診療所設置が遅延している状況を鑑み、歌津地区、女川地区に中古ユニットを宮歯で準備・手配し、暫間的に使用してもらう方針を決定。

- 13日：女川の仮設歯科診療所建物提供をアメリカズに依頼する方針を断念。女川の診療所の復帰計画が具体的となり、仮設診療所の使用予定期間が短くなることがアメリカズの援助に対し問題となったため。アメリカズの代わりに医療整備課が「コマツハウス」を女川仮設歯科診療所建物のスポンサーとして確保。

- 19日：雄勝地区の仮設歯科診療所計画を断念。地域での歯科設置への要望順位が低いこと、地域人口の激減、設置場所の確保が困難、橋浦地区の歯科診療所再開などの理由によるもの。

この時期に、気仙沼地区（市街地2カ所）を大谷地区1カ所へ、東松島地区も公的仮設よりは私的仮設と判



断すべきということになり、国庫金を用いての公的仮設歯科診療所事業からは切り離すという判断へ。よって宮城県での仮設歯科診療所事業は5カ所へと変更。

26日： 歌津地区と女川地区へ中古ユニットの配置が完了。「仮設の仮設」という方法で暫時的対応。

## 8月

1日： 大谷地区、山元地区のスポンサーを「日本ロジスティック協会」お願いしているという医療整備課からの報告。（この時点では、建物のみならずすべての器材まで提供してもらえる予定とのこと  
で国庫金での手配よりは早く稼働できる可能性を示唆していた）

6日： アメリカアズより着工の許可が下りる。（歌津・志津川）

16日： 歌津地区、志津川地区建築許可申請

18日： 山元町建設予定地承認

24日： 日本ロジスティック協会を介し、大成建設が山元地区のスポンサーになるという医療整備課からの通知（決済に10日ほど要するという情報とともに）

31日： 仮設歯科診療所運営委員会発足。各仮設歯科診療所を独立採算として取り扱うこと、運営規程、簡易契約書の作成等を検討。

## 9月

8日： 仮設歯科診療所スタッフ採用における「人材確保事業」の取り扱いについて医療整備課訪問。（山形常務、佐藤（勝））

10日： 歌津地区、志津川地区工事開始（女川も同時期開始）

中旬に先行3カ所を保険医療機関として稼働できるようにするための事務手続き指示

13日： アメリカアズより契約書が送付される。

15日： 大谷地区のスポンサー「大成建設」が急遽ドロップアウト。日本ロジスティック協会の回答が遅いこともあり、山元地区も含め「コマツハウス」に急遽依頼を行ったと医療整備課より報告。

20日過ぎ： 10月の先行3カ所開院に向けて、保険医療機関承認を受けるための事務手続き。

（各保健所からの許可を得てから厚生局に保険医療機関申請手続き）

## 10月

1日： 歌津仮設歯科診療所、志津川仮設歯科診療所、女川地区仮設歯科診療所が保険医療機関として承認（完成に先行しての承認）

17日： 歌津、志津川両地区引き渡し（女川地区もこの時期に女川町へ引き渡し）

18日： 志津川仮設歯科診療所開院





20日：歌津仮設歯科診療所開院

この頃、大谷地区、山元地区ともにコマツハウスによる建物提供を確認。

## 11月

1日：女川地区仮設歯科診療所開院

3日：先行開業3地区視察（細谷会長、佐藤（修）常務、佐藤（勝）、気仙沼歯科医師会 菅野会長、猪苗代先生、芳沢先生、阿部先生、小野寺先生、石巻歯科医師会泉谷会長、佐藤（隆）先生、木村先生）

7日：歌津に往診車両（キューブ）配置

14日：志津川に往診車両（ファンカーゴ）配置

（これら2台は歯科医師会で中古車購入、医療救護班用として配備していたもの。）

11日：県の人材確保事業（仮設歯科診療所被雇用者の人件費助成）や災害復旧補助金の説明が医療整備課より宮歯会館においてなされる。

14日：医療整備課とコマツハウスとの話し合いにおいて、大谷地区と山元地区の仮設歯科診療所建物工事での浄化槽設置工事分を歯科医師会で負担してほしい旨の要望が提出される。年内（12月中）の稼働に向けて調整中との報告。これを受けて、12月中に各仮設歯科診療所が保険医療機関として稼働できるよう、保健所、厚生局への手続きを宮歯事務局に指示。

28日：ガリバーより仮設歯科診療所配置用往診車両3台の提供を受ける。登録、スタッドレスタイヤ等の配置準備に入る。

## 12月

1日：大谷仮設歯科診療所、山元町浅生原歯科診療所が保険医療機関として承認。同日、大谷地区に往診車両1台配置。（仮設建物設置前に歯科訪問診療事業を開始したい意向）

6日：医療整備課より工事の遅れにより大谷、山元ともに12月中の稼働は難しいという通知。1月末の引き渡しを目途に進めるとのこと。

この報告を受け、大谷地区に宮歯の往診バスを再配置し、保険医療機関認定後のフリーアクセス対応の仮建物として使用することを厚生局と相談し準備に入る。

15日：この時点で大谷地区に宮歯往診バス再配置完了。この頃にはガリバーより提供された往診車両3台（女川、大谷、山元）の配置が完了。（地元歯科医師会預かりも含む）

## 平成24年1月

27日：大谷仮設歯科診療所引き渡し予定。

30日：大谷仮設歯科診療所稼働開始。（気仙沼市より建物を借りての運用）

31日：宮歯往診バス回収予定。

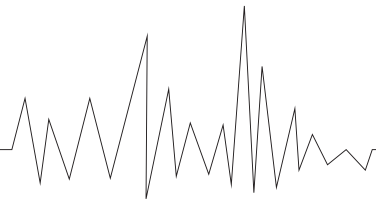


## 2月

1日：大谷仮設歯科診療所正式に開院。気仙沼市による記者会見。現地取材数件。

3日：山元町浅生原歯科診療所内覧会予定（山元町による）

6日：山元町浅生原歯科診療所引き渡し予定



13日：山元町浅生原歯科診療所稼働開始予定

中旬頃：県より宮歯へ山元町浅生原歯科診療所建物の譲渡を受ける手続き予定。また、コマツハウス（建物建築提供スポンサー）に大谷、山元の浄化槽設置費用420万円（200万×2箇所分+消費税）を支払う予定（2月2日請求明細が届く）



このような経過の中で仮設歯科診療所を設置する問題点を総括すると以下のように思われる。

- ① 時間的問題点：予算案通過や設置要領の提示を待つことにより、仮設歯科診療所の起動が遅くなったことは否めない。国、県、市町村を含め弾力的対応が重要である。5カ所全部の仮設歯科診療所が稼働するに至るまで約11カ月を要したことは緊急を要する仮設事業として極めて遺憾。
- ② 予算的問題点：今回の宮城県での仮設診療時設置には建物と器材で約4000万円掛かっている（巡回診療車予算を含めて）。少なくともある程度の機能性を診療所に確保する場合、建物と器材を合わせて1991万という予算では仮設歯科診療所の設置には限界があったと思われる。結果、施設を充実させるためにはスポンサーを確保する必要性が生じ、スポンサーとの合意を得ることやスポンサー側の意向により開設まで時間がかかった側面もあると考察する。仮設歯科診療所の予算を予め4000万円程度確保されていれば、円滑な歯科診療所早期設置は可能だったと思われる。
- ③ 運用（設置）規定の問題点：現金での先行立て替え等を認めず、器材物品としての設置のみと規定されている内容により、仮設歯科診療所早期設置の障害となっていたことは否めない。この点においても弾力的な対応が必要だったと考える。また器材選定においても入札という頑なな姿勢から随意契約的対応を獲得するに至るまでの時間的ロスも大きかったと考える。
- ④ 裁量的問題点：今回仮設歯科診療所の委託を宮城県より受けたのは宮城県歯科医師会であるが、仮設歯科診療所設置において何の裁量もなく、ただひたすら現場の声を代弁して県や国に要望を陳情し、そしてその結果を現場に説明するというマネジメントが歯科医師会の役割であった。委託された歯科医師会の裁量がもう少し認められていれば、対応のバリエーションにも選択肢が増え、現場対応も早期に実現できたものがあったと考察する。
- ⑤ 部局的問題点：仮設歯科診療所事業は医療救護的側面から会員救援の側面まで幅広い対応が必要だった。このことを勘案した場合、災害対策本部医療救護班の一部局という配置では効率的な運営には限界があったと反省する。仮設歯科診療事業の部局的配置について再考する必要があるのではないか。別途「仮設歯科診療所設置班」の設置あるいは、各班統合組織の設置が望ましいと考える。
- ⑥ 制度的問題点：災害時の対応として固定した仮設歯科診療所に移行する以前の対応として訪問歯科診療は有効な手段と位置付けられると考察するが、今回の震災後にはこのような緊急時においても歯科訪問診療の要件緩和はないという通知が早々に出された。災害復興の視点からしても地域の医療の再興は歯科保険制度の再興といっても過言ではないと思われるが、その歯科保険を制限する制度環境は極めて遺憾であると言わざるを得ない。災害時における保険制度の見直しは必須と考える。
- ⑦ 人材的問題点：今回の仮設歯科診療時設置において痛感したのが、こと行政において歯科に精通した担当者が不在であったこと、また現場からの様々な情報が行政内で効率的に伝達、共有されておらず、現場状況に把握から判断対応するまでの時間的ロスが大きかったことである。このような状況を踏まえ、日頃の行政との連携も重要であることは当然だが、さらに行政の中に歯科事情に精通した担当官（歯科コーディネーター）が存在していればさらに効率的な対応が可能だったと考察する。この歯科コーディネーターの





資質として、国、県各部局、市町村、そして歯科医師会とも連携が取れ、それなりの発言権を持ち、緊急時の様々な情報の窓口、そして三師会や歯科医師会を含む各部局への指示の司令塔となるべき資質等が要求されると考える。こういった位置づけの人事的配慮も今後の課題として重要である。

- ⑧ 規模的問題点：今回の仮設歯科診療所はいずれも20坪以上の広さを有し、ユニットは3台配備されている。公的事業としてある程度の診療環境を確保することを優先させての設定であったが、この診療所規模を確保するために時間を要し、稼働が遅くなったとする意見もある。他県の事業と単純に比較はできないものの、ユニット1台程度の簡素な規模のものを配備すれば、早期に稼働できたとする見解もあり、稼働時期を早めることと、仮設歯科診療所の診療環境をどの程度の診療所規模で確保していくかということも併せて検証していく必要がある。
- ⑨ 運営的問題点：仮設歯科診療所の運営費用は人件費（県の人材確保事業を利用）以外について公的にはほとんど認められておらず、特に被災し人口が減少、通院手段が断たれている、地域支援や在宅・施設等への往診・訪問診療など、通常の運営を前提とは出来ない状況である。行政からの委託であればこそ、こうした緊急事態においては運営状況にのみ神経を注ぐのではなく、積極的に地域住民への支援・貢献が行えるような運営支援を実現すべきであった。（診療バスの配備等を含む要望は国・県にも行ったが叶わなかった）

今回の担当において、自分が行ってきたことはほとんどが情報の伝達であった。仮設歯科診療所運営事業の委託を受けた宮城県歯科医師会ではあったが、事実上直接の交渉を行う機会及び裁量はほとんどなく、行政からの一方的な通知を事務的に伝達するための窓口であった感を禁じ得ない。ある程度弾力的に対応して頂いた県行政に対しては、感謝の言葉を述べるべきなのであるが、結果として被災から起算して半年以上過ぎての仮設歯科診療所の開院、それも「先行地域」と銘打っての設置でさえ時間を要したことを考えると、仮設ではなく本設ではないかと自問自答している。さらに「先行」ではない地域の仮設歯科診療所の開設・稼働には約11カ月を要している。総括の繰り返しになるが、時間が掛かってしまったことのみならず、被災地域を広く見渡した仮設診療所運営事業を視野に入れていない仮設歯科診療所設置にのみ傾倒した行政対応、また委託を受ける歯科医師会側の裁量の問題等、今回個人的に感じたもどかしさや無力感も含め、広い視野での再検討の必要があると思われる。